

認定コミュニティ活動状況資料

海岸地区まちぢから協議会

(1) 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表	1～2
規約等	3～9
委員名簿	10

(2) 認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書	11～20
当該年度の活動計画書及び収支予算書	21～23
特定事業の概要（広報紙発行事業）	24
特定事業実施報告書（広報紙発行事業）	25～26
特定事業の概要（サマースペース海岸）	27
特定事業実施報告書（サマースペース海岸）	28～29
特定事業の概要（海岸地区盆踊り）	30
特定事業実施報告書（海岸地区盆踊り）	31～32
特定事業の概要（海岸地区防災マニュアル改訂事業）	33
特定事業実施報告書（海岸地区防災マニュアル改訂事業）	34～35

【参考資料】

- ・海岸まちぢから第14号（令和7年6月1日）
- ・海岸まちぢから第15号（令和7年10月1日）
- ・海岸まちぢから第16号（令和8年1月1日）
- ・海岸まちぢから第17号（令和8年4月1日）
- ・海岸まちぢから市民集会報告（令和7年12月1日）
- ・特定事業成果物（海岸地区盆踊り、海岸地区防災マニュアル改訂事業）

設立趣意書抜粋（地区の特性等）

（新たな地域コミュニティの取り組みを進める社会的背景）

海岸地区は、海に面した地域性からマリンスポーツ文化が根付き、明治中期以降の別荘地としての歴史を背景に、市内にとどまらず、多くの人から閑静な住宅地として人気を集めている。そのような中、海岸地区は13の自治会を中心に、福祉、青少年育成、防災、環境保全といった様々な分野で多くの団体が活動し、地域生活を支えてきた。

しかし、情報化社会の発展やそれに伴う生活様式の変化により、地域にとらわれない大きな範囲でのつながりが可能となり、コミュニティの基盤となる地域への関心、連帯感が薄れてきている。また、各団体の取り組みも専門性が高く、地域課題に対し個別に対応する状況となっている。一方で、高齢者や子どもの見守りなど、地域全体で協力して取り組まなければならない事柄は増加傾向にあり、従来自治会が中心となり担ってきた、あらゆる世代がつながり支え合うまちづくりを継続、発展させていくためには、地域住民や地域で活動する各種団体が積極的に連携し、協力していく必要性が高まっている。

（海岸地区で新たな地域コミュニティの取り組みを進める理由）

多くの方に愛されている海を大切に、自然と文化が共存する海岸地区であり続けるためには、今まで以上に地域の団体や住民が身近な問題について気軽に話し合い、顔の見える関係づくりや住民相互の連携を図り、「共助」の力を強くしていかなければならない。また、従来自治会が担ってきた地域におけるコーディネート機能をさらに高め、地域横断的な取り組みを進めることが必要となることから、地域と市とが密接に連携・協力し、多くの住民で地域の情報を共有し、課題を発見し、その課題を解決していくため、新たな地域コミュニティの形成を図ることとした。

（海岸地区での新たな地域コミュニティの取り組みを進める目的）

(1) 協議の場

地域住民と市が協働して、地域の様々な立場の方々が、自分たちの地域について話し合い、地域の課題を共有し、協議をする。

(2) まちぢからの醸成

地域の課題を解決するために必要なサービスや事業を、地域が市と協働して実行することにより、地域で活動している多様な担い手の連携を推進する。また、地域住民の地域活動への新たな参画を促進し、地域活動を活性化し、まちぢからを高める。

(3) 自助・共助・公助のまちづくり

活力のある地域社会を持続可能なものとしていくため、地域と市がそれぞれの責任の下で役割を担い、日常の問題を解決する環境づくりを進めることで地域における支え合いのカタチを再構築し、共助の拡大につなげる。

(4) 地域住民主体の市政

地域の事情を踏まえ、地域住民と市が協働して、地域の多様な方々が協議することにより、地域で何を優先して実施すべきかの選択が行えるようになり、地域が優先すべき地域課題に予算・設備を効果的に活用し、事業展開ができるようにする。

認定基準確認表（海岸地区まちぢから協議会）

認定基準（条例第2条第2項）		適合状況
(1)	①規約に、「主として活動する区域」を規定しているか。	規約第2条に規定あり。
	②規約に規定した「主として活動する区域」が「市長が定める認定区域」と合致しているか。	市長が告示する区域と規約第2条における協議会の活動区域が合致。
(2)	①規約に、構成員として「認定区域で活動する自治会」を規定しているか。	規約第5条（1）に「海岸地区に属する各単位自治会の代表」が委員である旨記載あり。
	②構成員の一覧を記載した書類により、「認定区域で活動する自治会が構成員となっていること」が明確になっているか。	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」のとおり13自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。
	③認定区域で活動する自治会の全てが構成員になっていない場合は、各種団体や地域住民と連携・補完し合いながら、コミュニティがその認定区域の全部において公益を増進するための活動を行うことができる体制が、規約や活動計画書等により明確になっているか。 ※認定区域で活動する自治会の全てが構成員になっていない場合は、別紙「連携・補完体制確認表」も併せて提出してください。	該当なし
(3)	①規約に、構成員として「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第3条第1項各号で定める団体」を規定しているか。	規約第5条（2）～（9）に規定あり。（（7）を除く。） ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ （2）海岸地区社会福祉協議会の代表 （3）海岸地区民生委員児童委員協議会の代表 （8）地域包括支援センターあいの代表 （9）ボランティアセンター海岸の代表 ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ （6）東海岸体育振興会の代表 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ （4）茅ヶ崎小学校区青少年育成推進協議会の代

		表 (5) 東海岸小学校区青少年育成推進協議会の代表
	②構成員の一覧を記載した書類により、「規則第3条第1項各号で定める団体が構成員となっていること」が明確になっているか。	名簿に、「規約第5条(2)～(9)((7)を除く。)」に規定される団体名が記載されている。
(4)	①規約に、構成員として「公募により選出されるもの」を規定しているか。	規約第5条(10)に規定あり。
	②構成員の一覧を記載した書類により、「公募により選出されるものが構成員となっていること」が明確になっているか。 ※不在の場合は、「現在募集中であること」、「今後募集予定であること」等を記載してください。	名簿に記載あり。
(5)	①規約に、「事業に認定区域に住所を有する全ての個人が参加できること」を規定しているか。	規約第9条、第21条～第25条に部会の規定あり。
	②活動計画書等により、「認定区域に住所を有する全ての個人が参加できる事業」が明確になっているか。	事業計画書に記載あり。
(6)	①規約に、「運営が民主的に行われる仕組み」を規定しているか。	規約第9条第2項及び第3項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法を規定している。
	②活動計画書等により、「地域住民や事業者等に対し、活動を周知する体制や、意見や要望を聴取する体制が構築されていること」が明確になっているか。	活動計画書に記載している。
(7)	①規約に、「目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項」を規定しているか。	規約第3条に目的、第1条に名称及び所在地、第2条に活動区域、第6条～第8条に代表者に関する事項、第9条に会議に関する事項について規定している。
(8)	①規約等から、「営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないこと」が読み取れるか。	規約第3条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。
	②毎年度の活動計画書及び収支予算書から、上記の項目に合致しないことが明確であるか。	事業計画書及び収支予算書で明確になっている。

目次

- 第1条 名称
- 第2条 区域
- 第3条 目的
- 第4条 事業
- 第5条 委員
- 第6条 役員
- 第7条 役員の任期
- 第8条 役員の仕事
- 第9条 会議
- 第10条 総会
- 第11条 総会の種別
- 第12条 総会の招集
- 第13条 総会の議決事項
- 第14条 総会の議事録
- 第15条 運営委員会
- 第16条 運営委員会の招集
- 第17条 運営委員会の決定事項
- 第18条 役員会
- 第19条 役員会の招集
- 第20条 役員会の所掌事項
- 第21条 部会
- 第22条 部会長及び副部会長の仕事
- 第23条 部会長及び副部会長の任期
- 第24条 部会の招集
- 第25条 部会の協議事項
- 第26条 海岸地区コミュニティセンターの管理運営
- 第27条 事務局
- 第28条 事業及び会計年度
- 第29条 経費
- 第30条 住民等からの意見等の取り扱い
- 第31条 必要事項

(名称及び所在地)

第1条 本会は、海岸地区まちぢから協議会と称し、その所在地を海岸地区コミュニティセンター（東海岸北5-16-20）とする。

(区域)

第2条 本会の活動区域は市長が告示する海岸地区（以下「海岸地区」という。）とする。

(目的)

第3条 本会は、住みよい地域社会の構築のため、地域課題を把握・協議し、市と協働して、自主的・主体的に課題解決に向けた地域活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民相互及び各種団体の連携促進に関すること。
- (2) 住民参画の促進及び団体活動の活性化に関すること。
- (3) 地域課題を共有し、課題解決のための検討、提案及び事業の実施に関すること。
- (4) 地域のあり方や目指すべき方向性の検討に関すること。
- (5) 海岸地区コミュニティセンターの管理運営に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員)

第5条 本会の委員は、次に掲げるものとする。

- (1) 海岸地区に属する各単位自治会の代表
 - (2) 海岸地区社会福祉協議会の代表
 - (3) 海岸地区民生委員児童委員協議会の代表
 - (4) 茅ヶ崎小学校区青少年育成推進協議会の代表
 - (5) 東海岸小学校区青少年育成推進協議会の代表
 - (6) 海岸地区体育振興会の代表
 - (7) 海岸地区コミュニティセンター管理委員会の代表
 - (8) 地域包括支援センターあいの代表
 - (9) ボランティアセンター海岸の代表
 - (10) 公募による者
 - (11) 本会が推薦する者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、総会の決議によってその任期を短縮することを妨げない。
 - 3 委員は再任を妨げない。
 - 4 委員の定数は、30名以内とする。
 - 5 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 委員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、委員として職務を行わなければならない。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

2 前項の役員は、総会において、委員の中から選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は再任を妨げない。

4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、役員として職務を行わなければならない。

(役員任務)

第8条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。
- (3) 書記は、事務局を統括する。
- (4) 会計は、本会の運営及び活動に関する経理事務を行う。
- (5) 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不整の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、運営委員会、役員会及び部会とする。

2 会議は、各会議を構成する者の過半数の出席により成立する。ただし、総会については委員のうち、委任状の提出をもって出席とみなすことができる。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

4 前2項の規定は、総会、運営委員会及び役員会に適用するものとし、部会については部会長に対応を委ねるものとする。

5 会議には、各会議を構成する者以外の者に出席をもとめ、意見を聞くことができる。

(総会)

第10条 総会は、委員をもって構成する。

2 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。

(総会種別)

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、年度当初に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、総会を構成する者の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第8条第5号の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第12条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の15日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第13条 総会は、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 本会の事業報告及び決算に関すること。
- (2) 本会の事業計画及び予算に関すること。
- (3) 本会の役員を選任及び解任に関すること。
- (4) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他本会の組織及び運営方針に関すること。

(総会の議事録)

第14条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
- (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、委員をもって構成する。

2 運営委員会の議長は、本会の会長が就く。

(運営委員会の招集)

第16条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(運営委員会の決定事項)

第17条 運営委員会は、本会の事業や地域課題を協議し、次の事項を決定する。

- (1) 本会の委員等の入会又は退会に関すること。
- (2) 本会の公募による委員の募集に関すること。
- (3) 部会の設置及び廃止に関すること。
- (4) 各部会長の選任及び解任に関すること。
- (5) 各部会が協議した事項に関すること。
- (6) 各部会間及び各種団体間の連絡調整に関すること。
- (7) 本会に寄せられた意見及び提案事項に関すること。
- (8) 住民への周知に関すること。
- (9) その他委員から提案された事項に関すること。

(役員会)

第18条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会の議長は、本会の会長が就く。

(役員会の招集)

第19条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の所掌事項)

第20条 役員会は、次の事項を所掌する。

(1) 総会及び運営委員会に付議する事項に関すること。

(2) 総会及び運営委員会において決定された事項のうち、本会全体に係るものの執行に関すること。

(3) その他総会及び運営委員会の決定を要しない会務の執行に関すること。

(部会)

第21条 部会は、部会員をもって構成する。

2 部会に、部会長及び副部会長を置く。

3 部会長は、委員から選任する。

4 部会員は、当該部会への参画の意志があるものとする。

5 副部会長は、その部会において部会員の中から互選により選出する。

6 部会の議長は、部会長が就く。

(部会長及び副部会長の任務)

第22条 部会長及び副部会長の任務は、次のとおりとする。

(1) 部会長は、担当部会を代表し、部会の運営を総括する。

(2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(部会長及び副部会長の任期)

第23条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、運営委員会の決議によってその任期を短縮することを妨げない。

2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 部会長及び副部会長は再任を妨げない。

4 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、部会長及び副部会長としてその職務を行わなければならない。

(部会の招集)

第24条 部会は、部会長が必要と認めたときに招集する。

(部会の協議事項)

第25条 部会は、所掌する事項について調査・審議する。

2 部会名及び所掌する事項は、別に定める。

(海岸地区コミュニティセンターの管理運営)

第26条 本会の中に海岸地区コミュニティセンター管理委員会を設ける。

2 海岸地区コミュニティセンター管理委員会は、海岸地区コミュニティセンターの管理運営を行い、所掌する事項は別に定める。

(事務局)

第27条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、次の事項を行う。

- (1) 会議の資料の作成に関すること。
- (2) 会議の議事録の作成に関すること。
- (3) 会計事務に伴う事項に関すること。
- (4) 茅ヶ崎市や関係団体等との連絡調整に関すること。
- (5) その他本会の運営に必要な事項に関すること。

(事業及び会計年度)

第28条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第29条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第30条 会議で出された意見等の他、地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、役員会及び運営委員会に報告する。

(必要事項)

第31条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成28年3月27日から施行する。

この規約は、海岸地区コミュニティセンター管理委員会の組織組み入れに伴い、令和2年9月19日の臨時総会の議決に基づき、令和3年4月1日から施行する。

この規約は、令和4年4月23日の定期総会の議決に基づき、令和4年4月23日から施行する。

海岸地区まちぢから協議会 部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、海岸地区まちぢから協議会規約第25条第2項の規定により、海岸地区まちぢから協議会の部会名及び所掌する事項等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会及びグループの設置)

第2条 海岸地区まちぢから協議会に設置する部会は、次のとおりとする。

また、必要に応じて部会内にグループを設置し、互選によりグループリーダーを置く。

(1) 広報部会

ホームページグループ

広報紙グループ

掲示板グループ

(2) 防災安全部会

防災安全グループ

ペット避難グループ

(3) イベント企画部会

市民集会グループ

賀詞交歓会グループ

梅まつりグループ

盆踊りグループ

サマースペース海岸グループ

(部会の所掌する事項)

第3条 前条に規定した部会の所掌する事項及び具体的な取り組み内容は、次のとおりとする。

(1) 広報部会

イ ホームページに関する事

ロ 広報紙等に関する事

ハ 掲示板設置に関する事

ニ その他、運営委員会等で当該部会での検討を決定した案件等に関する事

(2) 防災安全部会

イ 防災訓練の実施に関する事

ロ 安全・安心な暮らしに関する事

ハ その他、運営委員会等で当該部会での検討を決定した案件等に関する事

(3) イベント企画部会

イ 市民集会、賀詞交歓会、梅まつり、盆踊り、サマースペース海岸等、海岸地区まちぢから協議会が主催・共催するイベントに関する事

ロ その他、運営委員会等で当該部会での検討を決定した案件等に関する事

附 則

- ・この規程は、平成29年6月24日から施行する。
- ・この規程は、平成30年6月23日に一部改正し直ちに施行する。
- ・この規程は、令和5年12月23日に一部改正し直ちに施行する。
- ・この規程は、令和7年4月19日に一部改正し直ちに施行する。

海岸地区まちぢから協議会 運営委員名簿

2025年7月19日現在

	役 職	氏 名	所 属
1	会長	林 正明	東海岸北二丁目自治会
2	副会長	丸山 泰	東海岸南一丁目自治会
			海岸地区民生委員児童委員協議会
			海岸地区社会福祉協議会
3	副会長	山田 秀砂	推薦委員
4	書記	今泉 勲	東海岸小学校区青少年育成推進協議会
5	会計	渡辺 末一	東海岸北四丁目自治会
6	監事	佐藤 良一	海岸地区コミュニティセンター運営委員会
7	監事	山本 俊夫	東海岸北一丁目自治会
			ボランティアセンター海岸
8	委員	米井 博之	東海岸北三丁目自治会
9	〃	大関 路将	東海岸北五丁目自治会
10	〃	土田 衛	東海岸南二丁目自治会
11	〃	真野 宗直	東海岸南三丁目自治会
12	〃	中村 嘉人	東海岸南四丁目自治会
13	〃	島田 渡	東海岸南五丁目自治会
14	〃	西村 和明	東海岸南六丁目自治会
15	〃	小林 正尚	パンフィックガーデン茅ヶ崎自治会
16	〃	原 京子	茅ヶ崎小学校区青少年育成推進協議会
17	〃	町田 奈津美	地域包括支援センターあい
18	〃	加藤 大嗣	海岸地区体育振興会
19	〃	川上 千春	公募委員
20	〃	阿部 ちづる	公募委員
21	〃	和田 智弘	推薦委員
22	担当職員	清水 大空	茅ヶ崎市役所市民自治推進課

前年度の活動報告書及び収支決算書

令和7年度事業報告

1 会議等の実施

(1) 総会、運営委員会、役員会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和7年 4月10日	4月役員会	(1)定期総会について
19日	定期総会	(1)議案第1号 令和6年度事業報告について (2)議案第2号 令和6年度収支決算について (3)議案第3号 令和7年度事業計画(案)について (4)議案第4号 令和7年度収支予算(案)について
19日	4月運営委員会	(1)部会規程改正について (2)部会報告(2025年度事業計画及びメンバー選定について) (3)各団体事業計画日程等報告(予定) (4)その他情報交換
5月22日	5月役員会	(1)運営委員会の議案検討
24日	5月運営委員会	(1)ボランティアセンター・東海岸会館移転について (2)津波避難についての説明会開催について (3)部会報告(部会及びグループメンバー選定を含む) (4)各団体報告 (5)その他情報交換 (6)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
6月26日	6月役員会	(1)運営委員会の議案検討
28日	6月運営委員会	(1)令和7年度茅ヶ崎市まちぢから協議会情報交換会について (2)部会報告・各団体報告 (3)その他情報交換 (4)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
7月17日	7月役員会	(1)運営委員会の議案検討
19日	7月運営委員会	(1)運営委員変更について (2)復興ワークショップへの参加について (3)部会報告・各団体報告 (4)その他情報交換 (5)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
8月21日	8月役員会(中止)	
23日	8月運営委員会(中止)	
9月18日	9月役員会	(1)運営委員会の議案検討
20日	9月運営委員会	(1)「盆踊り」結果報告 (2)「サマースペース海岸」結果報告 (3)市民集会について (4)防災訓練について (5)まちぢから協議会連絡会主催研修会兼懇親会について

実施日	会議の名称	主な内容等
		て (6)令和 8 年度特定事業について (7)部会報告・各団体報告 (8)その他情報交換 (9)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
10 月 23 日	10 月役員会	(1)運営委員会の議案検討
25 日	10 月運営委員会	(1)「市民集会」結果報告 (2)「防災訓練」結果報告 (3)令和 8 年度賀詞交歓会日程について (4)部会報告・団体報告 (5)その他情報交換 (6)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
11 月 27 日	11 月役員会	(1)運営委員会の議案検討
29 日	11 月運営委員会	(1)令和 7 年度茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会研修会について (2)海岸地区コミュニティセンター指定管理者について (3)部会報告・団体報告 (4)その他情報交換 (5)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
12 月 18 日	12 月役員会	(1)運営委員会の議案検討
20 日	12 月運営委員会	(1)公募委員募集について (2)賀詞交歓会について (3)部会報告・団体報告 (4)その他情報交換 (5)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
令和 8 年 1 月 22 日	1 月役員会	(1)運営委員会の議案検討
25 日	1 月運営委員会	(1)みんなの防災展の延期について (2)賀詞交歓会について (3)買い物支援地域協力事業について (4)梅まつりについて (5)部会報告・各団体報告 (6)その他情報交換 (7)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
2 月 19 日	2 月役員会	(1)運営委員会の議案検討
21 日	2 月運営委員会	(1)「梅まつり」結果報告 (2)公募委員・推薦委員の選任について (3)避難所マニュアル改訂版について (4)期間限定プロジェクトチーム発足について ①海岸地区まちぢから協議会 10 周年記念事業チーム ②特定事業クラスター（延焼）火災マニュアル作成チーム (5)海岸地区まちぢから協議会 10 年間データ保存について (6)研修会「防災スマホ教室」の開催について (7)部会報告・団体報告

実施日	会議の名称	主な内容等
		(8)その他情報交換 (9)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
3月19日	3月役員会	(1)運営委員会の議案検討
21日	3月運営委員会	(1)推薦委員の選任について (2)避難所開設・運営マニュアル及び避難マニュアル配布について (3)令和8年度定期総会について (4)まちぢから協議会広報紙配布について (5)部会報告・各団体報告 (6)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項

(2) 広報部会（広報紙グループ）

実施日	会議の名称	主な内容等
令和7年 5月 9日	第1回グループ会議	第14号企画検討
5月12日	第2回グループ会議	第14号原稿校正
5月18日	第3回グループ会議	第14号レイアウト確認
5月23日	第4回グループ会議	第14号納入・配布
7月28日	第5回グループ会議	第15号企画検討
8月20日	第6回グループ会議	第15号原稿校正、レイアウト検討
9月20日	第7回グループ会議	第15号納入・配布
10月31日	第8回グループ会議	第16号企画検討
11月21日	第9回グループ会議	第16号原稿校正、レイアウト検討
12月19日	第10回グループ会議	第16号納入・配布
令和8年 3月 3日	第11回グループ会議	第17号企画検討
3月21日	第12回グループ会議	第17号納入・配布

*企画案等の詳細検討については、会議によらずメール等により、意見の交換を実施

(3) 防災安全部会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和7年 4月 5日	第1回防災安全部会	海岸地区防災訓練開催について
5月18日	第2回防災安全部会	海岸地区防災訓練開催について
6月 8日	第3回防災安全部会	海岸地区防災訓練開催について
6月14日	第4回防災安全部会	海岸地区ハザードマップ説明会
7月17日	第5回防災安全部会	海岸地区防災訓練開催について
8月 3日	第6回防災安全部会	海岸地区防災訓練開催について
9月28日	第7回防災安全部会	海岸地区防災訓練開催について
10月 5日	第8回防災安全部会	海岸地区防災訓練開催について
10月18日		海岸地区防災訓練

*企画案等の詳細検討については、会議によらずメール等により、意見の交換を実施

(4) イベント企画部会（市民集会グループ）

実施日	会議の名称	主な内容等
令和7年 5月22日	第1回会議（役員会）	タイムテーブル検討、テーマの検討
5月24日	5月運営委員会	テーマの決定

実施日	会議の名称	主な内容等
6月26日	第2回会議（役員会）	市民集会実施要領、集会までの準備スケジュール決定
7月8日	第3回会議	市民集会の次第を検討
7月19日	7月運営委員会	市民集会の次第を確認
9月1日		開催案内回覧チラシの配付、ポスター掲示
9月9日		市防災対策課と発表内容について確認
9月29日		市民集会資料（パワポ、配付資料）作成
10月3日		会場準備、プロジェクター等の確認
10月4日	市民集会	体験学習センターうみかぜテラスにて開催
11月28日	リモート（メール）	市からの回答（議事録）を確認
12月14日	リモート（メール）	海岸地区住民に向けた市民集会報告書の編集確認
12月19日		海岸地区住民に向けた市民集会報告書の印刷発注
12月25日		海岸地区住民に向けた市民集会報告書の配付

(5) イベント企画部会（梅まつりグループ）

実施日	会議の名称	主な内容等
令和7年11月29日	第1回グループ会議	令和8年梅まつり開催案の検討
令和8年1月12日	第1回実行委員会	令和8年梅まつり実施要領の説明、質疑
1月25日	第2回実行委員会	令和8年梅まつり実施要領改訂版の説明、質疑
2月11日		令和8年梅まつり雨天のため中止。食材等販売実施。

(6) イベント企画部会（盆踊りグループ）

実施日	会議の名称	主な内容等
令和7年5月18日	第1回グループ会議	盆踊り実施問題点の検討
6月1日	第2回グループ会議	盆踊り機材調達・設営方法の検討
6月22日	第3回グループ会議	盆踊り実行計画説明
7月1日		開催案内回覧・ポスター掲示
7月13日	第4回グループ会議	盆踊り開催近隣対策検討
7月26日	第1回実行委員会	盆踊り実行計画説明
8月1日		開催案内チラシ回覧（2回目）
8月2日		盆踊り練習会
8月3日	第5回グループ会議	盆踊り実行計画修正項目確認
8月9日	第2回実行委員会	盆踊り実行計画周知確認
8月11日		盆踊り練習会
8月16日		盆踊り会場準備
8月17日		盆踊り開催
8月17日		盆踊り機材撤収
8月24日	反省会	

(7) イベント企画部会（賀詞交歓会グループ）

実施日	会議の名称	主な内容等
令和7年11月23日	第1回賀詞交歓会部会	来賓招待者、海岸地区参加者のすり合わせ
12月1日	来賓招待者挨拶回り	来賓招待者案内状持参
12月20日	第2回賀詞交歓会部会	開催案詳細検討
令和8年1月6日	第3回賀詞交歓会部会	参加者確認と準備詳細検討

実施日	会議の名称	主な内容等
1月10日		賀詞交歓会開催

(8) イベント企画部会 (サマースペース海岸グループ)

実施日	会議の名称	主な内容等
令和7年 4月10日	第1回会議 (役員会)	事業の主体・協力体制を確認
6月11日		参加募集チラシを茅ヶ崎小学校・東海岸小学校に配付
6月～7月		鶴嶺高校、茅ヶ崎高校、北陵高校、アレセア湘南へボランティア依頼説明
6月26日	第2回会議 (役員会)	参加希望児童数の確認、高校生ボランティア確認
7月 8日	第3回会議	実施計画の検討
7月23日		サマースペース海岸開設初日
8月29日		サマースペース海岸開設最終日
9月 9日	反省会	
9月18日	第4回会議 (役員会)	実施結果の報告

2 事業の実施

実施日	区分	事業名	内容・実施体制・参加者数
令和7年 7月23日 ～8月29日	主催	サマースペース海岸	別記載
8月18日	主催	海岸地区盆踊り	別記載
10月4日	主催	市民集会	別記載
10月18日	主催	海岸地区防災訓練	別記載
令和8年 2月11日	共催	梅まつり	別記載
通年	主催	感震ブレーカー設置事業	別記載
通年	主催	広報活動事業	別記載
通年	主催	海岸地区防災マニュアル改訂事業	別記載

●サマースペース海岸

今年度から海岸地区まちぢから協議会の主催事業として、体験学習センターうみかぜテラスにて本事業を実施した。夏休み期間中に一人で過ごさなければならない子どもの居場所を作り、働く子育て世代への支援を目的として実施した。期間中は、子どもたちがより楽しく過ごせるよう、サッカー教室やお菓子作りなどの様々なイベントを実施するなど、工夫を凝らした事業運営に努めた。事業運営に当たっては、まちぢから協議会構成団体に加え、市内の高校生等からボランティアを募り、担い手の創出及び運営側の負担軽減に努めた。また、過去に参加していた児童が中学生となり、ボランティアとして参加する事例も見られ、担い手確保の観点からも好循環が生まれている。今後も、このような事例が増加されるよう努めるとともに、本事業にとどまらず他の地域活動にも関心を持ってもらえるよう工夫を重ねながら、事業運営を行っていきたい。

一方で、参加児童数は、初年度の33名から2年目には100名、今年度は150名へと増加しているが、施設の広さやスタッフの負担などの面から、受け入れ人数の調整といった課題も見えてきた。

●盆踊り

例年同様、東海岸小学校校庭にて開催し、約2,500名の来場者数となり、大いに賑わった。前回の課題をもとに、駐輪場スペースの照明を増加させたことや、盆踊りスペースと模擬店スペースの間に飲食エリアを設けるなど、来場者が快適に過ごせる環境づくりができた。また、櫓設置についてもレンタル会社からレンタルすることで、運営側の負担が大きく軽減できた。

催し物としては、来場者へのうちわ無料配布(2,000枚)、子どもたちへのアイスキャンディー無料配布(1,300本)のほか、当協議会に関わる諸団体による焼きそば、焼き鳥、フランクフルト、かき氷、ポップコーン、飲み物等を販売した。また、今年度も地域活性化を目的に地域商店の出店していただいた。例年よりも多い来場者数であったため、いくつかの模擬店では売り切れの状況となっていた。

来年度は、反省会等で出た意見をもとに、ごみ収集場所を分かりやすく明示することや場内アナウンス装置の改善など、多くの来場者の方々が安全かつ快適に過ごせる環境づくりに努めていきたい。

●市民集会

参加者97名(一般住民65名、まちぢから協議会18名、市・県議会議員5名、行政9名)

今回は、津波ハザードマップの改訂に伴い、テーマを「津波災害警戒区域指定を受けての地域の取り組みについて」とし、市防災対策課及び防災安全部会より、現在の防災対策について説明を行い、それに対する意見交換を行った。

- (1) 防災における〈公助、共助、自助〉の説明
- (2) 〈公助〉津波警戒区域指定を受けて 対策説明

(3) <共助>津波避難訓練に向けて 地域の取り組み

(4) <自助>災害に備えて自助の必要性の説明

●海岸地区防災訓練

参加者約 265 名。(一般住民 165 名、自主防災組織 86 名、教職員 11 名・配備職員 6 名・防災対策課職員 6 名、市職員 2 名)

今年度も前年度同様、地域住民の方々に避難者として参加いただく形式で、東海岸小学校にて開催した。今年度は、新たに各自治会における防災対策への取り組みを紹介するブースを設け、より多くの地域住民に地域の防災対策、活動への理解を深めていただけるよう工夫を行った。

訓練内容としては、多世代の地域住民により多く参加していただけるよう、10 種類のブースを設置し、スタンプラリー形式で参加できる仕組みとした。また、ペット避難所管理リーダー 1 期生を中心としたペット避難所開設から運営に関する訓練を初めて実施した。

来年度は、反省会等を通じて確認された課題等の解決に努めるとともに、情報受伝達を駆使した訓練内容とするなど、防災訓練に参加する意義を明確にできるよう工夫を凝らして実施していきたい。

<主な設置ブース>

- (1) 避難所開設運営訓練
- (2) 海岸地区の各自治会が行う防災対策の取り組みに関する展示
- (3) 応急処置に関する実技・展示
- (4) 災害備蓄機材・物品の展示
- (5) 明治安田による防災セミナー「在宅避難のススメ」
- (6) 起震車体験
- (7) 車いす体験
- (8) 濃煙体験
- (9) 防災食ソーラークッキング
- (10) ペット避難所開設入所運営訓練、保健所によるペット避難所での受け入れに関する講義

●梅まつり

例年同様に、茅ヶ崎南地区まちぢから協議会との共催事業として準備を進めたが、残念ながら天候不良が予想されたため中止とした。来年度は、準備段階で見られた課題等の改善に取り組むとともに、茅ヶ崎南地区まちぢから協議会と協議を重ねながら、より多くの地域の方々に楽しんでいただける事業として開催できるよう努めていきたい。

●感震ブレーカー設置事業

大規模地震時の通電火災対策として、まちぢから協議会が中心となって地区内の自治会で 29 年度より感震ブレーカーの設置作業を行っている。現在、海岸地区全世帯に対する普及率は、約 50%となっている。

●広報活動事業

概 要 海岸地区まちぢから協議会の活動を地域住民に周知した。

実 施 海岸まちぢから 14 号 (令和 7 年 6 月 1 日発行 9,000 部印刷 全戸配布)
海岸まちぢから 15 号 (令和 7 年 10 月 1 日発行 9,000 部印刷 全戸配布)
海岸まちぢから 16 号 (令和 8 年 1 月 1 日発行 9,000 部印刷 全戸配布)
海岸まちぢから 17 号 (令和 8 年 4 月 1 日発行 9,000 部印刷 全戸配布)
海岸まちぢから市民集会特別号 (令和 7 年 12 月 1 日発行 9,000 部印刷 全戸配布)

●海岸地区防災マニュアル改訂事業

防災安全部会において作成している防災マニュアル「避難所の開設と運営について」を現状に即した内容とするため改訂を行った。これまでの防災訓練の経験から得られた改善事項を反映するとともに、ペット所有世帯が多い地域特性を踏まえた海岸地区独自のペット同行避難に関する事項や、津波ハザードマップの改訂に伴う津波避難に関する事項を盛り込み、内容の充実を図った。改訂したマニュアルについては、各自主防災会の防災リーダー等へ配布した。

また、避難者向けに避難所での心得等を記載した「海岸地区避難マニュアル」を新たに作成するとともに全戸配布を行い、運営側及び避難者双方の防災意識の向上につなげた。

令和7年度 海岸地区まちぢから協議会収支決算

収入の部

項目	予算額	決算額	内 訳
補助金	2,042,000	2,012,700	運営等助成金 250,000円 うみかぜテラス施設使用料補助 180,000円 特定事業助成金(広報紙発行事業) 350,000円 特定事業助成金(海岸地区盆踊り) 660,000円 特定事業助成金(サマースペース海岸) 390,000円 特定事業助成金(海岸地区防災マニュアル改訂事業) 120,000円 防災訓練補助金 62,700円
繰越金	300,501	300,501	イベント協賛金繰越金 300,501円
分担金	130,000	352,403	自治会連合会分担金 109,603円 茅ヶ崎南地区梅まつり分担金 22,800円 サマースペース海岸分担金(民児協、地区社協) 220,000円
事業収入	1,999,000	1,719,080	賀詞交歓会会費 228,000円 梅まつり返金 114,080円 盆踊り売り上げ 594,000円 イベント協賛金 783,000円
その他	0	1,738	利息等
合 計	4,471,501	4,386,422	

支出の部

項目	予算額	決算額	内 訳	
運営費	【本部】	2,531,000	2,482,310	
	事務費	135,000	49,082	消耗品、印刷費等
	会議費	20,000	10,000	レジュメ代
	広報啓発費	20,000	9,653	市民集会ポスター・チラシ発行
	事業費	2,326,000	2,303,972	盆踊り 1,515,156円 防災関連等 154,078円 サマースペース海岸 216,953円 賀詞交歓会 213,076円 梅まつり 199,159円 広報掲示板保険(振込手数料含む) 5,550円
	負担金	30,000	109,603	茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会負担金、視察費 等
	返還金	0	0	
	【3部会】	0	0	部会活動は、本部費で計上
小 計	2,531,000	2,482,310		

うみかぜ テラス 施設使用料	使用料	180,000	128,220	施設使用料 等
	市への返還金		51,780	
	小 計	180,000	180,000	
海岸地区 特定事業 助成事業 踊り成金	物品費	360,000	293,150	海岸地区まちぢから協議会うちわ作成費 (1,500枚)、提灯 (20本) 消耗品費、その他
	委託費	220,000	369,600	電飾装置配線等委託
	印刷製本費	20,000	0	ポスター、回覧チラシ、その他
	予備費	60,000	0	
	市への返還金	0	0	
小 計	660,000	662,750		
広報紙 特定事業 助成事業 発行成金	委託料	321,516	175,039	印刷校正委託 (仕分け作業含む) 9,000部×4回
	予備費	28,484	0	
	市への返還金	0	174,961	
	小 計	350,000	350,000	
サマー 特定事業 助成金 スペース 海岸	事業費	70,000	11,643	イベント材料費 等
	消耗品費	30,000	41,012	救急用薬購入費、玩具購入費 等
	謝礼	110,000	177,530	イベント謝礼金、ボランティア謝礼
	保険料	40,000	41,860	参加児童・スタッフのボランティア行事用保険
	事務費	20,000	37,027	会議資料印刷費、郵送費 等
	印刷製本費	20,000	8,346	回覧チラシ、参加証、ボランティア証作成費 等
	会場費	70,000	78,780	うみかぜテラス使用料、備品使用料 等
	予備費	30,000	0	
	市への返還金	0	0	
小 計	390,000	396,198		
防災 マニ 特定事業 助成金 リニューアル 改訂事業	印刷費	41,163	107,079	マニュアル印刷費
	謝礼	40,000	0	
	事務費	30,000	13,408	会議資料印刷費 等
	予備費	8,837	0	
	市への返還金	0	0	
小 計	120,000	120,487		
繰越金	0	194,677	イベント協賛金繰越金	
予備費	240,501	0		
合 計	4,471,501	4,386,422		

当該年度の活動計画書及び収支予算書

令和8年度事業計画

海岸地区まちぢから協議会の規約に基づく目的を達成するために次の取り組みを実施する。

1 課題把握

各団体や住民が抱えている課題や取り組みなど、地域に関する様々な情報の把握・共有を行い、各分野・各部会とともに、課題を整理し、調査・研究を行い、課題解決までの方法等について検討を行う。

2 課題解決

把握した課題を協議する中で、各団体や地域住民及び行政と協働による課題解決に取り組む。

3 事業等の実施

表1及び表2のとおり、各事業を実施する。

4 地域集会施設の指定管理

海岸地区まちぢから協議会が、活動の拠点である地域集会施設の管理委員会と連携することによって、より良い地域活動の推進を目指す。

【表1】

	事業項目	実施予定日	内 容
1	海岸地区まちぢから協議会の運営に関すること	通年	○海岸地区まちぢから協議会の目的を達成するための事業等について、役員会・運営委員会等で随時協議していく。 ○総会、役員会、運営委員会の開催のほか運営に関する事務

【表2】

	事業項目	実施予定日	内 容
1	海岸地区感震ブレイカー設置事業	通年	○大規模地震時の通電火災対策のため、各自治会が実施している啓発及び新規設置等に関する必要な支援を実施する。
2	広報活動	通年	○ホームページの運営、広報紙発行（6月、9月、12月、3月予定）及び掲示板の維持管理・活用に関する協議をしていく。
3	海岸地区防災マニュアル作成事業	通年	○プロジェクトチームを結成し、延焼火災に特化したマニュアルを令和8年度末までに作成する。
4	サマースペース海岸	令和8年 7月22日(水) ～8月28日(金)	○イベント企画部会に「サマースペース海岸グループ」を設けて、プロジェクトの実行計画を策定し運営に当たる。
5	盆踊りの開催	8月16日(日)	○地域住民の連帯感を高め、地震などの災害時に自助・共助の力を発揮するため盆踊りを検討、まちぢから協議会から実行委員会を組織し、開催する。
6	海岸地区市民集会	10月3日(土)	○地区住民が感じている茅ヶ崎市の課題等について、行政と協議することを目的に開催する。
7	海岸地区防災訓練	10月17日(土)	○実行委員会を設け、運営方法を協議していく。
8	海岸地区賀詞交歓会	令和9年 1月9日(土)	○実行委員会を設け、実施計画を協議していく。
9	梅まつり	2月11日(木)	○実行委員会を設け、茅ヶ崎南地区まちぢから協議会との共催をより積極的に実行計画を協議していく。
10	10周年記念事業	9月12日(土)	○海岸地区まちぢから協議会発足10年を記念して、式典の開催及び記念誌を発行する。実施に当たっては、実行委員会を設け、実施方法等について協議していく。

令和8年度 海岸地区まちぢから協議会収支予算

収入の部

項目	前年度 決算額	予算額	内 訳
補助金	2,012,700	2,483,000	運営等助成金 250,000円 うみかぜテラス施設使用料補助 170,000円 特定事業助成金(広報紙発行事業) 290,000円 特定事業助成金(海岸地区盆踊り) 1,050,000円 特定事業助成金(サマースペース海岸) 400,000円 特定事業助成金(海岸地区防災マニュアル作成事業) 260,000円 防災訓練補助金 63,000円 (R7年度実績: 62,700円)
繰越金	300,501	194,677	イベント協賛金繰越金 194,677円
分担金	352,403	443,000	自治会連合会分担金 200,000円 (R7年度実績: 109,603円) 茅ヶ崎南地区梅まつり分担金 23,000円 (R7年度実績: 22,800円) サマースペース海岸分担金(民児協、地区社協) 220,000円
事業収入	1,719,080	2,020,000	賀詞交歓会会費 230,000円 (R7年度実績: 228,000円) 梅まつり売り上げ・協賛金・お祝い金 400,000円 (R6年度実績: 394,360円) 盆踊り売り上げ 600,000円 (R7年度実績: 594,000円) イベント協賛金 790,000円 (R7年度実績: 783,000円)
その他	1,738	0	利息等
合 計	4,386,422	5,140,677	

支出の部

項目	前年度 決算額	予算額	内 訳
【本部】	2,482,210	2,816,000	
事務費	49,082	140,000	消耗品、印刷費等
会議費	10,000	20,000	レジュメ代
広報啓発費	9,653	20,000	ポスター・チラシ発行
事業費	2,303,872	2,526,000	盆踊り 1,520,000円 (R7年度実績: 1,515,156円) 防災関連費 160,000円 (R7年度実績: 154,078円) サマースペース海岸 220,000円 (R7年度実績: 217,036円) 賀詞交歓会 230,000円 (R7年度実績: 213,076円) 梅まつり 430,000円 (R6年度実績: 422,181円) 広報掲示板保険(振込手数料含む) 6,000円 (R7年度実績: 5,550円)
負担金	109,603	110,000	茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会負担金、視察費 等
返還金	0	0	
【3部会】	0	0	部会活動は、本部費で計上
小 計	2,482,210	2,816,000	

うみかぜ テラス 施設使用料	使用料	128,220	170,000	施設使用料 等
	市への返還金	51,780	0	
	小 計	180,000	170,000	
海岸地区 特定事業 助成金	委託費	293,150	971,730	電飾装置配線等委託、櫓設置等委託
	物品費	369,600	20,000	消耗品費、その他
	印刷製本費	0	20,000	ポスター、回覧チラシ、その他
	予備費	0	38,270	
	市への返還金	0	0	
小 計	662,750	1,050,000		
広報 特定事業 助成金	印刷費	321,516	269,582	・地区広報紙発行（年4回） 印刷校正委託（仕分け作業含む） 9,000部×4回 ・市民集会特集号発行 印刷校正委託（仕分け作業含む） 9,000部×1回 ・10周年記念誌発行 印刷校正委託（仕分け作業含む） 9,000部×1回
	予備費	28,484	20,418	
	市への返還金	0	0	
	小 計	350,000	290,000	
サマースペー 特定事業 助成金 海岸	事業費	11,643	60,000	イベント材料費 等
	消耗品費	41,012	30,000	救急用薬購入費、玩具購入費 等
	謝礼	177,530	110,000	イベント謝礼金、ボランティア謝礼
	保険料	41,860	50,000	参加児童・スタッフのボランティア行事用保険
	事務費	37,027	20,000	会議資料印刷費、郵送費 等
	印刷製本費	8,346	20,000	回覧チラシ、参加証、ボランティア証作成費 等
	会場費	78,780	95,000	うみかぜテラス使用料、備品使用料 等
	予備費	0	15,000	
市への返還金	0	0		
小 計	396,198	400,000		
防災 特定事業 助成金	印刷費	107,079	195,510	マニュアル印刷（100部）、概要版印刷（9,000部）
	謝礼	0	40,000	講師謝礼
	事務費	13,408	20,000	会議資料印刷費、アンケート調査費 等
	予備費	0	4,490	
	市への返還金	0	0	
小 計	120,487	260,000		
繰越金	194,677	0		
予備費	0	154,677		
合 計	4,386,322	5,140,677		

特定事業の概要（海岸地区・海岸地区まちぢから協議会広報紙発行事業）

広報紙による海岸地区まちぢから協議会の活動内容について、情報発信を積極的に行い、協議会活動を知り、興味・関心をもってもらうことが重要であるため、本事業の継続的な実施に至っている。

積極的な活動を行っているものの、まだまだ地区住民のまちぢから協議会に対して認知が十分ではなく、今後の事業展開を進めるうえで、新たな担い手の発掘や意見を求めながら協議会認知度の向上を図る必要がある。

また、自治会未加入者への情報提供が不十分であることも課題となっているため、地区内の公共施設、自治会館等に配架することによって施設利用者をはじめ様々な住民への周知に努めている。

（１）事業の概要

協議会の活動内容及び新たな担い手の募集を掲載した広報紙を地区内全戸に配布。

（２）事業のねらい

協議会の活動紹介、地区情報を提供する広報紙を発行し地区全世帯に配布することで、自治会未加入者も含め地区住民すべてが自地区についての情報を得ることを目的とする。

広報紙の発行による効果については、組織の透明性や、活動の民主性を高めることができ、協議会からさまざまな情報を発信することで、少しでも地域活動に興味・関心を持つ人が増え、事業や部会に参加して、地域活動の推進につながることを期待できる。

（３）令和７年度実績

【実施主体】 海岸地区まちぢから協議会

【企画・編集】 広報部会（部長１名 部会員６名）

【印刷・校正】 委託

【配布・回覧】 各号９，０００部で地区内１２自治会内に全戸配布

※予備含む市役所及びコミセン、自治会館に配架

特定事業実施報告書（広報紙発行事業）

令和7年度 事業実施報告書 （広報紙発行事業）

事業の実施内容	活動内容	地区住民が自地区についての情報を得て、関心を持ち、当事者として行動することを期待し、海岸地区まちぢから協議会の活動紹介、地区情報を提供する広報紙を発行し地区全世帯に配布すること。		
	活動期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日		
	実施体制	広報部会広報紙グループ	周知方法	全戸配布及びコミセン、市役所に配架。地区HPに掲載。
	参加者数	広報部会広報紙グループ （グループ長1名 グループ員6名）	実施日	通年 発行日：令和7年6月 令和7年10月 令和7年12月 令和8年1月 令和8年4月
事業の目的や効果は達成できましたか	本事業では、全戸配布を実施することで、非自治会員にも協議会の存在や活動を広く周知することができた。			
事業を計画的に実施することができましたか	編集会議等については、メール等を活用しながら調整を進めることで、充実した内容の広報紙（第14号～第17号）及び市民集会特集号を発行することができた。（9,000部）			
予算計画や予算配分は適正でしたか	用紙サイズを変更したため、予算よりも少額で実施できた。			
事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか	協議会の活動や情報を周知するだけでなく、新たな担い手となる部会員を募集する記事や、メールアドレス掲載による開かれた組織のPR、参画しているメンバーの知り合いを通じた本事業についての意見聴取等、多角度からの意見聴取に努めた。			
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか	部会員の中には、子育ての合間を縫って親子で参加しており、忙しい中でも自身の役割を全うするために活動を行うことができた。			
事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか	掲載した内容について感想を頂戴する等、確実に協議会の認知度は上がってきていると体感している。協議会への入口こそ様々だが、まずは認識して頂くことが、地域コミュニティ醸成へと繋がっていくと考えている。			
課題と今後の展望について	今後も内容を精査しながら、様々な事業を掲載し、まちぢから協議会の活動の周知につなげていきたい。			

令和7年度 海岸地区まちぢから協議会収支決算

収入の部

項目	予算額	決算額	内 訳
補助金	350,000	350,000	特定事業助成金（広報紙発行事業）
負担金	0	0	まちぢから協議会負担金
合 計	350,000	350,000	

支出の部

項目	予算額	決算額	内 訳
広 報 特 定 発 行 事 業 費	委託料	350,000	175,039 ・印刷校正委託（仕分け作業含む） 9,000部×4回 ・市民集会特集号 9,000部×1回
	市への返還金	0	174,961
	小 計	350,000	350,000
合 計	350,000	350,000	

特定事業の概要（海岸地区：サマースペース海岸）

学校が長期間の休みとなる夏休みは、親が仕事から帰宅するまでの間、子どもだけで過ごさなければならぬ家庭において、安心して子どもを預けることのできる場所がないことが地域課題となっている。

それに伴い、このような事情を抱える子育て世代が安心して子どもたちを預けることのできる場所を提供する。

（１）事業の概要

学校が長期間休みとなる夏休みに、親が帰宅するまで子どもだけで過ごさなければならぬ家庭が、安心して子どもを預けることができる居場所を作る。

（２）事業のねらい

- ・ 本事業によって、夏休みなどの学校が長期休暇となる時期の子育て世代の負担を軽減することができる。
- ・ 海岸地区まちぢから協議会の周知を行うことで、新たな担い手の創出につながる。
- ・ 本事業を通じて多くの地区住民に協議会の活動を周知し、興味を持っていただくことで、新たな担い手の発掘につながることも想定される。
- ・ 本事業を通じて、幅広い世代間での交流がなされることが期待できる。

（３）令和 7 年度実績

今年度から海岸地区まちぢから協議会の主催事業として、体験学習センターうみかぜテラスにて本事業を実施した。夏休み期間中に一人で過ごさなければならぬ子どもの居場所を作り、働く子育て世代への支援を目的として実施した。期間中は、子どもたちがより楽しく過ごせるよう、サッカー教室やお菓子作りなどの様々なイベントを実施するなど、工夫を凝らした事業運営に努めた。事業運営に当たっては、まちぢから協議会構成団体に加え、市内の高校生等からボランティアを募り、担い手の創出及び運営側の負担軽減に努めた。また、過去に参加していた児童が中学生となり、ボランティアとして参加する事例も見られ、担い手確保の観点からも好循環が生まれている。今後も、このような事例が増加されるよう努めるとともに、本事業にとどまらず他の地域活動にも関心を持ってもらえるよう工夫を重ねながら、事業運営を行っていきたい。

一方で、参加児童数は、初年度の 33 名から 2 年目には 100 名、今年度は 150 名へと増加しているが、施設の広さやスタッフの負担などの面から、受け入れ人数の調整といった課題も見えてきた。

特定事業実施報告書（サマースペース海岸）

令和7年度 事業実施報告書
（サマースペース海岸）

事業の実施内容	活動内容	<p>学校が長期間の休みとなる夏休みは、親が仕事から帰宅するまでの間、子どもだけで過ごさなければならない家庭において、安心して子どもを預けることのできる場所がないことが地域課題となっている。</p> <p>それに伴い、このような事情を抱える子育て世代が安心して子どもたちを預けることのできる場所を提供する。</p>		
	活動期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日		
	実施体制	海岸地区まちぢから協議会	周知方法	海岸地区まちぢから協議会の定例会等で情報共有をするとともに、まちぢから協議会が発行する広報紙等により地域住民に周知した。
	参加者数	参加児童150名 ボランティア33名 学生ボランティア80名	実施日	令和7年7月23日～8月29日（土日、8月11日～15日を除く）
事業の目的や効果は達成できましたか	<p>地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会をはじめとする本協議会の構成団体がスタッフとして参加し、子どもたちが安心して過ごせる居場所を作ることができた。また、過去に参加していた児童が中学生となり、ボランティアとして参加する事例も見られ、担い手確保の観点からも好循環も生まれている。</p>			
事業を計画的に実施することができましたか	<p>開催に当たってのグループ会議等を開催し、計画どおり実施することができた。</p>			
予算計画や予算配分は適正でしたか	<p>物価高騰等の影響はあったものの、予算の範囲内で実施することができた。</p>			
事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか	<p>事業開始前に事業についての意見を募った。後日、反省会を行い、今後についての意見交換を実施した。</p>			
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか	<p>携わったメンバーは、子育て世代を支援する本事業をより良くするため、昨年度の反省点を踏まえながら、工夫を凝らした事業実施を検討するなど、やりがいを持って活動することができた。</p>			
事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか	<p>本事業を通じて、子育て世代や子どもたちの交流が生まれ、地域コミュニティの醸成につながった。また、また、過去に参加していた児童が中学生となり、ボランティアとして参加する事例も見られ、担い手確保にもつながった。</p>			
課題と今後の展望について	<p>参加児童者が増加する一方で、施設の広さやスタッフの負担など、受け入れ人数の調整などの課題が出ているため、反省会で出た意見等も踏まえながら、来年度の開催方法等について検討していく。</p>			

令和7年度 海岸地区まちぢから協議会収支決算

収入の部

項目	予算額	決算額	内 訳
補助金	390,000	390,000	特定事業助成金（サマースペース海岸）
負担金	0	6,198	まちぢから協議会負担金
合 計	390,000	396,198	

支出の部

項目	予算額	決算額	内 訳
サ マ ー 特 定 事 業 ス ペ ー ス 助 成 金 海 岸	事業費	70,000	11,643 イベント材料費 等
	消耗品費	30,000	41,012 救急用薬購入費、玩具購入費 等
	謝礼	110,000	177,530 イベント謝礼金、ボランティア謝礼
	保険料	40,000	41,860 参加児童・スタッフのボランティア行事用保険
	事務費	20,000	37,027 会議資料印刷費、郵送費 等
	印刷製本費	20,000	8,346 回覧チラシ、参加証、ボランティア証作成費 等
	会場費	70,000	78,780 うみかぜテラス使用料、備品使用料 等
	予備費	30,000	0
	市への返還金	0	0
小 計	390,000	396,198	
合 計	390,000	396,198	

特定事業の概要（海岸地区：海岸地区盆踊り）

老若男女を問わず海岸地区住民が一堂に会して交流できる事業として、「海岸地区盆踊り」を実施することで、住民相互のコミュニケーションを図り、海岸地区の文化を継承する機会の場とするとともに、活動を通じて海岸地区まちぢから協議会の活動を住民に周知することで、地域活動における新たな担い手を発掘する。また、地元商店と連携することで、地域の活性化にもつなげる。

（１）事業の概要

海岸地区まちぢから協議会の提灯やのぼり旗等を作成し、各事業の開催時に設置し活動の周知・啓発を行う。各事業の開催チラシ等を作成し、回覧、掲示板等で情報発信を行う。

各自治会の模擬店のみならず、地元商店にも出店してもらい、地域の活性化につなげる。

（２）事業のねらい

- ・ 地区内の自治会による模擬店のみならず、地元商店にも出店してもらうことで、より多くの地区住民の参加が見込まれ、海岸地区まちぢから協議会のさらなる認知度向上につながる。
- ・ 地元商店と連携することで、地域活性化にもつながる。
- ・ 海岸地区まちぢから協議会の周知を行うことで、新たな担い手の創出につながる。
- ・ 本事業を通じて多くの地区住民に協議会の活動を周知し、担い手不足が解消され、地域に愛された既存事業が、今後も継続されていくことで、「地域愛・茅ヶ崎愛」が育まれることが期待できる。また、海岸地区が丸となり、各事業を実施することにより、地域活動に興味をもってもらうことや、まちづくりにおける住民参加のきっかけ及び地域の連帯感を醸成することができる。
- ・ 各事業を継続することで、積極的な世代間の交流がなされることが期待できる。

（３）令和7年度実績

例年同様、東海岸小学校校庭にて開催し、約2,500名の来場者数となり、大いに賑わった。前回の課題をもとに、駐輪場スペースの照明を増加させたことや、盆踊りスペースと模擬店スペースの間に飲食エリアを設けるなど、来場者が快適に過ごせる環境づくりができた。また、櫓設置についてもレンタル会社からレンタルすることで、運営側の負担が大きく軽減できた。

催し物としては、来場者へのうちわ無料配布（2,000枚）、子どもたちへのアイスキャンディー無料配布（1,300本）のほか、当協議会に関わる諸団体による焼きそば、焼き鳥、フランクフルト、かき氷、ポップコーン、飲み物等を販売した。また、今年度も地域活性化を目的に地域商店の出店していただいた。例年よりも多い来場者数であったため、いくつかの模擬店では売り切れの状況となっていた。

来年度は、反省会等で出た意見をもとに、ごみ収集場所を分かりやすく明示することや場内アナウンス装置の改善など、多くの来場者の方々が安全かつ快適に過ごせる環境づくりに努めていきたい。

令和7年度 事業実施報告書（海岸地区盆踊り）

事業の実施内容	活動内容	老若男女を問わず海岸地区住民が一堂に会して交流できる事業として、「海岸地区盆踊り」を実施することで、住民相互のコミュニケーションを図り、海岸地区の文化を継承する機会の場合とともに、活動を通じて海岸地区まちぢから協議会の活動を住民に周知することで、地域活動における新たな担い手を発掘する。また、地元商店と連携することで、地域の活性化にもつなげる。		
	活動期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日		
	実施体制	海岸地区まちぢから協議会	周知方法	海岸地区まちぢから協議会の定例会等で情報共有をするとともに、まちぢから協議会が発行する広報紙等により地域住民に周知した。
	参加者数	約2,500名	実施日	令和7年8月17日（日）
事業の目的や効果は達成できましたか	例年同様、東海岸小学校校庭にて開催し、約2,500名の来場者数となり、大いに賑わい、地域交流の促進をはじめとした目的を達成することができた。また、前回の課題をもとに、駐輪場スペースの照明を増加させたことや、盆踊りスペースと模擬店スペースの間に飲食エリアを設けるなど、来場者が快適に過ごせる環境づくりに努めたとともに、櫓設置についてもレンタル会社へ設置から撤去作業までを委託し、運営側の負担が大きく軽減できた。			
事業を計画的に実施することができましたか	開催に当たってのグループ会議や、会場設営などを含めて、計画どおり実施することができた。			
予算計画や予算配分は適正でしたか	物価高騰等の影響があり、印刷製本費などの一部に不足が生じたものの、地域商店や住民等からの「イベント協賛金」を活用し、対応した。			
事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか	事業開始前に事業についての意見を募った。後日、盆踊り反省会を行い、今後についての意見交換を実施した。			
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか	携わったメンバーは、例年、約2,500名の来場者がある本事業をより良くするため、昨年度の反省点を踏まえながら、工夫を凝らした事業実施を検討するなど、やりがいを持って活動することができた。			
事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか	会場内に当協議会の名前が入った提灯やのぼり旗の設置、うちわの配布を行うことで、多くの方にまちぢから協議会の活動を周知することができた。会場設営においては、若い世代の方々の参加も多く、若い世代とのコミュニティの醸成にも繋がった。 また、配布するうちわの裏面に担い手募集の旨、問合せ先を記載し、担い手確保に努めた。			
課題と今後の展望について	来年度は、反省会等が出た意見をもとに、ごみ収集場所を分かりやすく明示することや場内アナウンス装置の改善など、多くの来場者の方々が安全かつ快適に過ごせる環境づくりに努めていきたい。			

令和7年度 海岸地区まちぢから協議会収支決算

収入の部

項目	予算額	決算額	内 訳
補助金	660,000	660,000	特定事業助成金（海岸地区盆踊り）
負担金	0	2,750	まちぢから協議会負担金
合 計	660,000	662,750	

支出の部

項目	予算額	決算額	内 訳
海岸特定 地区事業 盆踊り成 事金	物品費	360,000	293,150 海岸地区まちぢから協議会うちわ作成費（1,500枚）、提灯（20本） 消耗品費、その他
	委託費	220,000	369,600 電飾装置配線等委託
	印刷製本費	20,000	0 ポスター、回覧チラシ、その他
	予備費	60,000	0
	市への返還金	0	0
小 計	660,000	662,750	
合 計	660,000	662,750	

特定事業の概要（海岸地区・海岸地区防災マニュアル改訂事業）

海岸地区では、毎年10月に海岸地区合同防災訓練を実施してきた。訓練を通じて、避難効率向上のために避難所資機材倉庫の位置改善など、様々な改善が行われてきた。しかし、既存マニュアルについては、令和3年度に作成されて以降、更新ができていない。感染症対策や各防災リーダーの役割等を更新するため、改訂を行うもの。

また、海岸地区においては、ペット所有世帯が多い地区となっており、防災訓練でもペット同伴の避難を想定して実施するなど、特に力を入れている。訓練を通じて、避難所におけるペット所有世帯とそうでない世帯の共存方法などが課題となっていることもあり、それらを踏まえ、既存マニュアルとすべく改訂を行うもの。

（1）事業の概要

海岸地区まちぢから協議会防災安全部会で作成している防災マニュアル「避難所の開設と運営について」を現状に応じたマニュアルへと改訂を行い、各自治会へ配布する。また、避難者（地域住民向け）の概要版を作成し、全戸配布する。

（2）事業のねらい

- ・ これまでの地区合同防災訓練等の経験や避難所の現状に沿ったマニュアルとすることで、避難効率の向上につながる。
- ・ ペットを所有する世帯が多いという地区の特徴に応じたマニュアルとすることで、より実用的なマニュアルとなることとともに、避難者の精神の安定にも配慮したマニュアルとなる。また、ペットを所有しない世帯との共存方法・配慮などについても考慮したマニュアルとすることで、快適な避難所となることが期待できる。
- ・ 本事業を通じて、海岸地区まちぢから協議会の活動周知を行い、本協議会の認知度向上につながる。
- ・ 本事業を通じて、多くの地区住民が防災に関する興味を抱くことで、防災意識の向上につながる。

（3）令和7年度実績

【実施主体】 海岸地区まちぢから協議会

【企画・編集】 防災安全部会（部会長1名、20名）、各地区防災リーダー

【印刷・校正】 委託

【配布・回覧】 マニュアルについては、1,000部で地区内12自治会内に配布。
概要版については、8,500部で全戸配布。

特定事業実施報告書（海岸地区防災マニュアル改訂事業）

令和7年度 事業実施報告書
（海岸地区防災マニュアル改訂事業）

事業の実施内容	活動内容	海岸地区まちぢから協議会防災安全部会で作成している防災マニュアル「避難所の開設と運営について」を現状に応じたマニュアルへと改訂を行い、各自治会へ配布する。この活動を通じて海岸地区まちぢから協議会全体の防災意識の向上につなげる。		
	活動期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日		
	実施体制	防災安全部会	周知方法	マニュアルは、各自治会へ配布。概要版は、全戸配布。
	参加者数	防災安全部会（部会長1名、20名）、各地区防災リーダー	実施日	通年 発行日：令和8年3月
事業の目的や効果は達成できましたか	これまでの地区合同防災訓練等の経験や避難所の現状に沿ったマニュアルとすることができた。また、避難者（地域住民）向けの概要版を作成し、防災意識の向上につなげることができた。			
事業を計画的に実施することができましたか	作成に当たっては、メール等を活用しながら調整を行い、充実した内容の海岸地区防災マニュアル（1,000部）及び概要版（8,500部）を発行することができた。			
予算計画や予算配分は適正でしたか	概ね予算の範囲内で実施することができた。			
事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか	作成に当たっては、各地区の防災リーダー等にも加わっていただき、より実情に沿ったマニュアルとするとともに、市民集会等で注目が集まった津波避難に関する内容についても反映するなど、地域の実情を捉えた事業となるよう努めた。			
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか	地域住民の生活に直結する事業であるため、それぞれの立場でやりがいを持って取り組むことができていた。			
事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか	防災関連事業については、津波ハザードマップの改訂に伴い、地域内でも関心が高まっているため、本マニュアル等が地域住民の目に触れ、本協議会の活動に興味を持っていただき、新たな担い手の発掘につながることを期待している。			
課題と今後の展望について	今後は、様々な災害に対する対応マニュアルについても作成を検討し、より詳細で実用的なマニュアルとなるよう努めていく。			

令和7年度 海岸地区まちぢから協議会収支決算

収入の部

項目	予算額	決算額	内 訳
補助金	120,000	120,000	特定事業助成金（防災マニュアル改訂事業）
負担金	0	487	まちぢから協議会負担金
合 計	120,000	120,487	

支出の部

項目	予算額	決算額	内 訳	
防災マ 特定事 業 助成 訂金 事業	印刷費	41,163	107,079	マニュアル印刷費
	謝礼	40,000	0	
	事務費	30,000	13,408	会議資料印刷費 等
	予備費	8,837	0	
	市への返還金	0	0	
小 計	120,000	120,487		
合 計	120,000	120,487		

海

岸

ま

ち

ぢ

夏号

か

ら

2025年6月1日発行
海岸地区まちぢから協議会

住んで良かったまちづくり

第14号

海岸地区まちぢから協議会は、地域の課題について話し合う「協議の場」として、平成28年に設立され、今年度で9年目を迎えます。

自治会をはじめ、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、青少年育成推進協議会、包括支援

センターなど、地域の各団体や人々が連携して、海岸地区を住み良くする活動を行っています。

今後も「地域の力」を引き出し、多様な意見やアイデアを取り入れながら、地域の課題解決に向けて取り組んでまいります。

「津波災害警戒区域指定」により

9月にハザードマップが改訂されます

今年度は、9月にハザードマップが改訂されることを受けて、「津波一時退避所」の協定内容や避難方法・経路の確認などを、住民・学校・行政と連携して行います。その一環として、津波警報が発令された場合に「まずどこに退避しようと考えているか」のアンケートを実施しました。

また、この数年の訓練で得た気づきを生かし、「避難所運営マニュアル」の改訂を行い、発災時の避難・対応がスムーズに行えるよう、機能的な方向性を示し、信頼につながる安全・安心な海岸地区を目指していきます。

住民参加の説明会・訓練日については回覧等でご確認いただき、ぜひご参加ください。

海岸地区まちぢから協議会認定

「ペット避難所管理リーダー」育成事業

災害が発生した際の問題点の一つに、ペット同行避難者への対応の問題があります。ペット同行避難者の受け入れ体制を整えるため、飼い主に対して明確な指示を出せる人材が必要です。「ペット避難所管理リーダー」を育成し、人とペットの避難所運営を連携させることで、避難所におけるあらゆる避難者の身体と心の健康を守り、安全で快適な避難所環境を作っていきます。

6月15日には、最終研修終了後に海岸地区まちぢから協議会からの認定式が行われ、「ペット避難所管理リーダー」第1期生が誕生します。



「田中映伍選手を応援する会」第1回激励会

4月20日(日)に茅ヶ崎市役所分庁舎コミュニティホールで開催されました。茅ヶ崎市長をはじめ、映伍君の母校である茅ヶ崎第一中学校と東海岸小学校の校長先生も激励にお越しいただき、友人やファンの方も参加され、大変あたたかい会となりました。



次回のロサンゼルスパラリンピックが開催されるまで、引き続きあたたかい応援をよろしくお願いいたします。

Eigo! Go for it!!

「盆踊り」開催のお知らせ

恒例の盆踊りを8月17日(日)に開催いたします。今年は子どもたちが楽しめる企画をご用意する予定です。ぜひご家族やお友達と一緒にお願いします。

準備や当日お手伝いいただける方を募集しています。

ぜひ私たちと一緒に夏のイベントを盛り上げましょう!



2025 年度事業計画

月日	事業名
4月19日	令和7年度定期総会
毎月	役員会、運営委員会
季刊	広報紙発行（年4回）
通年	感震ブレーカー設置事業
サマースペース海岸	
7月～8月	（夏休み子どもの居場所プロジェクト） 会場：うみかぜテラス、ボラセン
海岸地区盆踊り	
8月17日	会場：東海岸小学校グラウンド
海岸地区市民集会	
10月4日	テーマ：津波避難について 会場：うみかぜテラス
海岸地区防災訓練	
10月18日	会場：東海岸小学校
海岸地区賀詞交歓会	
1月10日	会場：うみかぜテラス
梅まつり	
2月11日	※茅ヶ崎南地区まちぢから協議会と共催 会場：高砂緑地・松籟庵（茶室）

2024 年度決算・2025 年度予算 単位：円

【収入】	項目	2024年度決算	2025年度予算
	前期繰越金	385,768	300,501
	特定事業助成金等	1,309,400	2,042,000
	自治会連合会分担金等	105,224	130,000
	事業収入	1,969,300	1,999,000
	その他	10,241	0
	合計	3,779,933	4,471,501
【支出】	項目	2024年度決算	2025年度予算
運営費	事務費	134,818	135,000
	会議費	18,665	20,000
	広報費（回覧等）	93,954	20,000
	事業費	2,232,951	2,326,000
	連絡会負担金等	30,000	30,000
	小計	2,510,388	2,531,000
	うみかぜテラス使用料	180,000	180,000
	盆踊り事業費	551,444	660,000
	広報紙発行事業費	237,600	350,000
	サマースペース海岸	0	390,000
	防災マニュアル改訂	0	120,000
	次期繰越金	300,501	0
	予備費	0	240,501
	合計	3,779,933	4,471,501

2025 年度の運営委員

NO	役職	氏名	所属
1	会長	林 正明	東海岸北二丁目自治会
2	副会長	丸山 泰	東海岸南一丁目自治会 海岸地区民生委員児童委員協議会 海岸地区社会福祉協議会
3	〃	山田 秀砂	推薦委員
4	会計	渡辺 末一	東海岸北四丁目自治会
5	書記	今泉 勲	東小学区青少年育成推進協議会
6	監事	佐藤 良一	海岸地区コミセン管理委員会
7	〃	山本 俊夫	東海岸北一丁目自治会 ボランティアセンター海岸
8	委員	米井 博之	東海岸北三丁目自治会
9	〃	大関 路将	東海岸北五丁目自治会

NO	役職	氏名	所属
10	委員	土田 衛	東海岸南二丁目自治会
11	〃	真野 宗直	東海岸南三丁目自治会
12	〃	中村 嘉人	東海岸南四丁目自治会
13	〃	島田 渡	東海岸南五丁目自治会
14	〃	西村 和明	東海岸南六丁目自治会
15	〃	小林 正尚	パンフィックガーデン茅ヶ崎自治会
16	〃	原 京子	茅小学区青少年育成推進協議会
17	〃	町田 奈津美	地域包括支援センターあい
18	〃	加藤 大嗣	海岸地区体育振興会
19	〃	川上 千春	公募委員
20	〃	和田 智弘	推薦委員
21	〃	阿部 ちづる	公募委員

編集後記 海岸地区まちぢから協議会は、海岸地区の皆さまにタイムリーに情報をお伝えし、より身近な存在でありたいとの思いから、広報紙「海岸まちぢから」の発行を、年2回から年4回の季刊発行に変更いたしました。また、広報紙の編集担当に新メンバーが加わり、紙面もリニューアルしました。新たな広報紙では地域の行事やイベント情報はもちろん、皆さまの生活に役立つ情報をお届けします。

なお、海岸地区まちぢから協議会のホームページでも情報を随時更新しています。右のQRコードからアクセスして、広報紙と併せてぜひご覧ください。 ※お問合せはホームページからお願いいたします。



編集担当メンバー

海岸まちから

秋号

発行日:2025(令和7年)年10月1日
発行所:海岸地区まちぢから協議会
海岸地区コミュニティセンター内
TEL 0467-82-6618

住んで良かったまちづくり

第15号



大盛況の夏恒例「盆踊り」

恒例の「盆踊り」を、8月17日に東海岸小学校の校庭で開催しました。会場で配布した「うちわ」も用意した1850枚が早々に無くなり、子ども達に配った「光ブレスレット」も1200本すべてなくなりました。実行委員会では2500名超の参加者があったとみています。休憩時間に無料配布したアイスキャンディーも皆さん大喜び。

家族で楽しめる、様々な出店

会場では、まちぢから協議会スタッフによる「焼きそば」「フランクフルト」「ポップコーン」「かき氷」「焼き鳥」「ドリンク」などの模擬店、さらに、地元の「アイス・ショップ」「青果店」「八大龍王神」が出店しました。キッチンカーも3台が並び大人気でした。

顔見知りの地元スタッフも活躍

会場では顔見知りの地元スタッフも、会場整理、ゴミ整理、アナウンスなど約200名の皆さんが大活躍でした。

新曲も登場、盛り上がった盆踊り

「ドラえもん音頭」、サザンの「盆ギリ恋歌」なども登場。ピンク櫛の地元の「EBOSHI 盆踊り部」のリードにより、会場全体で楽しく盛り上がりました。



10月

4日

海岸地区
市民集会

5日

海岸地区
体育祭

18日

海岸地区
合同防災訓練



11月

8日

茅ヶ崎市
津波避難訓練



9日

海岸地区社協
ふれあいの集い



海岸地区市民集会のお知らせ

海岸地区の皆さんと、市長をはじめ行政の担当者が、直接お話しする「海岸地区市民集会」を開催します。

今回のテーマは

「津波警報が発令された場合の地域の取り組み」

いざというときに、行政と地域がどんな行動をとればよいのか、一緒に考えてみませんか。

どなたでもご参加いただけます。

日時：2025年10月4日（土）13:30～16:00

会場：茅ヶ崎公園体験学習センター「うみかぜテラス」

・・・プログラム・・・

1. 防災における〈公助・共助・自助〉の説明
2. 〈公助〉津波警戒地域指定を受けて
 - 行政から情報提供
3. 〈共助〉津波避難に向けての地域の取り組み
 - 津波避難ビル確認報告
 - 一時退避アンケート報告
 - 海岸地区の防災に関する対策など
4. 〈自助〉災害に備えて自助の必要性
 - 家族の安否連絡、避難経路確認、備蓄など

海岸地区合同防災訓練を開催します

災害が発生したとき、落ち着いて行動できるかどうかは、日ごろの「知識」と「体験」が大きな力になります。

今回の合同防災訓練では、避難所の入所手続き、運営体験をはじめ、見て・体験して・味わって、学べる内容を用意しています。

日時：2025年10月18日（土）13:30～16:30

会場：東海岸小学校 体育館・校庭

地域の皆さんが、楽しみながら「いざという時」に備えることができる訓練です。

多くの方のご参加をお待ちしています！

— 訓練・体験の内容 —

- 避難所の開設、体育館での入所・運営訓練
- 災害時に役立つ体験
 - ・起震車
 - ・煙体験ハウス
 - ・車イス支援
- 災害食の試食会
 - ・保存食を使った「災害食グルメ」
 - ・ソーラークッキングで作るデザート
- ペット避難所体験

ぬいぐるみを使って、ペット同伴避難の手順を学びます
(指導協力：ペット避難所管理リーダー)
- 海岸地区自主防災会の活動紹介

茅ヶ崎市津波避難訓練のお知らせ

茅ヶ崎市では、11月8日（土）に鉄砲道より南の地域を対象とした津波避難訓練を実施します。

本訓練は、津波発生時の人的被害を減らすことを目的に、以下の確認を行います。

- 避難対象地域の住民による避難行動の確認
- 市及び防災関係機関による情報伝達要領の確認

当日は、朝 9:30～9:35 ごろ、防災行政用無線より訓練大津波警報のサイレンが吹鳴します。

1. 地震から身を守る行動をとってください。
2. 速やかに安全な場所へ避難してください。

訓練当日までに津波ハザードマップを確認して、自分や家族の避難行動を考えておきましょう。



編集後記

長く厳しかった暑さもようやく落ち着き、少しずつ秋を感じられるようになりました。

「食欲の秋」。おいしく食べて、夏に消耗した体力をしっかりと取り戻しましょう。

今年の秋は、防災に関する行事が多く予定されています。地域の皆さんと顔を合わせながら楽しく体験することが、いざという時の安心につながります。

健康と安全を大切にして、毎日を元気に過ごしていきましょう。 ai.ai



海

岸

ま

ち

ぢ

冬号

か

ら

発行日:2026年(令和8年)1月1日
発行者:海岸地区まちぢから協議会
海岸地区コミュニティセンター内
TEL 0467-82-6618

住んで良かったまちづくり

第16号

新年のご挨拶

海岸地区まちぢから協議会 会長 林 正明

あけましておめでとうございます。皆様には穏やかな新年をお迎えのことと、お慶び申し上げます。

2026年は60年に一度の「丙午(ひのえうま)」の年です。情熱や勢い、決断力に満ち、行動を起こすのに良い年とされる一方、感情的な行動や衝動に注意し、冷静さや調和を意識することも大切だと言われています。私は特に、後者を心に留めたい年だと思っております。

I.T 技術の飛躍的發展で、世界は第二の産業革命に入ったとも言われています。支払い、予約、検索などがスマホだけでできる時代になりました。一方、現金での支払いが肩身の狭い思いなる場面もあります。デジタル化は避けられませんが、ついてい

ない人たちもおります。両者が安心して気持ちよく暮らせる社会であってほしいと願っております。

海岸地区は豊かな環境に恵まれた地域です。この環境の中で、新旧の住民、老若男女が仲良く、楽しく、安心して暮らしていけるよう、海岸地区まちぢから協議会として、皆様に「ここに住んでよかった」と思ってもらえるコミュニティづくりに取り組んでまいります。

本年も皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。皆様にとって今年一年が素晴らしい年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。



海岸地区合同防災訓練

2025年10月18日(土) 東海岸小学校

7月30日のカムチャツカ半島沖地震では津波警報が発表され、実際に避難行動が行われました。また10月の海岸地区市民集会では、9月に更新された「津波ハザードマップ」をもとに行政と市民の意見交換が行われるなど、地域の防災意識が高まる中、海岸地区防災訓練が実施されました。



いつからか、防災訓練は「楽しく」とイベント中心になっています。しかし、必ず起きる災害を考えると、「防災の準備や心構えの大切さが分かった」と実感できるような訓練内容も必要です。また、訓練後に防災食を囲んで参加者と感想を語り合う場を設けるほか、新たな世代からアイデアを募り、「考え、行動につなげる」取り組みなども検討していきます。

サマースペース海岸を今年も開設

保護者の就労などで子どもだけで過ごさなければならない家庭を支援する居場所「サマースペース海岸」を今年も開設しました。子どもたちが安心して楽しく過ごせる場づくりを行っています。

3年目の今年は、海岸地区まちぢから協議会が主催し、特定事業助成金を活用して実施しました。

- 開設日時: 7月23日～8月29日(月～金)13時～17時
- 会 場: うみかぜテラス、ボランティアセンター海岸
- スタッフ: 共催団体メンバー、中高生ボランティア
- 参加児童: 150名(初年度33名、次年度100名)

参加児童は年々増えており、会場やスタッフ体制を考慮して、低学年・高学年で曜日を分け、各日約50名を受け入れました。希望者は全て受け入れたものの、一人での留守番が心配な低学年児童の参加日数を調整せざるを得ないなど、課題も見えてきました。



海岸地区市民集会を開催しました

第50回海岸地区市民集会を、2025年10月4日(土)に、「うみかぜテラス」において開催しました。

海岸地区の市民65名、市長はじめ行政担当者9名、市議会議員5名、まちぢから協議会運営委員18名が出席し、今年度のテーマ「津波災害警戒地域指定」を受けての地域の取り組み」について、活発な意見交換を行いました。 ※市民集会の議事内容は、別途配布の「市民集会報告」をご覧ください。



「梅まつり」開催のお知らせ

今年も恒例の「梅まつり」を、茅ヶ崎南地区まちぢから協議会と共催で開催いたします。

お茶席、和菓子販売、模擬店や和太鼓演奏など盛りだくさん！！

先着1500名に甘酒の無料配布を行います。

日本の伝統文化と梅の花を楽しめますので是非お越しください！

- 開催日時: 2026年2月11日(水・建国記念の日)10時～14時
- 会 場: 高砂緑地・松籟庵(お茶室)



編集後記 あけましておめでとうございます。昨年も皆様のご支援により、「梅まつり」「サマースペース海岸」「盆踊り」「防災訓練」、「市民集会」など、さまざまな地区事業を開催できました。



中でも注目されたのは、7月30日にカムチャツカ半島沖で発生した地震に伴う「津波警報」と、その後9月に発表された「津波ハザードマップ」の変更でした。全国各地で発生した災害においても、やはり地区住民による自主防災活動の重要性は増すばかりです。海岸地区は特にペットと共に暮らす世帯も多く、避難訓練でも、ペット同伴避難については大きな関心を集めました。

本年も、安心して住み続けられる街を目指し、広報部として鋭意取り組んでいきます。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。 K.M.

海

岸

ま

ち

ぢ

春号

か

ら

発行日:2026年(令和8年)4月1日
 発行者:海岸地区まちぢから協議会
 海岸地区コミュニティセンター内
 TEL 0467-82-6618

住んで良かったまちづくり

第17号

まちぢから協議会とは

「まちぢから協議会」は、地域の皆さんが力を合わせて、自分たちのまちをより良くしていくための仕組みです。自治会だけでは担いきれない課題に対して、地域住民や各種団体、市が連携し、話し合いながら自助・共助・公助のまちづくりを進めています。

茅ヶ崎市内には13の地区があり、2016年(平成28年)に地区ごとに「まちぢから協議会」が設立されました。海岸地区まちぢから協議会では、「住んで良かったまちづくり」をスローガンに、防災・防犯、交通安全、環境、地域福祉、青少年育成、交流イベントの開催など、幅広い活動に取り組んでいます。

関わっている人々

海岸地区の全12自治会

海岸地区民生委員児童委員協議会

海岸地区社会福祉協議会

東海岸小学校区青少年育成推進協議会

茅ヶ崎小学校区青少年育成推進協議会

海岸地区地域包括支援センターあい

海岸地区体育振興会

公募委員・推薦委員

海岸地区 まちぢから協議会

主な活動(部会・グループ)

広報

- ・ホームページ
- ・広報紙
- ・掲示板

防災安全

- ・防災安全
- ・ペット避難

イベント

- ・市民集会
- ・梅まつり
- ・盆踊り
- ・サマースペース海岸

地域に関心のある方なら、どなたでも参加できます。部会活動への参加や、「こんなことで困っている」「まちをよくするために何かしたい」といった声も、ぜひお寄せください。

各部会の活動紹介

防災安全部会

● 防災安全グループ

海岸地区の災害対策をより強くするため、自治会単位では対応が難しい地域の課題に取り組んでいます。茅ヶ崎市や市内全体のまちぢから協議会とも連携し、広い視野で防災や交通安全に関する新しい知識を学びながら、防災訓練や防犯活動に生かしています。

● ペット避難グループ

海岸地区はペットと暮らす家庭が多く、災害時にも安心して一緒に避難できる環境づくりが求められています。そこで、ペット同伴避難者の受付や管理を指導的に担う「ペット避難所管理リーダー」の育成を進めています。専門的な訓練を受けたリーダーが対応することにより、一般の避難者もペット同伴の方も安心して、避難所運営を円滑に進めることを目指しています。

広報部会

● ホームページグループ

まちぢから協議会の活動や地域のお知らせを発信するホームページの更新を進めています。イベント情報や活動の様子を、皆さんにタイムリーにお届けしていきます。

● 広報紙グループ

まちぢから協議会の活動を地域の皆さんにお知らせする広報紙を年4回(春・夏・秋・冬)発行しています。海岸地区の取り組みや生活の情報を紙面にまとめています。取材や編集に関わってくださる方も歓迎しています。

イベント部会

「梅まつり」「盆踊り」など季節ごとのイベントを通じて、地域の交流を深める活動を行っています。また、地域の声を行政に届ける「市民集会」の開催や、子育て世代を応援する「サマースペース海岸」にも取り組んでいます。

梅まつりは、雨のため中止に

2月11日に開催予定だった梅まつりは、当日の雨のため、やむなく中止となりました。会場には、中止をご存じないまま遠方から足を運んでくださった方もおり、「お茶席や模擬店を楽しみにしていました。残念です。」とお声も聞かれました。梅まつりが地域の皆さんに親しまれ、楽しみにされている行事であることを、改めて感じました。来年こそ、梅の香りに包まれる会場で、皆さんの笑顔にお会いできることを楽しみにしています。



広報部会ホームページグループ



地域のデジタル化を進めるため、まちぢから協議会に関わる各団体や自治会の情報発信力向上に取り組んでいます。

月1回程度のミーティングで情報共有を行い、ホームページの認知向上と役員の負担軽減を目指して、運営管理や更新支援を行っています。

また、SNS や LINE などのデジタルツールの活用を促進し、地域の情報が住民の皆さんに分かりやすく届くよう活動しています。コンプライアンス研修会なども実施しています。

防災安全部会

● 「避難マニュアル」を全戸配布

「避難マニュアル」は、災害時に落ち着いて行動し、周囲と助け合うためのポイントをまとめたガイドです。自分の避難行動を整理し、近隣の方と「避難を考えていますか？」と声をかけ合うことで、混乱を防ぎ、安心して避難できる環境づくりにつながります。日頃から手引きを開き、備えと心の準備を整えておきましょう。



● 「ペット避難所管理リーダー講座」開催



2月に第2回「ペット避難所管理リーダー2級講座」を開催し、14名が参加しました。今回は「インストラクター育成講座」も兼ね、1期生が講師として2級講義を担当しました。受講生と講師の会話も弾み、ペット避難への関心の高さがうかがえました。また、28日の市主催防災展では「ペット避難」ブースを展示。「何から始めればよいか分からなかった」という他地区の自主防災会の方からも、「この方法ならペット避難リーダーを育てられそう」との声が寄せられ、手応えを感じました。

● 茅ヶ崎市が、学校に「自動で開く鍵ボックス」を設置予定



茅ヶ崎市では、津波災害警戒区域の指定を受け、避難対策を強化しています。その取り組みの一つとして、令和8年度に、津波浸水が想定される区域内の小学校6校・中学校3校の校門付近に、「地震感知自動解錠ボックス」を設置する予定です。震度5弱以上の揺れを感知すると自動でロックが解除され、収納された鍵を使用して夜間や休日でも学校へ速やかに避難できるようになります。

● 看護・薬・介護・無線などの専門知識を地域防災の力に

災害発生から行政支援が届くまでの約7日間は、地域の助け合いが欠かせません。地域の防災活動に必要な様々な専門知識を持つ方は、地域にとって大切な力です。看護師や薬剤師の資格をお持ちの方、介護支援の経験のある方、無線が得意な方など、いざという時に力を貸していただける方は、ぜひ防災安全部会にご連絡ください。



編集後記 今年度から年4回の季刊発行となった広報紙も、今号でひと巡りしました。本来は2月開催の「梅まつり」の様子をお伝えする予定でしたが、残念ながら雨のため中止となってしまいました。そこで空いた紙面を活用し、改めて地域の皆さまに「海岸地区まちぢから協議会」の活動をもっと知っていただくこと、「まちぢから協議会とは」を掲載しました。これからも季節ごとに、地域の行事やイベント、日々の暮らしに役立つ情報などを分かりやすくお届けしていきます。引き続きよろしくお願いたします。 ai.ai

例えば、最初の3日間は普段から少し多めに買い置きした食品で対応し、次の3日間はローリングストックしている食材等で賄うことができます。

ローリングストックとは、日常的に使う食品等を多めに購入し、消費期限の近いものから使って補充する方法です。この方法によって、普段食べ慣れた食品を災害時にも食べられるため安心です。また、食べ物に限らず、ティッシュペーパーや常備薬など

もローリングストックにしておくことも重要です。車のガソリンなども、残量が半分になったら補給するようにしておく、いざという時に助かります。

以上の3つが、自助に関するポイントです。

最後に、災害時にまず守るべきは、自分と家族の命です。日ごろから行政の情報が発信する情報などを確認し、家族で共有しておくことで、有事の際に落ち着いて行動することができます。

そして、自助については、日ごろから家族と話し合っておいていただきたいということ、自分の家族だけでなく、近くに親戚の方々はいないかなどについても話し合っておいていただきたいと思います。津波警報によって電車が止まってしまい、自分が帰宅困難者になった場合、近所に親戚がいるかいかで、子どもたちの対応は大きく変わってくるかと思えます。これについては、防災訓練等に若い世代の方々にも参加していただく必要があります。市としても、学校の授業参観の機会などを活用した防災訓練を行うなど、教育委員会と協議しているところですが、なかなか実現は難しい状況です。

また、市では災害の種類によって災害対策本部を立ち上げます。台風の場合は、3~4日前には災害の予測が可能なため、事前に災害対策本部を立ち上げ、避難所の開設などについて検討することができます。しかし、津波の場合は、すぐに災害対策本部を立ち上げることができません。そのため、本日議論していただきました自助、共助がとても重要な役割を果たすこととなります。

11月8日に実施する津波避難訓練で得られた経験をもとに、有事の際に落ち着いて行動ができるような避難訓練にしていきたいと思えます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

ひとつ市長へのお願いがあります。本日の市民集會もそうですが、市職員の方々の出席がありません。

深夜や休日においては、我々と一体となって共助の役を担っていただきたいと思っております。そのために顔の見える関係でいたいと思っております。防災訓練においても、配備職員や防災対策課の職員以外の海岸地区在住の職員の方々にも参加していただきたいと思えます。以前、市長から「市の職員を地域活動に参加させていきたい」と伺いました。

海岸地区に在住の職員の方々も、まちぢから協議会と共に行動できるよう、ご協力をお願いします。

市長のまとめ 佐藤 光 市長



ありがとうございます。本日のまとめということですが、この津波ハザードマップに則って、津波避難訓練を行ってみなければ、まとめられないかなと考えています。

誤解を恐れず言えば、11月8日に実施する避難訓練については、多少失敗があっても良いかなと思っています。様々な失敗を経験することで課題が浮き彫りになり、実際に津波が発生した際に、落ち着いて行動できることにつながる訓練になればと考えています。

また、訓練時に津波避難ビルとして、施設をご提供いただける方々には、感謝しなければなりません。海岸地区とはまた異なる話かもしれませんが、7月の津波が発生した際に鎌倉では、外国人観光客が近くの小中学校の教室に避難しました。しかし、外国人の方々は、日本の学校の教室になかなか入る機会がないため、写真撮影をするなど、避難所の混乱を招いたそうです。

閉会の挨拶 海岸地区まちぢから協議会 副会長 丸山 泰

本日は誠にありがとうございました。有意義な時間となりました。公助、共助、自助については、ワンチームで行動することで、地域全体の安全を確保できるのではないかと考えております。

また、今回いただいた意見の中で、まだまだこの津波ハザードマップ等の周知が足りないということもありました。これにつきましては、自主防災会やまちぢから協議会が、防災対策課と連携しながら、説明会を開催するなどして周知に努めていきます。

第50回 海岸地区 市民集會報告

発行日 2026年12月1日
発行人 海岸地区まちぢから協議会
会長 林 正明
海岸地区コミュニティセンター内
問合せ先 市役所市民自治推進課
TEL 0467-81-7126 (直通)

2025年10月4日(土)、うみかぜテラスにおいて「第50回海岸地区市民集會」を開催しました。海岸地区の市民65名をはじめ、市長を含む行政担当者9名、市議会議員5名、まちぢから協議会運営委員18名が出席し、今年度のテーマ「“津波災害警戒区域指定”を受けての地域の取り組み」について意見交換を行いました。当日は、今年改定された「津波ハザードマップ」に関する行政からの説明、まちぢから協議会による取り組みの報告(1~4)、および質疑応答を行いましたので、その概要をご報告いたします。

主催者挨拶 海岸地区まちぢから協議会 会長 林 正明

海岸地区市民集會は本年で50回目、海岸地区まちぢから協議会が主催して10回目を迎えます。

9月には、茅ヶ崎市より改定版「茅ヶ崎市津波ハザードマップ」が全戸配布されました。詳細で分かりやすく作成されていますので、ご自身の地域の状況を確認し、避難方法や備えについて考えるきっかけとしていただければと思います。

本日の集會では、この最新情報を踏まえ、行政の考え方と海岸地区まちぢから協議会の取り組みをご報告し、皆さまと意見交換を行います。

佐藤市長が就任された年の市民集會では、鉄砲道から国道134号線までの雄三通り歩道のバリアフリー化を要望しました。市長を先頭に県への働きかけが行われ、翌年度に工事が始まり、令和8年度には完成予定です。車椅子の方も安心して通行できる歩道が整備されます。このことは、市民集會が単なる顔合わせではなく、住民の真摯な声が行政を動かす場であることを示しています。本日の市民集會が、未来へ向けた前向きで実りある対話の場となることを心より願っております。

1 防災力の基本 (自助・共助・公助)

防災力の基本である自助・共助・公助について確認し、共通認識としたいと思います。災害発生時に意識がバラバラだと、行動に統一性を欠き、危険が増す恐れがあります。さらに誤情報やデマが広がる可能性もあります。皆さんが共通認識を持つことで、こうしたリスクを少しでも減らせると考えています。

自助・共助・公助の並びについて、「なぜ公助が最後なのか」とよく聞かれます。これは地震などが起きた際の行動順序を示しています。地震が来たら、まず自分の命を守る行動=自助です。“助けを待つ人”にならないため、家具の固定やけが防止対策など、平時の備えも自助に含まれます。

自分の身を守れた後には、共助として周囲を助ける行動が可能になります。地域の被災状況の報告や救急要請など、地域住民にしかできない役割があります。また、安否確認、要支援者の支援、移動式ホース格納箱の活用など、地域コミュニティでの防災対策も共助となります。

公助としては、市もまず自身の身を守ったうえで災害対策本部を立ち上げ、関係機関と連携し、二次



自然災害危機管理士・防災士 山田 秀砂

災害の防止や緊急輸送道路の確保、避難所開設、物資配給などを行います。

また、住民から得た情報に基づき、適切で迅速な対応に入ります。国は自衛隊の派遣や災害救助法による支援、復旧・復興へ向けた準備を進めます。

この流れが、自助・共助・公助の役割分担であり、災害を乗り越えるための最強の連携となります。

次に公助の位置付けについて説明いたします。茅ヶ崎市地域防災計画は、災害対策基本法に基づく国の防災基本計画を基準とし、神奈川県との計画と整合性を持たせて策定されています。

災害時、市は13項目の応急対策業務に取り組むこととなり、これに加えて通常業務も継続しなければなりません。そのため、市庁舎に災害対策本部を設置して対応します。こうした多くの業務を見ると、公助には限界があることが分かります。大規模災害になるほど、公助は小回りが利かなくなってきました。

阪神淡路大震災の調査では、救助された方の約70%が自助・共助によるものでした。この数字からも、自助・共助の重要性が分かります。

● 災害発生に伴い行政が取り組む応急対策業務

- ① 消火、救助・救出
 - ② 避難所の開設・運営、車中泊・在宅避難者支援
 - ③ 応急危険度判定
 - ④ 物資の受け入れ・仕分け・配送の調整
 - ⑤ 要配慮者の施設への受入調整
 - ⑥ 道路や下水道の点検・応急復旧
 - ⑦ 安否不明者の確認、遺体の収容対応
 - ⑧ 災害ごみ置き場や収集等の調整
 - ⑨ ボランティアセンター設置調整・ニーズ情報収集
 - ⑩ 保育園、学童保育、小中学校の再開
 - ⑪ 住家被害の認定・罹災証明の発行
 - ⑫ 仮設住宅の設置
 - ⑬ 派遣要請
(他自治体職員、自衛隊、消防、警察、DMAT など)
- 公助の課題は主に2つあります。

1. 職員不足
災害時には避難所運営や住民対応など自治体職員の業務は多岐にわたり、すべてに十分に対応するのが困難な状況です。
2. 住民要望への対応
自治体職員への調査でも、災害時の住民要望として多いのは、「正確で迅速な情報提供」「避難所の開設」「適切な避難指示」「支援物資の情報提供」などが挙げられています。

対策としては、訓練の強化や SNS・ウェブサイトを活用した情報収集・発信、現地への迅速な職員派遣、コミュニケーションツールの導入などが進められています。多くが“情報”に関する課題であることから、海岸地区でも来期は情報受伝達の再構築に取り組みたいと考えています。

調査結果は、実際に対応した職員の率直な声であり、私たちも参考にすべき点が多いと感じています。公助に限界があるからこそ、自助・共助の重要性がさらに高まります。行政が公助としての業務に速やかに取り組めるよう、平時から地域住民が考え、行動することが最終的に私たち地域住民にとってプラスに働くものと考えています。

ポイント 災害時は決断の連続であり、自ら選択し行動しなければなりません。知識や情報の取得、防災訓練への参加は必須です。公助が十分に届くまでの「7日程度」を支えるのは、自助・共助の力です。自助・共助が機能してこそ、公助が活かされます。この連携こそが地域の防災力。大きな組織を動かすには時間を要することを理解しましょう。災害は地域住民と公助の協力なくして乗り越えられません。

海岸地区では、お互いの信頼を大切にしながら、これからも取り組んでまいります。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

2 津波災害警戒区域指定に基づく津波避難対策 茅ヶ崎市くらし安心部防災対策課

1 「公助」による津波対策の取り組み

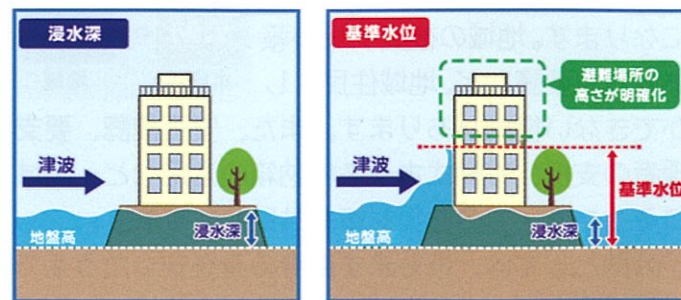
公助による津波対策は、次の2つに区分されます。

1. 津波情報発表時
 - 津波警報や大津波警報が発表された場合、避難が必要な地域に対して、防災行政用無線などを通じて市が避難指示を発令
例：7月30日カムチャツカ半島沖地震による津波の際に避難指示を発令
2. 平時の公助の取り組み
 - 県から津波災害警戒区域の指定を受け、津波ハザードマップを更新
 - 津波避難対策の見直し
 - 津波一時退避場所の協定の見直し
 - 津波避難に関する周知啓発

津波避難対策については、海岸地区まちぢから協議会の皆さんのご意見も伺いながら、休日や夜間の発災で学校職員不在時の学校内への避難対策について教育委員会と検討を進めています。

2 新たな津波ハザードマップの特徴

1. 基準水位の反映
新たな津波ハザードマップでは「基準水位」を示しています。基準水位は浸水深に津波が建物に衝突してせり上がる高さを加えた水位です。
この図を例にした場合、浸水深では1階部分でも津波の影響はないと想定されますが、基準水位では2階まで津波の影響が及ぶため、3階以上へ避難する必要があります。
2. 基準水位が示されることで、避難すべき高さがより明確になりました。



2. 大津波警報発表時の避難対象地域の表示

津波避難に関する情報は3種類の警報があります。予想される津波の高さにより、それぞれ気象庁から発表されます。

名称	発表される津波の高さ
大津波警報	3mを超える場合
津波警報	1m超～3mの場合
津波注意報	20cm～1mの場合

津波ハザードマップ裏面の地図に東西へ引かれた紫色のラインが避難対象地域です。これは津波発生時に避難が必要な地域で、浸水が想定される区域を含む字・丁目を基本に市が指定しています。

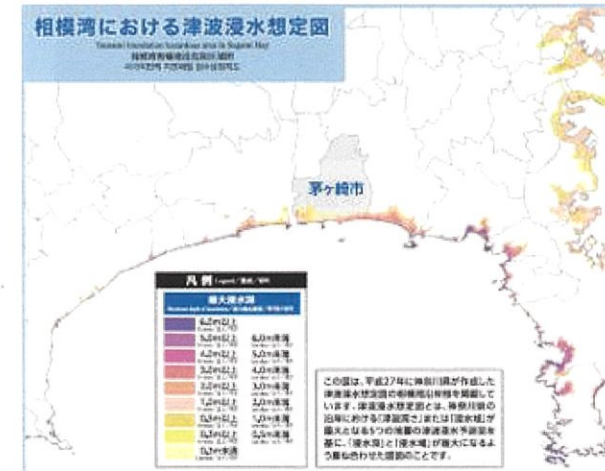
県が公表する「神奈川県西部地震」の津波浸水予測図では、茅ヶ崎市で津波警報相当の津波が発生した場合、国道134号線より北側は浸水しないとの想定があります。これは、茅ヶ崎市沿岸部に高さ3m程度の津波が到達した場合の浸水想定で、浸水範囲は国道134号線より南側に限られるとされています。

このため、7月30日の津波警報時には、国道134号線より南側の地域に避難指示を発令しました。



3. 相模湾の津波浸水想定図と30cm津波到達時間

市民の皆様から茅ヶ崎市の津波の想定は甘いのではないかと、他市の津波の浸水想定はどうなのかなどのご意見をいただくことがあります。そこで、相模湾全体の津波浸水想定図を掲載し、広域的にどのような津波被害が発生するかを示しています。



3 津波避難の考え方

1. 津波避難の原則

避難対象地域の外へ避難することが原則です。浸水想定区域にとどまると孤立状態となり、長時間取り残されるなどのおそれがあります。

しかし、津波は洪水や高潮などとは異なり、到達までの猶予が短いため、避難対象地域の外へ出られない場合は、最寄りの津波一時退避場所などの高い場所へ避難します。

どこまで避難すればより安全かを示す目安が、避難目標ラインです。このラインは津波ハザードマップには掲載されていませんが、市では避難の目安となる目標ラインを設定しました。

●避難目標ライン（ハザードマップに記載なし）



西から東に向かって、国道1号～南湖通り～鉄砲道～学園通り～松浪コミセン前

2. 津波の到達時間について

「30cmの津波到達時間」をもとに、自らの避難行動を平時のうちに考えておくことが大切です。

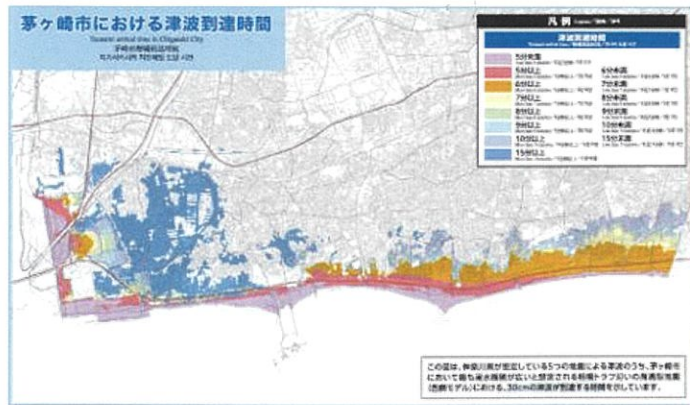
国の指針による避難可能距離は、避難時の歩行速度を秒速1m（分速60m）で、地震発生2分後に避難開始した場合に、どの位の距離を避難できるかを示したものです。例えば、津波の到達時間が7分なら約300m、10分なら約480mが避難可能距離の目安です。

この分速60mという速度は、老人自由歩行速度や群衆歩行速度、地理不案内者歩行速度等の平均の速度とされています。身体障がい者などの歩行困難な方はその半分の距離が目安となります。

ご自宅の30cmの津波の到達時間を確認し、どのくらいの距離を避難できるか平時に確認しておいてください。

津波が早く到達する地域では、地震発生後に確認しては間に合わないおそれがあります。事前に津波ハザードマップを確認し、避難対象地域の外へ避難するのか、最寄りの津波一時退避場所に避難するのかを検討しておくことが重要です。

海岸地区では、国道134号線付近から鉄砲道まで約700mあります。ご自身のお体の状態などを考慮して、平時から避難行動を考えておいてください。



3. 避難先について

避難先は次の2種類があります。

● 指定緊急避難場所（津波）

避難対象地域の外にある緊急に避難するための施設です。



下記の公立小中学校8か所を指定しています。

① 松浪小学校	⑤ 梅田小学校
② 松浪中学校	⑥ 梅田中学校
③ 浜須賀中学校	⑦ 鶴嶺小学校
④ 茅ヶ崎小学校	⑧ 今宿小学校

● 津波一時退避場所（津波避難ビル・津波避難地）

避難対象地域内で一時的または緊急に避難する建物や場所です。津波ハザードマップ更新にあたり、「津波避難ビル」と「津波避難地」に区分しました。

【津波避難ビル】

避難対象地域の外へ避難できない方が緊急に避難する建物。協定マンションや公立小中学校9校が該当します。



現在、津波災害警戒区域の指定を受け、避難対策の見直しを進めています。これまで、原則として建物の3階以上を津波一時退避場所に指定していましたが、今後は基準水位以上の高さに変更する予定で、協定先と協議しながら見直していきます。併せて、新たな避難先の確保も進めていきます。

津波一時退避場所に関する最新情報は市ホームページで随時更新しますので、ご確認ください。

【津波避難地】

避難対象地域の外へ避難できない方が緊急に避難する敷地。避難対象地域内にある高台などで、基準水位よりも高い場所です。



現在、下記の4か所を指定しています。

① 茅ヶ崎ゆかりの人物館	③ 茅ヶ崎館
② 恵泉幼稚園	④ 柳島しおさい公園

指定緊急避難場所、津波避難ビル、津波避難地の3種類は、いずれも津波からの避難先であり、いざという時の「逃げ先」として認識してください。

皆さんはここまでの説明を踏まえ、津波発生時にはどこに避難したら良いかをイメージされていると思いますが、果たして容易に避難ができるのでしょうか。



大きな地震の直後は、家具の転倒やガラスの飛散などで、すぐに避難を開始することができません。私も能登半島地震後、茅ヶ崎市からの派遣職員として石川県志賀町で給水支援に当たりましたが、被災者の方から「テレビがふっ飛んできた。倒れてきた家具で身動きがとれず、すぐに避難なんてできなかった」と当時の状況を伺いました。

このため、避難先を考える際に重要となるのが「津波避難の心得」です。

● 避難を考える際に重要な「津波避難の心得」

逃げるための備え	【平時からの対策】 家具の転倒防止や窓ガラスの飛散防止など
逃げるときの備え	【日頃から準備】 非常持出品や懐中電灯を玄関に用意など

いずれも「自助」が重要となります。

4 津波避難訓練の実施

11月8日（土）午前9時30分～10時30分頃に津波避難訓練を実施します。訓練対象地域は、海岸地区では「東海岸南」が対象となります。

● 訓練内容

① 情報受伝達訓練	大津波警報発表（訓練）等の情報を確認
② シェイクアウト訓練	地震から身を守る安全行動
③ 津波避難訓練	予め考えた避難先へ避難

海岸地区周辺の津波一時退避場所は、7ページに記載されている「海岸地区周辺の津波一時退避場所」とおりで、当日の避難スペースは現在調整中です。

市ホームページに近日掲載予定ですので訓練前にお確認ください。

訓練前に、30cm津波の到達時間をもとに、自身の避難行動や避難経路を確認してください。訓練時には、避難経路に危険な箇所がないか、避難に要した時間、別の避難先・避難経路などについても確認してみてください。また、避難時に持参が必要なものについても、夜間であれば懐中電灯の必要性など様々な状況を想定して確認してください。

津波避難訓練の詳細は、市ホームページに掲載されますので、事前にご確認をお願いします。

質疑応答

【質問】東海岸南五丁目自治会員

津波ハザードマップの信頼性を、説明してほしい。まちぢから協議会でも周知・啓発に努めてほしい。

【回答】座長

海岸地区では、昨年12月と今年6月に津波対策の説明を行いました。防災対策課も、各自主防災会の要望に応じて説明会を開催できるとのことです。今後も、まちぢから協議会や自主防災会が、防災対策課と連携して、周知・啓発に努めていきます。



【質問】東海岸南四丁目自治会員

① 気象庁の警報に基づく市の避難指示について、警報・注意報に応じた適切な避難行動を教えてください。

② 11月8日の津波避難訓練は、どのような時間帯や気象条件を想定して実施するのでしょうか。

【回答】防災対策課 課長補佐

① 冷静な判断と行動が重要と考えます。平時から津波ハザードマップを確認し、リスクを踏まえ適切な避難行動がとれる準備が必要です。

② 相模トラフを震源とするマグニチュード8.7の地震が発生し、気象庁から相模湾・三浦半島に大津波警報が発表された想定です。時間帯や気象状況は当日の条件です。



【質問】パシフィックガーデン茅ヶ崎自治会員

津波ハザードマップに掲載されている津波避難ビルは、市と「緊急避難で建物が損傷した場合は市が負担する」などの協定を結んでいる建物でしょうか。

【回答】防災対策課 課長補佐

掲載しているマンション等の各津波避難ビルは、すべて市と協定を締結しております。

【質問】東海岸南三丁目自治会員

① 各津波避難ビルに避難できる人数や毛布などの備蓄が備わっているのか教えていただきたい。

② 防災行政用無線の放送だけでは分かりにくい場合があるため、海岸の状況が分かる映像配信などの仕組みを作っていただきたい。

【回答】防災対策課 課長補佐

① 収容人数や避難スペースは市ホームページに掲載しています。備蓄は主に簡易トイレやトイレの凝固剤で、置かれていない施設もあります。

② 防災行政用無線以外にもメール配信、テレビ神奈川での文字情報、SNSなどで周知しています。津波情報の映像配信は、市ホームページで一部地域のライブカメラ映像が確認できます。

【質問】東海岸南一丁目自治会員

津波避難ビルは、津波ハザードマップ上で「緊急避難の際に発生した施設及び備品の破損については、協定に基づき市が費用負担します。」とありますが、津波避難地も同様の対応となるのでしょうか。

恵泉幼稚園は夜間閉園しており、ガラスを割って侵入しなければなりません。その場合も市が負担できるのでしょうか。

【回答】防災対策課 課長補佐

津波避難ビル、津波避難地どちらも同様の対応です。なお、恵泉幼稚園の避難スペースについては、現在、園庭を指定しております。

【質問】東海岸南一丁目自治会員

園庭を避難場所とした場合、雨天時などでも外に避難することになり、適切ではないのでしょうか。

【回答】防災対策課 課長

津波避難地は、津波避難ビルのように上階へ避難する施設とは異なり、その敷地に入ることによって命を守る場所という位置づけとなっています。施設内に侵入できるかは、管理者との協議で決めていきます。

【回答】東海岸南一丁目自治会長

今年7月に東海岸南一丁目自治会と防災対策課、恵泉幼稚園で協議し、新たな協定書を締結しました。避難スペースは園庭としていますが、特別な事情がある方については、施設内への侵入を認めるといった意思疎通を行いました。夜間や閉園時については、恵泉幼稚園側と協議を進めているところです。

【質問】東海岸北五丁目自治会員

高齢者や障がい者、子どもなどの避難についてはどのようなお考えなのか。特に在宅介護の高齢者は、自助による避難は難しいと考えています。

【回答】防災対策課 課長

要配慮者がいるご家庭には、個別避難計画の作成を推奨しています。それぞれお体の状況に応じて、近くの避難場所への水平避難ができるのか、自宅の上階へ垂直避難するのかなど、事前に自助の準備をしておくことが重要と考えています。

【質問】東海岸北二丁目自治会員

茅ヶ崎公園野球場については、避難スペースとして想定されるのは、グラウンドや観覧席など決まっていますか。またテント等を張ることは可能ですか。

【回答】東海岸南一丁目自治会長

近隣の東海岸南一丁目自治会では、茅ヶ崎公園野球場と隣接するうみかぜテラスで、夜間・休日を想定した避難訓練を年1回実施しています。震度5弱以上で解錠されるキーボックスを使い、施設内に入り3階へ避難する訓練です。恵泉幼稚園についても、要支援者の避難先として利用できるよう協議を進めています。野球場については、夜間・休日の侵入方法や適切な避難スペースについて、防災対策課と協議中です。津波避難ビルであるため、避難スペースは観覧席が対象となると思います。

3 「共助」 地域の取り組み 東海岸南六丁目自治会長 西村 和明

海岸地区まちぢから協議会は、自治会をはじめ、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、青少年育成推進協議会、地域包括支援センター、体育振興会などの団体で構成され、知識や情報を共有します。

● 災害発生時の主な4つの活動

1. 行政とともに避難所の開設・運営
海岸地区では、第一中学校と東海岸小学校が避難所として指定されています。
2. 津波避難ビルでの誘導・管理
茅ヶ崎市が指定する津波避難ビルでの、避難誘導や現場の管理を行っています。
3. 避難行動要支援者への支援
支援が必要な方の避難を地域でサポートします。
4. 障害物の撤去など応急対応
緊急車両等が活動しやすいように障害物の撤去など、地域の安全確保に努めます。

【要望】東海岸南二丁目自治会員

津波ハザードマップの黄色いゾーンは、家屋の倒壊の恐れもなさそうなので、垂直避難でもよいと思っています。避難は自己判断・自己責任と思いますが、垂直避難する際のメリット・デメリットについて、行政側でまとめ、参考資料として提示してほしい。



【質問】海岸地区自治会員

津波ハザードマップの「基準水位の目安」では、「30cmで避難行動がとれなくなる」「1mでほとんどの人が亡くなる」と記されていますが、イメージが湧かないので、教えていただきたい。

【回答】防災対策課 課長補佐

浸水の深さが30cmと聞くと大したことないように思えますが、津波の場合は水に流れがあります。特に住宅街の細い路地では勢いが増して流れるため30cmでも避難行動が困難になります。30cmの津波の到達時間が避難行動に影響与える恐れがあるため、津波ハザードマップにその内容を記載しています。

● 日ごろの取り組み

1. 防災訓練の実施
 - ・海岸地区全体の防災訓練を年1回実施。(東海岸小学校、第一中学校)
 - ・各自治会においても、それぞれ防災訓練や備蓄整備や訓練を実施。
2. 地域独自の防災マニュアル作成
地震・津波、火災など、各災害の防災マニュアルを作成し、住民の行動指針として活用。
3. 行政と連携して防災情報の発信
海岸地区まちぢから協議会は、地域の各団体のまとめ役として情報共有や意見交換を行い、行政と住民をつなぐ役割を担っています。
こうした取り組みの積み重ねが「共助」となり、多くの住民が防災知識を身につけ、まず自分と家族の身を守り、その上で近所の方々や地域が必要とする支援、援助をすることが重要だと考えています。

● 今年度の主な取組

1. 津波避難ビル等の再確認
津波災害警戒区域指定を受けて、津波避難ビル等の再確認を行いました。各施設の侵入経路や避難場所を現地を確認しました。11月8日の津波避難訓練において実態調査を行う予定です。
2. 津波警報発表時の避難意識アンケート
津波警報発表時の避難意識を調査しました。この結果をもとに、防災対策課や第一中学校、東海岸小学校等と協議し、避難行動や受入体制について共通認識を持つことができました。
海岸地区における津波避難ビル等として茅ヶ崎市と協定を締結している施設等は、右表の通りです。
3. 実際の避難行動
意図した活動ではありませんが、7月30日に津波警報が発表され、津波避難ビルが開放されました。幸い被害はありませんでしたが、避難行動が行われ、貴重な経験と情報を得ることができました。

● 海岸地区周辺の津波一時退避場所

区域	名称
東海岸北一丁目	スリーウッド湘南
東海岸南一丁目	ザ・パークハウス茅ヶ崎東海岸南 ライツ茅ヶ崎東海岸
東海岸南二丁目	クレール東海岸 ヴェルビル東海岸 キイハイツ東海岸 シティ茅ヶ崎東海岸
東海岸南三丁目	パークハイム茅ヶ崎東海岸南 東急ドエル・シーサイドコート茅ヶ崎東海岸南
東海岸南四丁目	ネオ・サミット茅ヶ崎 ヴェレーナグラン茅ヶ崎東海岸 第一中学校 東海岸小学校
東海岸南六丁目	パシフィックガーデン茅ヶ崎 茅ヶ崎ゆかりの人物館
中海岸三丁目	うみかぜテラス 茅ヶ崎公園野球場 恵泉幼稚園

4 「自助」 災害に備えて 東海岸南四丁目自治会長 中村 嘉人

津波に限らず、災害全般に共通して、日ごろから家族で「災害時にどう行動するか」を話し合っておくことが重要です。災害時にまず守るべきは、自分と家族の命です。

大きな地震では、建物被害がなくても倒れてきたタンスやテレビなどでけがをする事例が多く、夜間はさらに危険が高まります。家具の固定や耐震化、壁やカーテンなどの耐火・防火対策などを、日ごろから行っておくことが重要です。

自助のポイントとして、次の3点が挙げられます。

1. 家族の安否確認方法を決めておく
災害時は電話やネットが繋がりにくくなるため、安否確認手段を家族で共有しておくことが大切です。
- 災害用伝言板 (web171)
災害発生時に家族知人などの安否を確認するためのインターネットを利用した災害用の伝言板です。利用する全員で登録番号を共有しておきましょう。詳細はNTTのホームページをご確認ください。
- 災害用伝言ダイヤル (171)
災害発生時に家族や知人の安否を確認する声の伝言板です。利用する全員で固定電話または携帯電話の番号を決めておきます。毎月1日・15日に無料体験ができます。ぜひ一度体験してみてください。
※携帯電話ではweb171と171が連携しています。

2. 避難場所と避難経路の確認
自宅から避難する避難場所や避難経路を家族で確認しておくことが重要です。また外出先で被災する可能性もあるため、学校や職場など外出先での避難場所、避難経路も確認しておくことも大切です。

3. 災害用備蓄 (ローリングストックを活用)
災害時に備える備蓄方法として「ローリングストック」があります。大災害では救援物資がすぐ届かず、東日本大震災ではコンビニやスーパーなどに人が殺到し、あっという間に商品がなくなりました。これまで備蓄は3日分と言われてきましたが、都市部の直下地震などでは流通が止まり、1週間以上が望ましいという専門家の意見もあります。
ただし、1週間分と言われると、大量の備蓄と感じますが、非常食だけに頼らず、普段の食品や台所のストックを活用すれば意外と確保できます。



海岸地区まちぢから協議会
住んで良かったまちづくり

一緒に活動してくれる方募集中

問合せ先

0467-82-6618

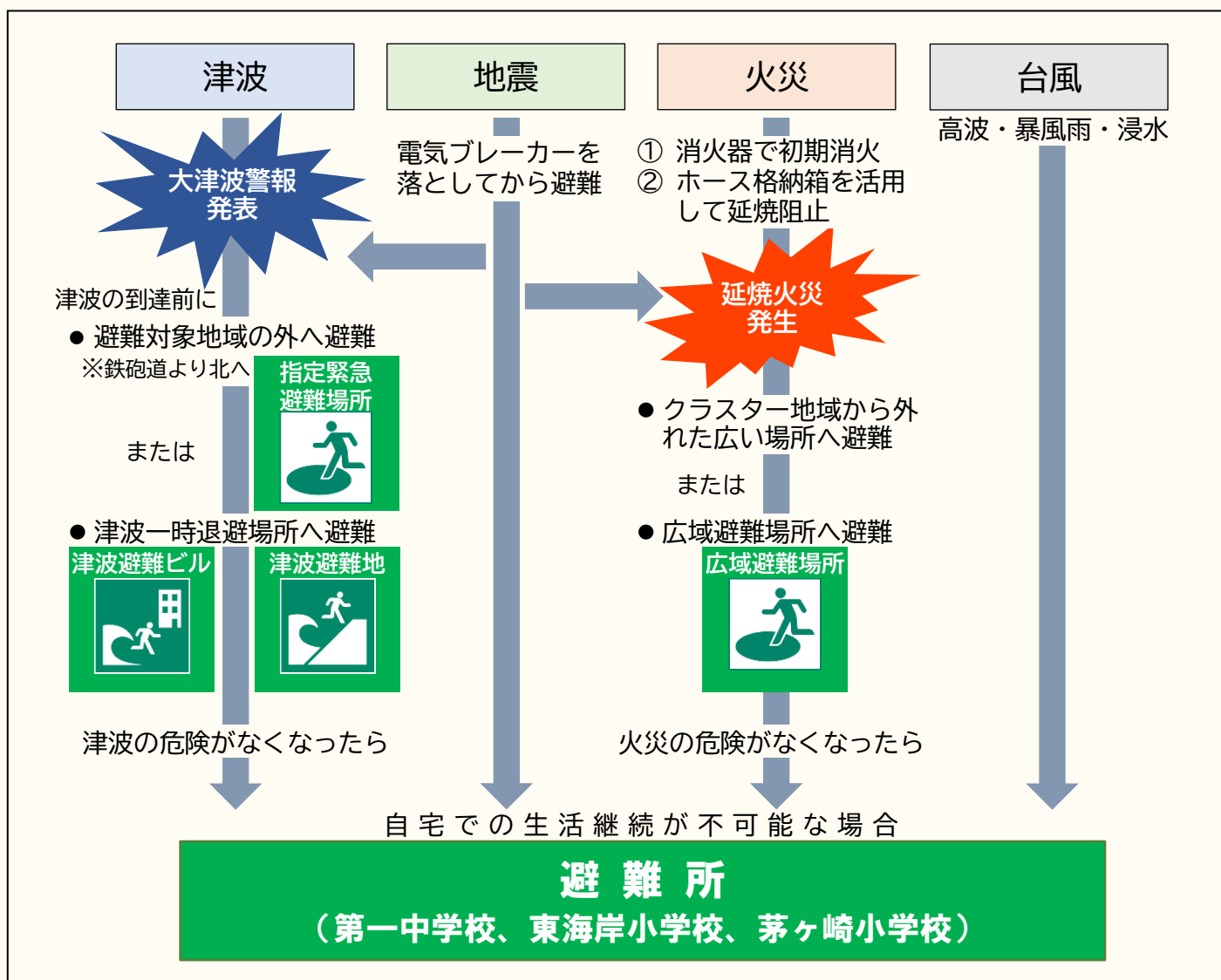
海岸地区コミュニティセンター



浪
立

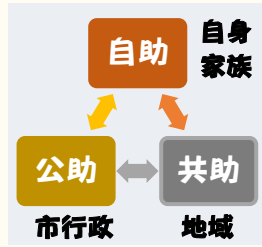
海岸地区 避難マニュアル

本マニュアルは、災害発生時に大切となる「自助・共助・公助」の基本理念、津波に対する避難の考え方、そして避難所で円滑に生活するための留意点を、海岸地区まちぢから協議会がまとめたものです。
日頃の災害対策として、ぜひお役立てください。



● 災害を乗り越える基本

自助・共助・公助



自助のポイント

1 ケガをしない（耐震化・家具の固定など）

大きな地震では、転倒した家具や家電によるケガが多く、特に夜間は危険です。日ごろから、家具の固定や耐震化、壁・カーテンなどの耐火・防火対策を行いましょう。

2 家族の安否確認方法を決めておく

災害時は電話やネットがつながりにくくなるため、安否確認手段を家族で共有しておくことが大切。

● 災害用伝言板（web171）

災害発生時に家族知人などの安否を確認するためのインターネットを利用した災害用の伝言板です。利用する全員で登録番号を共有しておきましょう。詳細はNTTのホームページをご確認ください。

● 災害用伝言ダイヤル（171）

災害発生時に家族や知人の安否を確認する声の伝言板です。利用する全員で固定電話または携帯電話の番号を決めておきます。

毎月1日・15日に無料体験ができます。

※携帯電話ではweb171と171が連携しています。

3 避難場所と避難経路の確認

自宅から避難する避難場所や避難経路を家族で確認しておくことが重要です。また外出先で被災する可能性もあるため、学校や職場など外出先での避難場所、避難経路も確認しておくことも大切。

4 災害用備蓄（ローリングストックを活用）

災害時に備える備蓄方法として「ローリングストック」があります。大災害では救援物資がすぐ届かず、東日本大震災ではコンビニやスーパーなどに人が殺到し、すぐに商品がなくなりました。

これまで備蓄は3日分と言われてきましたが、都市部の直下地震などでは流通が止まり、1週間以上が望ましいという専門家の意見もあります。

1週間分と言われると、大量の備蓄と感じますが、非常食だけに頼らず、普段の食品や台所のストックを活用すれば意外と確保できます。



災害時にまず守るべきは、自分と家族の命です。日ごろから行政が発信する情報などを確認し、家族で共有しておくことで、有事の際に落ち着いて行動することができます。

共助のポイント

自助で命を守り、ケガをしなければ「助けを待つ人」ではなく「助ける人」になります。

1 平時の訓練を活かし安否確認を行う

必要なら避難者への声掛けをする

2 地域の被災状況を手順に従い一早く本部に通知

速やかな救命・救助につながり、地域の被災情報は地域の人にしか発信できません。

情報受伝達（LINE・SNS・トランシーバー等）が確立されている地域は2次災害のリスクを減らす。海岸地区にお住いの全ての人が、スマホでの情報受伝達が可能になるようになることが重要です。

公助のポイント

災害が大きくなればなるほど、公助の手が届く時間が遅くなります

● 命最優先の72時間

被災現場からの情報が早ければ早いほど救急・消防の選択肢は増えます、地域からの情報は必須。

● その後の7日程度

支援物資配給の道路の確保・インフラ停止による対応業務などの災害時対応業務と通常業務の両立という問題で、公助の人員は足りません。

● 私たちの「自助・共助」が機能してこそ

自助・共助・公助の連携こそが、行政は公助にしか出来ないことに集中でき、「地域防災力の差」を生みます。大きな組織を動かすには時間を要することを理解し「7日間を自助・共助」で乗り切りましょう。災害は地域住民と公助の協力なくして乗り越えられません。

● 津波に対する避難の考え方

1 津波避難の原則

避難対象地域の外へ避難することが原則です。浸水想定区域にとどまると孤立状態となり、長時間取り残されるなどのおそれがあります。

しかし、津波は洪水や高潮などとは異なり、到達までの猶予が短いため、避難対象地域の外へ出られない場合は、最寄りの津波一時退避場所などの高い場所へ避難します。

どこまで避難すればより安全かを示す目安が、避難目標ラインです。このラインは津波ハザードマップには掲載されていませんが、市では避難の目安となる目標ラインを設定しました。

●避難目標ライン（ハザードマップに記載なし）



西から東に向かって、
国道1号～南湖通り～鉄砲道～学園通り～松浪コミセン前

2 津波の到達時間について

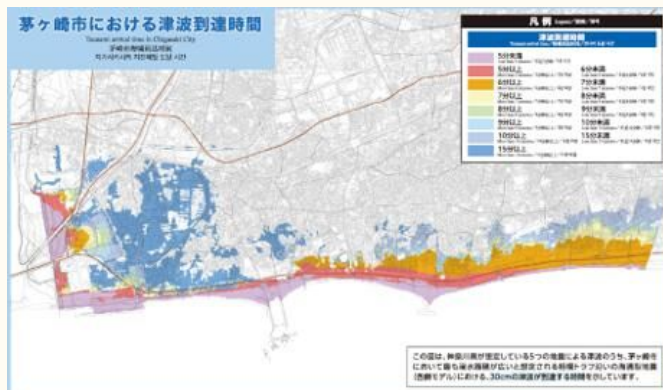
「30cmの津波到達時間」をもとに、自らの避難行動を平時のうちに考えておくことが大切です。国の指針による避難可能距離は、避難時の歩行速度を秒速1m（分速60m）で、地震発生2分後に避難開始した場合に、どの位の距離を避難できるかを示したものです。例えば、津波の到達時間が7分なら約300m、10分なら約480mが避難可能距離の目安です。

この分速60mという速度は、老人自由歩行速度や群衆歩行速度、地理不案内者歩行速度等の平均の速度とされています。身体障がい者などの歩行困難な方はその半分の距離が目安となります。

自宅の30cmの津波の到達時間を確認し、どのくらいの距離を避難できるか確認してください。

津波が早く到達する地域では、地震発生後に確認しては間に合わないおそれがあります。事前に津波ハザードマップを確認し、避難対象地域の外へ避難するのか、最寄りの津波一時退避場所に避難するのかを検討しておくことが重要です。

海岸地区では、国道134号線付近から鉄砲道まで約700mあります。自身のお体の状態などを考慮して、平時から避難行動を考えておいてください。



3 避難行動について

津波発生時には避難先を考えることとなりますが、実際に容易に避難できるとは限りません。

大きな地震の直後は、家具の転倒やガラスの飛散などにより、すぐに避難行動を開始できない状況が多く発生します。

このため、避難先を考える際には、こうした事態を想定した「津波避難の心得」を理解しておくことが重要です。

● 避難を考える際に重要な「津波避難の心得」

逃げるための備え 【平時からの対策】	家具の転倒防止や窓ガラスの飛散防止など
逃げるときの備え 【日頃から準備】	非常持出品や懐中電灯を玄関に用意など

いずれも「自助」が重要となります。

4 津波避難訓練の実施（毎年実施予定）

● 訓練内容

① 情報受伝達訓練	大津波警報発表（訓練）等の情報を確認
② シェイクアウト訓練	地震から身を守る安全行動
③ 津波避難訓練	予め考えた避難先へ避難

訓練前に、30cm津波の到達時間をもとに、自身の避難行動や避難経路を確認してください。

訓練時には、避難経路に危険な箇所がないか、避難に要した時間、別の避難先・避難経路などについても確認してください。また、避難時に持参が必要なものについても、夜間であれば懐中電灯の必要性など様々な状況を想定して確認してください。

災害避難の「備え」チェックリスト

● 非常持ち出し（避難の際に持ち出すもの）

- | | | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 飲料水 | <input type="checkbox"/> 懐中電灯 | <input type="checkbox"/> 洗面用具 | <input type="checkbox"/> マスク |
| <input type="checkbox"/> 食品・嗜好品 | <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ | <input type="checkbox"/> 歯ブラシ・歯磨き粉 | <input type="checkbox"/> メガネ |
| <input type="checkbox"/> 防災用ヘルメット | <input type="checkbox"/> 予備電池・充電器 | <input type="checkbox"/> タオル | <input type="checkbox"/> 軍手 |
| <input type="checkbox"/> 衣類・靴下 | <input type="checkbox"/> マッチ・ろうそく | <input type="checkbox"/> 石けん・ハンドソープ | <input type="checkbox"/> ペン・ノート |
| <input type="checkbox"/> レインウェア | <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ | <input type="checkbox"/> ウェットティッシュ | <input type="checkbox"/> 貴重品 |
| <input type="checkbox"/> スニーカー | <input type="checkbox"/> ブランケット | <input type="checkbox"/> 救急用品 | (現金・証明書・診察券など) |

● 乳幼児のための備え

- | | | | |
|-------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 粉ミルク/液体ミルク | <input type="checkbox"/> 離乳食 | <input type="checkbox"/> 子ども用紙オムツ | <input type="checkbox"/> 抱っこひも |
| <input type="checkbox"/> 哺乳瓶 | <input type="checkbox"/> 携帯カトラリー | <input type="checkbox"/> お尻ふき | <input type="checkbox"/> 子どもの靴 |

● 女性の備え

- | | | | |
|-------------------------------|------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 生理用品 | <input type="checkbox"/> サニタリーショーツ | <input type="checkbox"/> 不透明ゴミ袋 | <input type="checkbox"/> 防犯ブザー/ホイッスル |
|-------------------------------|------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|

● 高齢者のための備え

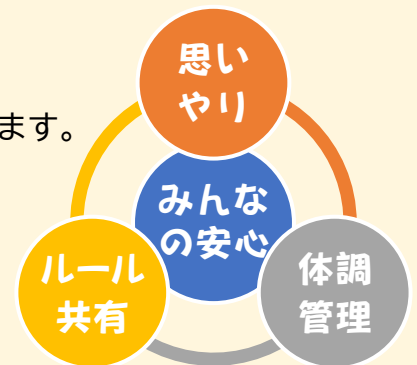
- | | | | |
|----------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 大人用紙パンツ | <input type="checkbox"/> 補聴器（電池・充電器） | <input type="checkbox"/> 入れ歯・洗浄剤 | <input type="checkbox"/> 持病の薬 |
| <input type="checkbox"/> 杖 | <input type="checkbox"/> 介護食 | <input type="checkbox"/> デリケートゾーン洗浄 | <input type="checkbox"/> お薬手帳 |

避難所生活での留意点

避難所では、多くの方が不安の中で生活しています。
小さな気配りの積み重ねが、みんなの安心につながります。

■ 避難所生活で守りたい心得

- 1 ゆずり合いの気持ちを持って生活する
- 2 共同生活の和を乱さず、ルールを守る
- 3 お互いのプライバシーを尊重する
- 4 室内は火気厳禁・禁煙を徹底する
- 5 トイレはきれいに使い、汚したら自分で清掃
- 6 ゴミは分別し、集積所を清潔に保つ
- 7 介護が必要な人は基本的に家族で支える
(困難な場合は、抱え込まずに相談する)
- 8 高齢者や身体が不自由な方、乳幼児を抱えた方へ気配りをする
- 9 救援物資の配給を受ける際は、秩序を守る
- 10 避難所を離れる場合は運営組織に一声かける



■ 心がけたいマナー

- 1 運営組織に大きな要求や期待をしない
- 2 「みんなで支え合う」という意識を持つ
- 3 運営にできる範囲で協力する
- 4 体調不良はすぐに運営組織に申し出る
- 5 持参した食料は周囲に配慮して扱う
- 6 荷物を整理し、通路をふさがない
- 7 ペットの扱いは決まりに従う
- 8 消灯や配給など、時間を守る

ペット同伴避難をする方へ

避難所に着いたら、ペット専用受付でペットの入所手続きを行う。その後、飼い主の一般受付へ。
ペット避難所管理リーダーが中心となり、飼い主どうしの役割分担や相談の場をつくりま

● 日頃からの備え

- ケージやキャリーバッグに慣れさせておく
- 決められた場所で排泄できるように躾ける
- ワクチン接種、寄生虫予防などの健康管理
- 過度に攻撃的・臆病にならないよう慣らす

● 持ち出すもの（例）

- | | |
|-------------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 水・フード（5日分） | <input type="checkbox"/> キャリーバッグ |
| <input type="checkbox"/> 食器 | <input type="checkbox"/> トイレ用品 |
| <input type="checkbox"/> 治療薬 | <input type="checkbox"/> ペット防災手帳 |
| <input type="checkbox"/> 首輪・リード | <input type="checkbox"/> お気に入りのモノ |

2026年3月改訂

海岸地区 避難所開設・運営マニュアル

目次

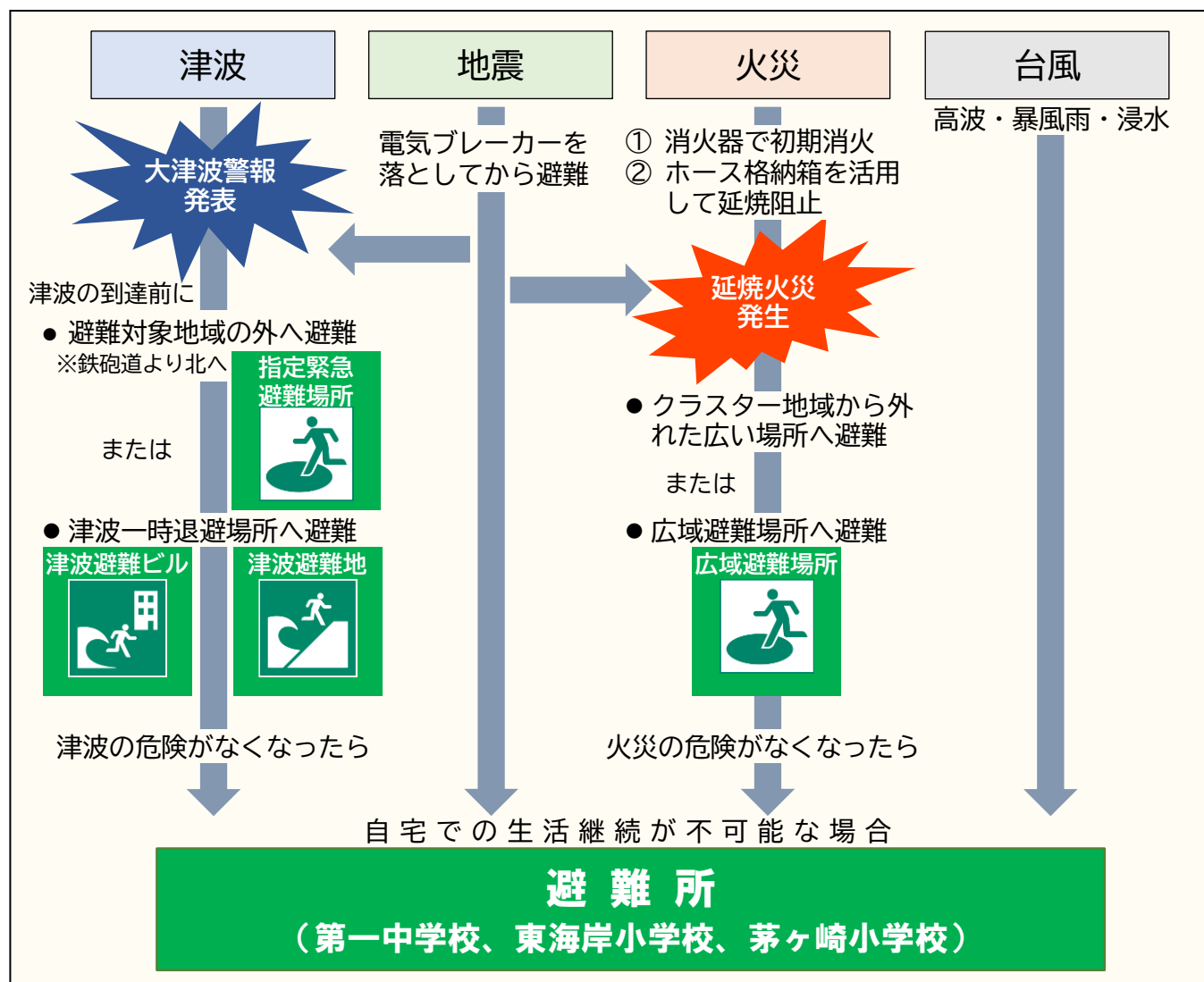
はじめに.....	1
1. 避難所の設置.....	2
2. 関係者の役割.....	2
3. 避難所開設運営委員 選出時の留意事項.....	2
4. 発災時の参集と情報伝達について.....	3
5. 避難所運営組織.....	4
6. 初動期の避難所運営本部.....	5
7. 避難所運営本部・各班責任者.....	6
8. 設営に必要な考え方・資材・各部署のおおよその設営時間.....	6
9. 避難者の到着と受け入れ.....	7
10. 医療避難所・指定避難場所・地区防災拠点（第一中学校）.....	8
● 第一中学校 避難所設営担当.....	8
● 第一中学校 体育館 避難所レイアウト（2026年版）留意ポイント.....	8
● 災害用備蓄資機材・物品一覧（第一中学校）.....	10
11. 指定避難場所・地区防災拠点（東海岸小学校）.....	11
● 東海岸小学校 避難所設営担当.....	11
● 東海岸小学校 体育館 避難所レイアウト（2026年版）留意ポイント.....	11
● 災害用備蓄資機材・物品一覧（東海岸小学校）.....	13
12. 海岸地区ペット避難所マニュアル.....	14
1 災害時のペット避難・救助の組織体制.....	14
2 一般的な避難所入所の手順.....	15
3 海岸地区のペット避難所管理・運営.....	16
4 海岸地区ペット避難所入所の流れ.....	17
13. 津波に対する避難先.....	18
1 指定緊急避難場所（津波）.....	18
2 津波一時退避場所（津波避難ビル・津波避難地）.....	18
● 災害を乗り越える基本 自助・共助・公助.....	19
● 津波に対する避難の考え方.....	20

はじめに

海岸地区まちぢから協議会では、「自助・共助・公助」を災害対応の基本理念としています。本マニュアルは、この理念に基づき、茅ヶ崎市が定める「避難所開設・運営マニュアル」を参照し、発災時に迅速に活用できるよう、避難所開設・運営の要点をまとめたものです。海岸地区は、海が近く津波避難対象地域であること、密集住宅地（クラスター：延焼運命共同体）を抱えていること、さらにペット飼育世帯が多いことなどの地域特性があります。本マニュアルは、これらの特性を踏まえ、海岸地区の実情に即したものとして作成しました。今後も、全国各地の災害事例や茅ヶ崎市での災害対応・訓練などから得られた知見を反映し、継続的に内容の見直しと充実を図ります。

平時から本マニュアルに目を通し、災害時の行動を具体的にイメージするための訓練にご活用ください。

● 災害別の各避難先



1. 避難所の設置

茅ヶ崎市では、次のいずれかに該当する場合、公立小中学校を災害対策地区防災拠点（避難所）として開設します。

- 市内で震度 5 弱以上を観測したとき
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発令されたとき
- その他市長が必要と認めたときに

海岸地区に設置される避難所は以下の 3 か所です。

- 第一中学校
- 東海岸小学校
- 茅ヶ崎小学校

2. 関係者の役割

災害対策地区防災拠点配備職員 (以下：配備職員)	公立小・中学校の近傍に居住する職員を中心に、あらかじめ任命された職員。 避難所の開設や運営支援、災害対策地区防災拠点の運営を担う。
学校職員	避難所となる学校施設の管理者として、避難所の開設や運営支援、防災拠点の運営に参画する。
自主防災組織等 (防災リーダー)	避難所の円滑な運営が図られるよう、必要な支援を行うほか、地域のニーズを防災拠点から収集した情報を地域に伝達する。
避難者 (地域住民)	自宅等が被災し、または被災するおそれがあり、避難所に避難した地域住民。 安定期以降は、避難所の運営主体として、交代（当番制）で避難所運営に係る役割を担う。

3. 避難所開設運営委員 選出時の留意事項

- 発災直後の地域住民の速やかな安全確保のため、海岸地区では、東海岸小学校と第一中学校の 2 校で同時に避難所を開設する。
両避難所の連携を踏まえ、運営人員を分担できる体制とし、余裕をもった人数を選定する。
- 初動期の避難所開設・運営は、限られた人員で対応することを前提となる。
⇒ 海岸地区合同防災訓練では、柔軟な対応を行い、改善点を見つけることを重点とする。
- 開設担当の自治会や地域団体を入れ込む場合は、距離や地域のつながり等を考慮する。
- 海岸地区合同防災訓練では、第一中学校及び/又は東海岸小学校において、初動期の避難所開設・運営の訓練を実施する。

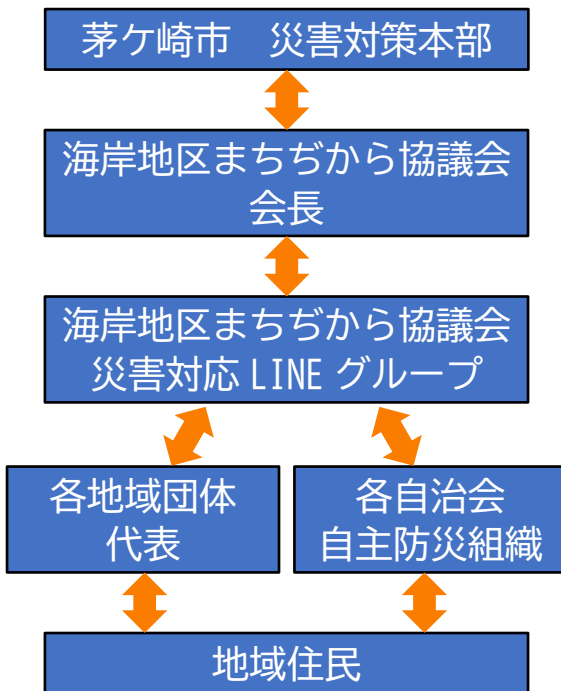
※避難所設営・運営の担当自治会は、避難所運営マニュアルに添って訓練を実施

第一中学校 ：東海岸北 1～5 丁目の各自治会

東海岸小学校 ：東海岸南 1～6 丁目、PGC の各自治会

4. 発災時の参集と情報伝達について

災害関連情報の伝達・通知



発災時の情報受伝達と行動の基本

- 発災時の情報受伝達は、原則として LINE を使用し、必要に応じて SNS やトランシーバー等を併用する。
- 市からの連絡を受けたまちぢから協議会会長は、速やかに災害対応 LINE で情報グループへ情報を配信する。
- 災害対応 LINE グループのメンバーは、受信確認として必ず返信する。
- その後、各団体は、定められた災害対策行動に基づき、安全を確保したうえで安否確認等を行う。
- 災害の状況に応じて、危険がなければ避難所開設のため学校へ参集する。
- いかなる場合も、人命と安全を最優先とすることを原則とする。

今後も、地域の実情に即した多様な情報受伝達方法を検討していく。(次の表を参考)

● 9つの伝達手段 「災害に強い情報通信ネットワーク導入ガイドブック2024」耐災害ICT研究協議会 より

情報伝達手段の例	自営網		備考
	自営網	商用網	
①市町村防災行政無線（同報系）	○	—	・市町村庁舎と地域住民とを結ぶ無線網により、地域住民に一斉伝達可能。
②MCA陸上移動通信システムを活用した同報系システム※	—	○	・タクシー会社や運送会社等の民間企業等が利用する無線網を活用。
③市町村デジタル移動通信システムを活用した同報系システム	○	—	・市町村が設置した基地局と車両等に設置した移動局等を同報利用するもの。
④FM放送を活用した同報系システム	—	○	・既存のFMラジオ局を活用。・屋内受信機は平常時にラジオとして活用可能。
⑤280MHz 帯電気通信業務用ページャーを活用した同報系システム	—	○	・無線呼出し(ポケットベル)の技術を利用した情報伝達手段。
⑥地上デジタル放送波を活用した情報伝達システム	—	○	・既存のテレビ放送網を活用。 ・屋内受信機の設置にあたっては、テレビ端子に接続するためアンテナ工事が不要
⑦携帯電話網を活用した情報伝達システム	—	○	・携帯電話網を活用。・屋外スピーカー、屋内受信機のほか、住民所有のスマートフォンにアプリを導入することにより、防災情報を受信可能。
⑧ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム	—	○	・既存のケーブルテレビネットワークを活用。・テレビ画面でテロップ等の文字情報を伝達可能。
⑨IP告知システム	—	○	・光ケーブル等を使用したIPネットワークを活用。

※デジタルMCAシステムの通信サービスは2029年(令和11年)5月31日をもって終了するため、他の手段の活用に係る検討に着手する必要がある。

前表の伝達手段に加えて、次の伝達手段による多重化を推奨

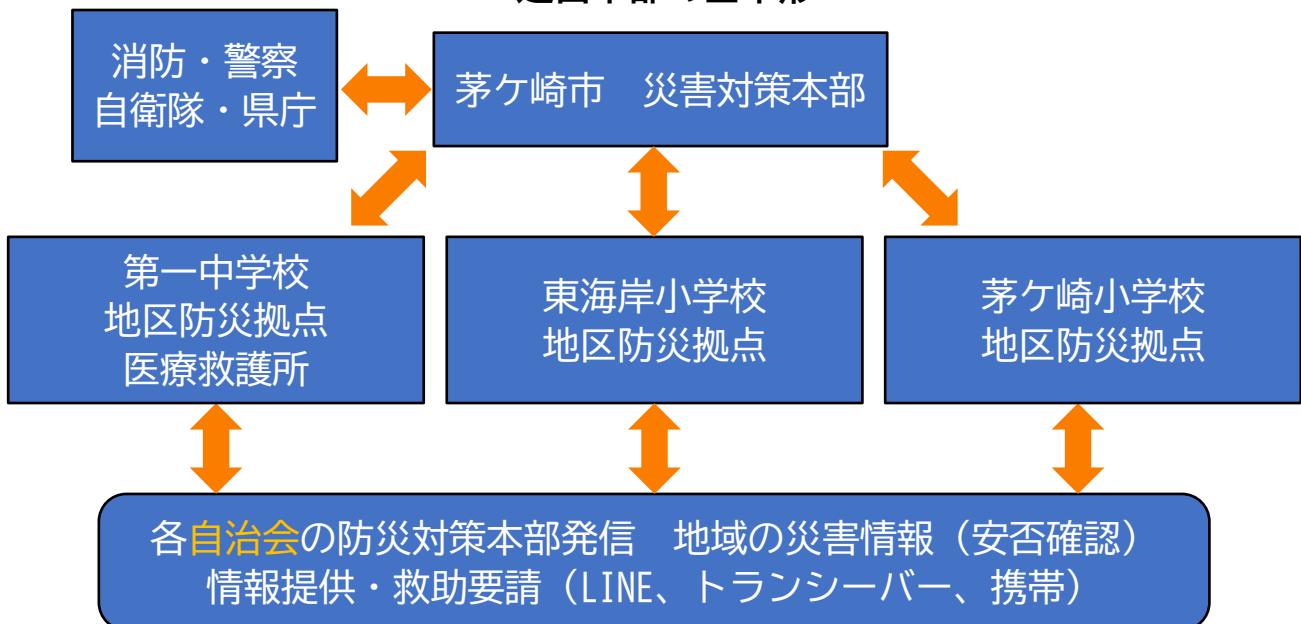
● 複数の伝達手段の確保

「災害に強い情報通信ネットワーク導入ガイドブック2024」 耐災害ICT研究協議会 より

電話一斉送信システム	・ 予め登録している電話番号に、災害情報等を一斉に送信するシステム
登録制メールによる災害情報配信	・ 災害情報などをパソコン、携帯電話・スマートフォン等に通常のメールとして伝達するシステム
市町村による緊急速報メール	・ 市町村が通信事業者とサービス利用契約を結び、住民向けに災害・避難情報を伝達するもの
SNS	・ Facebook・X(旧Twitter)・LINEにより情報を伝達するもの
テレビ・プッシュシステムによる情報伝達	・ 各家庭のテレビのHDMI入力端子にIPセットトップボックスを接続し、インターネット回線を経由して災害情報等をプッシュ配信するシステム
防災アプリの活用	・ 市町村独自で作成した防災アプリや、Yahoo!防災アプリ等を示す。 ・ 速報性があり、通信事業者とのサービス利用契約で使用可能
デジタルサイネージによる視覚情報伝達	・ 災害情報等を文字、あるいは映像という視覚情報で伝達する装置 ・ 大規模商業施設に設置している広告発信媒体であるデジタルサイネージとの連携を含む
館内放送	・ 公共施設・百貨店等の館内放送装置と連携した集客施設に対する緊急情報の放送、マンション等の館内放送装置と連携した住民に対する緊急情報の放送を示す
ホームページ	・ 市町村のホームページに災害情報等を掲載するものを示す
サイレン	・ 屋外にサイレンを鳴らす鳴動装置を設けて災害情報を音で知らせるもの ・ モーターサイレン等を示す (※電動のものに限る。)

5. 避難所運営組織

避難所運営と地区防災拠点
運営本部の基本形



指定避難所

1. 地区防災拠点とは、公立小・中学校を指し、指定避難所（被災者の避難生活を送る施設）
 - 地域の災害対応を統括する「指揮・連携・情報の中枢」となる
 - 災害情報の受伝達：被災状況、安全安心情報の提供、生活情報、支援情報の提供
 - 救援物資の配布の機能：水、食料、救援物資などの配布
2. 避難所収容対象者
 - 住宅が被害を受け、居住の場を失った人
 - 災害により、現に被害を受けるおそれのある人
 - 地域外からきて、帰宅することが困難な人
 - その他、災害により生活の自立が困難な人

6. 初動期の避難所運営本部

総務・情報	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所全体を総括し、庶務と事務局を担当 ● 避難所の秩序と安全を維持し、応急的な共通ルールを作成 ● その他調整全般
	情報広報班	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策本部等との連絡 ● 避難者および周辺地域の被害状況の把握 ● 市内外の被害状況、災害発生状況の提供（掲示板への掲示など） ● 情報管理：情報錯そうによる混乱の防止
	地域連携班	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に関する情報の集約 ● 自主防災組織の窓口として、地域と初動期の避難所運営本部との連携 ● 市からの地域に関する対応情報を地域へ発信
避難者対応	受付・名簿班 ※初動期は総務班	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難者の受付・誘導・把握 ● 避難者全員の避難者カードの集計・管理 ● 避難者カードより避難者名簿を作成 ● 避難状況、負傷者、帰宅困難者、要配慮者の把握
	ペットグループ	<ul style="list-style-type: none"> ● ペット同行避難者の受入れ対応など
	救護班	<ul style="list-style-type: none"> ● 負傷者の救護と応急手当 ● 重傷病者は医療救護所（第一中学校）および後方医療機関へ搬送要請 ● 感染症と思われる人を把握し、後方医療機関へ搬送要請 ● 要配慮者（乳幼児・高齢者・妊婦・障害など）の特性に合わせた配慮
施設・物品	施設管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の利用可能状況の把握（安全点検、立入禁止の措置など） ● 施設の利用状況に応じた掲示 ● 簡易トイレの設置など
	物資管理班	<ul style="list-style-type: none"> ● 資機材の管理・調整（調達、受入れ、配布） ● 避難スペースごとの必要資機材の提供 ● 避難者の受け入れに使用した物品の在庫管理・補充要請 ● 学校所有物品の借用（机・イス・ホワイトボードなど）
	環境衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ● ゴミの管理 ● トイレ管理

7. 避難所運営本部・各班責任者

運営本部・各班責任者

担当	第一中学校		東海岸小学校		市配備職員	
	責任者	副責任者	責任者	副責任者	第一中学校	東海岸小学校
本部長（統括）						
総務班						
情報広報班						
地域連携班						
受付・名簿班						
救護班	配備職員					
施設管理						
物資管理班	配備職員		配備職員			
環境衛生班						

・災害の規模・時間経過により班の増減を見直す柔軟な対応が必要

8. 設営に必要な考え方・資材・各部署のおおよその設営時間

避難所設営 実施内容説明と参考タイム

発災後に避難所到着出来た人材で実施

▼（約20分）想定実施時間

1. 校門の解錠 <ul style="list-style-type: none"> ● 配備職員または自治会が校門を解錠（配・自） ● 解錠前に来てしまった避難者 ⇒ 二次災害のない場所で待機 	【準備する物】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鍵（校門、防災倉庫、校舎・教室）
2. 応急危険度判定 <ul style="list-style-type: none"> ● 応急危険度判定調査票を使い建物外観の応急危険度判定を行う ◇ 配備職員・自治会のペア数組による ◇ 応急危険度判定調査票（防災倉庫内の壁にかけてある） ● 施設の安全点検（配・自）（体育館屋根・校舎・壁・窓ガラス） ● 施設確認時の避難者の待機場所⇒ 二次災害のない広い場所 ● 市災害対策本部へ参集（配）（参集時時間、人数、等）を報告 	【準備する物】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 筆記用具 ・ 立ち入り禁止札 ・ ガムテープ等 ・ 必要に応じパイロン（コーン）や防護柵を設置

▼（約60分）想定実施時間

3. 運営本部の設置 <ul style="list-style-type: none"> ● 初動期「対策本部/避難所運営本部」を設置（配・自） ● 初動期における災害対策本部長は配備職員とする ● 本部設置後の役割について、各責任者に説明 ● 市災害対策本部へ参集報告（配）参集時間・人数・配備職員名 	【準備する物】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所開設セット（校長室） ・ 情報収集セット（校長室） ・ 多言語表示シート ・ 感染症対策ボックス
--	--

<p>4. 施設内の安全確認 (本部設置後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施設内の利用場所の確認と決定 (配・学) ● 施設配置図 (事前作成) の修正 (配・自) ● 安全確認後ゾーニング準備に入る (配・自) ● 立ち入り禁止地区の措置 (配・自) ● 避難者への対応 (待機していた人達) (配・自) 	<p>【準備する物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立ち入り禁止 (張り紙・テープ) ・ 避難所状況報告書 (様式 7) (配備職員)
<p>5. 体育館のレイアウト</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ワンタッチパーティション等の機材搬入 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 配置表示の担当者以外の全員で倉庫から搬入 ● 総括及び配置位置の表示 (4～5名) <ul style="list-style-type: none"> ◇ レイアウト図に基づき配置位置を表示 ● ブルーシート、パーティション等の組立・配置 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 配置位置にブルーシート、パーティションを配置 	<p>【準備する物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> レイアウト図 <input type="checkbox"/> 50m巻尺 <input type="checkbox"/> ラインテープ <input type="checkbox"/> ブルーシート 一中： 6枚 東小： 3枚 <input type="checkbox"/> パーティション 一中： 50張 東小： 40張 <input type="checkbox"/> 救急セット <input type="checkbox"/> 汚物処理セット <input type="checkbox"/> 簡易トイレ <input type="checkbox"/> 毛布 <input type="checkbox"/> 発電機、投光器
<p>6. 会場設営準備・受付の準備 (体育館への機材搬入終了後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施設配置図を事前に作成 (施設管理班) ● 避難者向け掲示板設置・掲示物掲示 (施設管理班) ● 資機材の準備 (施設管理班、物資管理班) ● 市災害対策本部へ開設完了の報告 (配) 	<p>【準備する物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 筆記用具・受付用紙 <input type="checkbox"/> 椅子、机 <input type="checkbox"/> 多言語シート (受付) <input type="checkbox"/> 情報受伝達用掲示板 <input type="checkbox"/> 感染症対策ボックス <input type="checkbox"/> 発電機、投光器 <input type="checkbox"/> 照明器具 <input type="checkbox"/> 第1次受付 避難者名簿 (様式 3)

▼ (約50分) 想定実施時間

<p>7. 受付と避難者の誘導開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ● グランド設置の第一次受付では、体調不良者の選別 ● 体育館受付 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 避難者受付カードを渡し、記入後に回収 (配・自) ● 避難者数を把握し、運営本部へ報告 (配・自) ● 災害情報周知のホワイトボードを設置 (配・自) ● 避難者数、地域の避難状況などを掲示 (情報広報班) 	<p>【準備する物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 初期受付用簡易避難者カード (様式 2-1) <input type="checkbox"/> 避難世帯票避難者カード (様式 2-2) <input type="checkbox"/> 傷病者リスト (様式 4) <input type="checkbox"/> 要援護リスト (様式 5) <input type="checkbox"/> 避難者集計表 (様式 6) <input type="checkbox"/> 健康チェックリスト <input type="checkbox"/> 多言語表示シート <input type="checkbox"/> 避難所状況報告書 <input type="checkbox"/> ホワイトボード
--	--

9. 避難者の到着と受け入れ

- 受付は体温計のみ設置 → 感染症・体調不良者には別の受付経路掲示
- 平常体調者は体育館受付への経路指示
- 体育館受付業務の確認 (地域・家族ごと)
 - (1) 体育館内のレイアウト実施
 - (2) 校内ゾーニング実施
 - (3) 避難者の誘導 各校の体育館・指定教室
 - (4) ペット避難所エリアの確認 (東海岸小学校・第一中学校)

10. 医療避難所・指定避難場所・地区防災拠点（第一中学校）

● 第一中学校 避難所設営担当

防災安全部会長	
---------	--

運営本部（総括）	責任者	副責任者

担当		責任者	スタッフ			
総務・施設管理	校門の解錠					
	本部・受付					
	応急危険度判定					
	施設内の安全確認					
体育館レイアウト	総括及び配置ポイント表示					
	パーティション等の資材搬入	*配置ポイント表示担当以外の全員でパーティション等の資材を防災倉庫から体育館に搬入				
	ゾーンN1→N2 24張 <北1、北2担当>					
	ゾーンS1→S2 24張 <北3、北4担当>					
	ゾーンB1 ブルーシート <北5担当>					
	投光器、受付用長机、イス	*パーティション、ブルーシートの設置が完了した方で設置				
体育館受付・誘導						

*総務班、施設管理班以外の方は、体育館の安全確認終了後、パーティション等の資材搬入・設置。

*地域住民の方で上記に記載のない方も、パーティション組立・配置のお手伝いをお願いします。

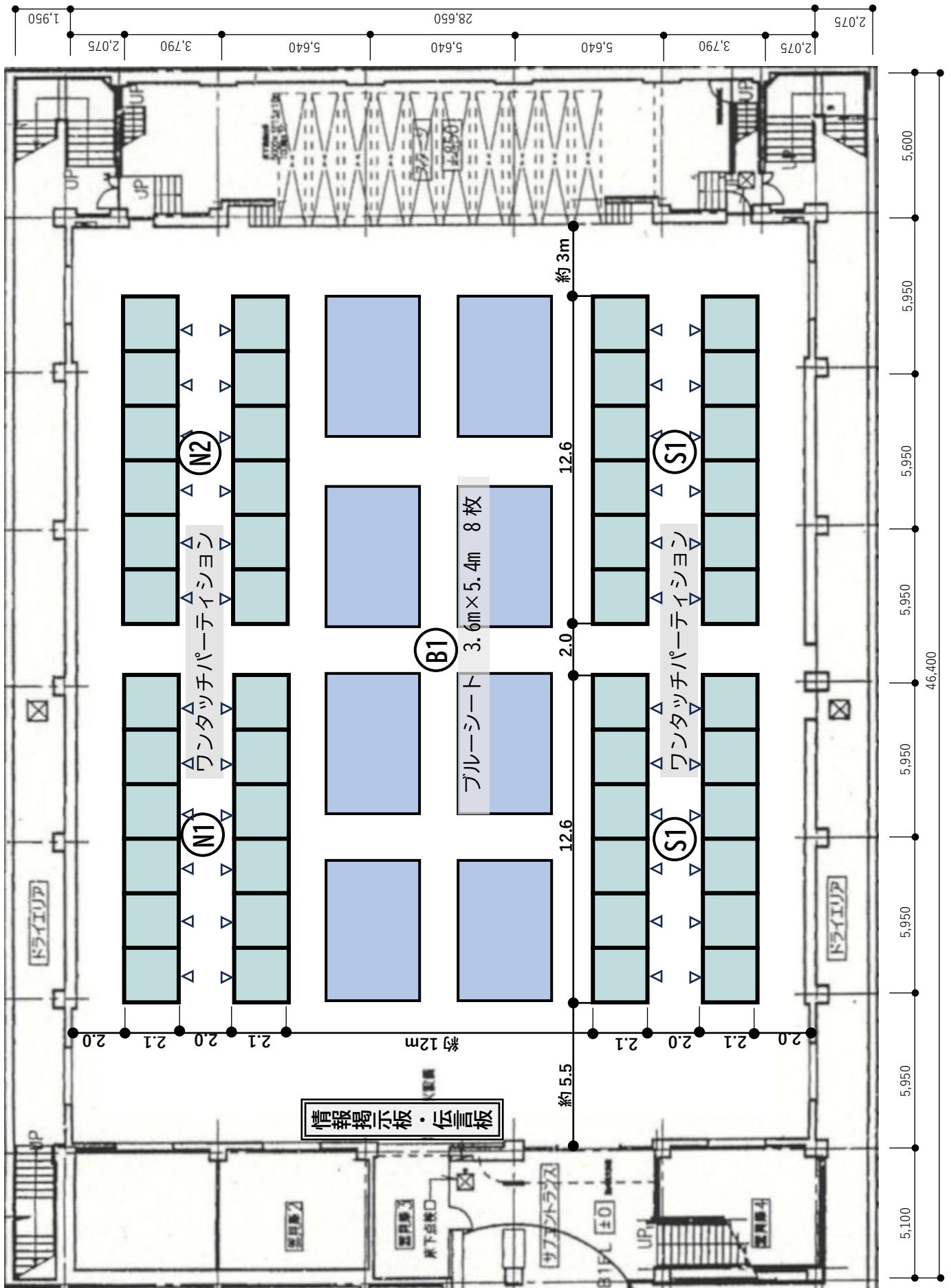
*全ての設営が不可能な場合は要支援者・配慮者の場所の確保を優先する。

● 第一中学校 体育館 避難所レイアウト（2026年版）留意ポイント

- ・主な通路：幅2m以上（担架・車イス等に対応）
- ・壁際通路：幅1.5～2m（資材搬送、緊急時通行、換気確保のため）
- ・空間確保：非常口・出入口・用具庫前は空ける
- ・ステージ前：医療・救護、物資仕分け・配布等のため、居住には使用しない
- ・パーティション：縦横をそろえて碁盤目状に配置（通路の迷路化を防ぐ）
- ・ブルーシート：中央部に配置し、居住区のほか、避難者同士の交流エリアとしても使用

※レイアウトは、災害時の事例や訓練等から得られた知見を踏まえ、適宜見直し更新する。

第一中学校 体育館 避難所レイアウト図 1/200 (2026年版)



● 災害用備蓄資機材・物品一覧（第一中学校）

更新日			2024/03/14	2023/03/29	2024/03/14	2024/03/28	2024/03/28	2023/12/28	2020/02/14
分野	種類	商品名（規格）/容量	コンテナ倉庫	新防災倉庫 校舎東側	1棟3階 机・椅子置き場	1棟階段下倉庫 産業廃棄物保管	1棟階段下倉庫 産業廃棄物保管	1棟廊下 体育館出入口	プール
食料	おかゆ	おかゆ/30食 アルファ食品（R4年度購入）						210食/7箱	
食料	レトルト	和風鯛ごはん/25食						50食/2箱	
食料	レトルト	和風鯛ごはん/25食（R4年度購入）						750食/30箱	
飲料水		非常用飲料水(スパーセア)2ℓ/6本					120 10箱		
給水	資機材	ろ水機 DCF-IES	1基						1基
給水	資機材	緊急時浄水装置浄水機用カートリッジ/PRA-B5015D/12個入	24個/12個入×2箱						
給水	資機材	組立式簡易水槽/500ℓ	1基						
給水	資機材	ポリタンク/250ℓ	4基						
給水	物品	ビュラックス	2本						
給水	物品	緊急用飲料水容器/東都成型株式会社/10ℓ/100袋入			200袋/1箱				
給水	物品	飲料水袋(ワルトウォーターバック)/6ℓ/200枚入	40枚						
給食	資機材	平釜セット	1式						
電機	発電機	発電機 HONDA/EM-1500X	1台						
電機	発電機	発電機 YANMAR/G9001S	3台						
電機	発電機	発電機 shindaiwa/IEG900M-Y	1台						
電機	コード	コードリール	4個						
電機	コード	コードリール/ドラム式	5個						
電機	照明	投光器/黄色袋収納タイプ	1台						
電機	照明	バルーン投光器(ヤンマー)	3台						
電機	照明	LED フローレンライト/LXW-5			4個				
電機	照明	ULTRA ECO LED LIGHT	1個						
電機	拡声器	トランジスタメガホン/ハンドマイク	1台						
電機		コンセントタップ			4個				
医療		災害救急セット/20人用	1箱						
医療		蓋つきゴミ箱			1個				
トイレ	セット	凝固・衛生セット(ニード)/100セット入			30箱/H21.2月製				
トイレ	紙	災害用備蓄ペーパー/15,000枚(3,000枚×5セット)				1箱			
トイレ	紙	ロールペーパーもみじ(65m巻)/1000枚入				1箱			
トイレ	簡易	災害用簡易トイレ(ニード A型・P型)	2個/P型			13個			
トイレ	簡易	家庭用簡易トイレ(サナーII)/6個入				30個/5箱			
トイレ	簡易	ラップポン (便袋1000回付き)		1式					
トイレ	仮設	災害用仮設トイレ(ニード・J)/洋式				2台			
トイレ	仮設	災害用仮設トイレ(ニード)/S式/和式	2台						
トイレ	手すり	ポータブルトイレ用手すり	2台						
救護	ベッド	簡易ベッド LOGOS(FD-マイトイコト)/6台入	10台						
救護	ベッド	折り畳み簡易ベッド (コールマン)		30台					
救護	ベッド	折り畳み簡易ベッド (キャンバル) 令和4年度購入		21台					
救護	ベッド	多目的簡易ベッド		10台	30台				
救護	ベッド	エアーマット (20個入・専用ポンプ)				1箱			
救護	担架	折りたたみ式布担架	2組						
寝具	毛布	毛布/10枚入	30枚/3箱 2008年度		220枚 1995年度15箱 2002年度7箱	290枚 1995年度29箱	60枚 1995年度6箱		
テント	テント	防災テント一式	1張						
テント	テント	イージーアップ・テント 300cm×450cm		1張					
テント	テント	災害用ワンタッチハウス/グランド製	2台						
テント	テント	プライベートテント/1人用(グリーン)	10個						
テント	テント	ユニバーサルテント (要配慮用テント)	2張						
テント	テント	パーソナルテント/ワンタッチ 1人用 (黒いドーム型)					5張		
テント	間仕切り	ワンタッチパーティション (210×210×180)		20張			30張		
シート		ブルーシート (3.6m×5.4m)/10枚入			30枚/3包				
シート		アルミマット 1箱/20枚入		200枚					
生理用品	子供	エリエール・グリーン/子供用 M/84枚/3包入			252枚/1箱				
生理用品	子供	エリエール・グリーン/子供用 L/68枚/3包入			204枚/1箱				
生理用品	子供	エリエール・グリーン/子供用 S/82枚/1個			82枚/1個				
生理用品	子供	エリエール・グリーン/子供用 M/64枚/1個			64枚/1個				
生理用品	子供	エリエール・グリーン/子供用 L/54枚/1個			54枚/1個				
生理用品	子供	エリエール・グリーン/子供用 ビッグ/42枚/1個			42枚/1個				
生理用品	大人	デispens・オンリーワン(光洋)/成人用 S/88枚入			88枚/1箱				
生理用品	大人	デispens・オンリーワン(光洋)/成人用 M/80枚入			80枚/1箱				
生理用品	大人	デispens・オンリーワン(光洋)/成人用 L/68枚入			68枚/1箱				
生理用品	大人	エリエール・アテント(大王製紙)/成人用 S/1箱:20枚入×3パック	60枚/1箱		120枚/2箱				
生理用品	大人	エリエール・アテント(大王製紙)/成人用 M~L/1箱:20枚入×3パック	60枚/1箱		120枚/2箱				
生理用品	大人	エリエール・アテント(大王製紙)/成人用 L~LL/1箱:18枚入×3パック	54枚/1箱		108枚/2箱				
生理用品	大人	アテントさらさらパンツ S 20枚			20枚/1箱				
生理用品	大人	アテントさらさらパンツ M~L 20枚			20枚/1箱				
生理用品	大人	アテントさらさらパンツ L~LL 18枚			18枚/1箱				
生理用品	女性	I/L素肌のきもち超スルム(特に多い昼用)羽根つき17枚 24パック/1箱			816枚/2箱				
救助	資機材	ツルハン	2本						
救助	資機材	掛矢	3本						
救助	資機材	剣スコップ	2本						
救助	資機材	バール(大)	5本						
救助	資機材	バール(小)	1本						
救助	資機材	のこぎり	5本						
救助	資機材	鉈	1本						
燃料		ガソリン携行缶/20ℓ	1缶						
燃料		ガソリン携行缶/LX20/20ℓ/ガソリン入り	1缶						
		固形燃料/600g/36個入	19ℓ入/H30.12						
その他	避難所	多言語表示シート一式	1式						
その他	避難所	扇風機/4.5cm			5				
その他	避難所	大型扇風機/7.5cm			4				
その他		脚立	1本						
その他		ゴミ袋			100枚/90ℓ				
その他		レジ袋			20号1000枚				

茅ヶ崎市HP 「第一中学校 避難所運営マニュアル」より引用

※「災害用備蓄資機材・物品一覧」は随時更新されます。最新情報は茅ヶ崎市HPを確認のこと。

1 1. 指定避難場所・地区防災拠点 (東海岸小学校)

● 東海岸小学校 避難所設営担当

防災安全部会長	
---------	--

運営本部 (総括)	責任者	副責任者

担当		責任者	スタッフ			
総務・施設管理	校門の解錠					
	本部・受付					
	応急危険度判定					
	施設内の安全確認					
体育館レイアウト	総括及び配置ポイント表示					
	パーティション等の資材搬入	*配置ポイント表示担当以外の全員でパーティション等の資材を防災倉庫から体育館に搬入				
	ゾーンN1→N2 20張 担当：南1、南2、南3					
	ゾーンS1→S2 20張 担当：南4、南5、南6					
	ゾーンB1 ブルーシート 担当：PGC					
	投光器、受付用長机、イス	*パーティション、ブルーシートの設置が完了した方で設置				
体育館受付・誘導						

*総務班、施設管理班以外の方は、体育館の安全確認終了後、パーティション等の資材搬入・設置。

*地域住民の方で上記に記載のない方も、パーティション組立・配置のお手伝いをお願いします。

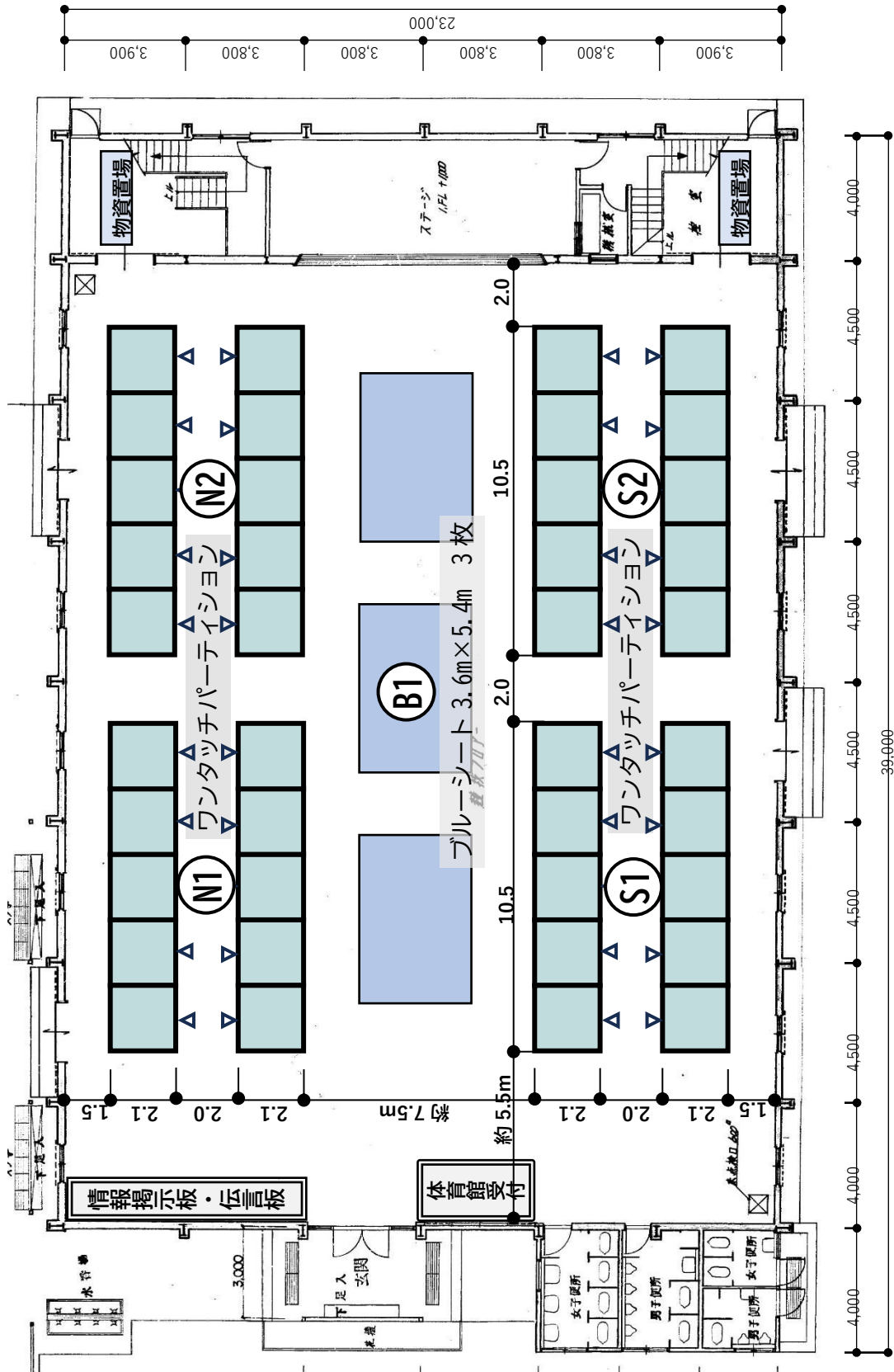
*全ての設営が不可能な場合は要支援者・配慮者の場所の確保を優先する。

● 東海岸小学校 体育館 避難所レイアウト (2026年版) 留意ポイント

- ・主な通路 : 幅 2m 以上 (担架・車イス等に対応)
- ・壁際通路 : 幅 1.5~2m (資材搬送、緊急時通行、換気確保のため)
- ・空間確保 : 非常口・出入口・用具庫前は空ける
- ・ステージ前 : 医療・救護、物資仕分け・配布等のため、居住には使用しない
- ・パーティション : 縦横をそろえて碁盤目状に配置 (通路の迷路化を防ぐ)
- ・ブルーシート : 中央部に配置し、居住区のほか、避難者同士の交流エリアとしても使用

※レイアウトは、災害時の事例や訓練等から得られた知見を踏まえ、適宜見直し更新する。

東海岸小学校 体育館 避難所レイアウト図 1/200 (2026年版)



● 災害用備蓄資機材・物品一覧（東海岸小学校）

更新日			2021/05/18	2021/05/18	2023/03/29	2021/05/18	2024/03/14	2021/06/25
分野	種類	商品名(規格) / 容量	コンテナ倉庫(旧)	コンテナ倉庫(新)	新防災倉庫 北棟・南棟の間	体育館 2階北側倉庫	南棟3階東側 防災倉庫	北棟3階東側 防災倉庫
食料	おかゆ	非常災害用おかゆ/20食					80食/4箱	
食料	おかゆ	非常災害用おかゆ/20食						120食/6箱
食料	レトルト	和風鯛こはん/25食(R4年度購入)				400食/16箱	400食/16箱	
飲料水		非常用飲料水(スバホー)2% [※] /6本					96箱	
給水	資機材	ろ水機 DCF-IES	1基					
給水	資機材	組立式簡易水槽/500 [※]	1基					
給水	資機材	給水タンク/250 [※]		4基				
給水	資機材	飲料水用(ポリタンク)/20 [※]		3個			15個	
給水	資機材	ポリタンク/10 [※]	25個					
給水	物品	ビューラックス	2本					
給水	物品	非常用飲料水袋/千代田紙業株式会社/10 [※] /100袋入				200袋/2箱		
給食	資機材	平釜セット	1式					
電機	発電機	発電機 HONDA/EM-1500X	1台					
電機	発電機	発電機 YANMAR/G9001S	3台					
電機	発電機	発電機 shindaiwa/IEG900M-Y	1個					
電機	コード	コードリール	4個					
電機	コード	コードリール/ドラム式	5個					
電機	照明	投光器/黄色袋収納タイプ	1台					
電機	照明	バルーン投光器(ヤンマー)	3台					
電機	照明	LED フローレンライト/LXW-5						3個
電機	拡声器	トランジスタメガホン/ハンドマイク	1台					1台
電機		コンセントタップ				4個		
医療		災害救急セット/20人用	1箱					
医療		蓋つきゴミ箱				1個		
トイレ	セット	凝固・衛生セット(ニード)/100セット入	5箱/H21.2月製	4箱/H23.3月製		20箱/H21.2月製	50箱/H21.2月製	20箱/H21.2月製
トイレ	紙	備蓄ペーパー/9,000枚(1,800枚×5セット)				1箱		
トイレ	紙	災害用備蓄ペーパー/15,000枚(3,000枚×5セット)		3箱			5箱	2箱
トイレ	紙	ロールペーパーもみじ(65m巻)/100ロール入				1箱		
トイレ	簡易	災害用簡易トイレ(ニード A型・P型)	2個			30個		
トイレ	簡易	簡易トイレ(ポックス/IL)/5個入		20個/4箱			50個/10箱	10個/2箱
トイレ	簡易	ラップボン(便袋1000回付き)			1式			
トイレ	仮設	災害用仮設トイレ(ドット・3)/洋式		2台		1台		
トイレ	仮設	災害用仮設トイレ(ドット/3型)/洋式/車椅子対応				1台		
トイレ	仮設	災害用仮設トイレ(ドット/3型)/洋式/腰掛式	1台					
トイレ	仮設	災害用仮設トイレ(ドット/3型)/和式	1台					
トイレ	仮設	災害用仮設トイレ(ドット/3型)/洋式				2台		
トイレ	手すり	ポータブルトイレ用手すり		2台				
救護	ベッド	折り畳み簡易ベッド(コールマン)			30台			
救護	ベッド	折り畳み簡易ベッド(キャンパル) 令和4年度購入			21台			
救護	ベッド	多目的簡易ベッド			10台	15台	15台	
救護	ベッド	エアーマット(20個入・専用ポンプ)					1	
救護	担架	折りたたみ式布担架	2組					
寝具	毛布	毛布/10枚入	50枚/5箱 <small>1999年度3箱、2000年度2箱</small>	40枚/4箱 <small>2011.10月製</small>		150枚/15箱 <small>2004年度</small>	490枚/48箱 <small>2011.10月製</small>	200枚/20箱 <small>2011年度</small>
テント	テント	防災テント一式	1張					
テント	テント	イージーアップ・テント 300cm×450cm			1張			
テント	テント	災害用ワンタッチハウス/ブレード-4製	2台	2台				
テント	テント	プライベートテント/1人用(グリーン)		12個				
テント	テント	ユニバーサルテント(要配慮用テント)		2張				
テント	間仕切り	ワンタッチパーティション(210×210×180)			20張	30張		
シート		ブルーシート(3.6m×5.4m)/10枚入		40枚/4包		10枚/1包	30枚/3包	
シート		ブルーシート(10m×10m)/2枚入		10枚/5包				
シート		ゴザ(スリット)/6帖/10枚入		20枚/2包				
シート		ゴザ(スリット)/6帖/8枚入		16枚/2包				
シート		ゴザ(スリット)/6帖/7枚入		14枚/2包				
シート		ロールマット/90cm×18m					5箱/バラ15本	
シート		アルミマット 1箱/20枚入			200枚			
生理用品	子供	エリエール・グリーン/子供用 M/84枚/3包入					252枚/1箱	
生理用品	子供	エリエール・グリーン/子供用 L/68枚/3包入					204枚/1箱	
生理用品	子供	エリエール・グリーン/子供用 S/82枚/1個						82枚/1個
生理用品	子供	エリエール・グリーン/子供用 M/64枚/1個						64枚/1個
生理用品	子供	エリエール・グリーン/子供用 L/54枚/1個						54枚/1個
生理用品	子供	エリエール・グリーン/子供用ビッグ/42枚/1個						42枚/1個
生理用品	大人	デイスパース・オンリーワン(光洋)/成人用 S/88枚入					88枚/1箱	
生理用品	大人	デイスパース・オンリーワン(光洋)/成人用 M/80枚入					80枚/1箱	
生理用品	大人	デイスパース・オンリーワン(光洋)/成人用 L/68枚入					68枚/1箱	
生理用品	大人	エリエール・アテント(大王製紙)/成人用 S/1箱:20枚入×3パック	120枚/2箱				60枚/1箱	
生理用品	大人	エリエール・アテント(大王製紙)/成人用 M~L/1箱:20枚入×3パック	120枚/2箱				60枚/1箱	
生理用品	大人	エリエール・アテント(大王製紙)/成人用 L~LL/1箱:18枚入×3パック	108枚/2箱				54枚/1箱	
生理用品	大人	アテントさらさらパンツ S 20枚						20枚/1箱
生理用品	大人	アテントさらさらパンツ M~L 20枚						20枚/1箱
生理用品	大人	アテントさらさらパンツ L~LL 18枚						18枚/1箱
生理用品	女性	肌素肌のきもち超肌(特に多い量用)羽根つき 17枚 24パック/1箱						816枚/2箱
救助	資機材	ツルハン	2本					
救助	資機材	掛矢	3本					
救助	資機材	剣スコップ	2本					
救助	資機材	バール(大)	5本					
救助	資機材	バール(中)	1本					
救助	資機材	のこぎり	5本					
救助	資機材	リヤカー	1台					
燃料		ガソリン携行缶/20 [※]	1缶					
燃料		ガソリン携行缶/LX20/20 [※] /ガソリン入り		1缶 19 [※] 入り R1.11				
水防	土のう	土のう袋/200枚入	100枚	200枚				
その他	避難所	多言語表示シート一式	1式					
その他	避難所	扇風機/4.5cm				5		
その他	避難所	大型扇風機/7.5cm				4		
その他		脚立	1本					
その他		台車	1台					
その他		ゴミ袋		100枚/90 [※]				
その他		レジ袋		20号1000枚				

茅ヶ崎市HP「東海岸小学校 避難所運営マニュアル」より引用

※「災害用備蓄資機材・物品一覧」は随時更新されます。最新情報は茅ヶ崎市HPを確認のこと。

12. 海岸地区ペット避難所マニュアル

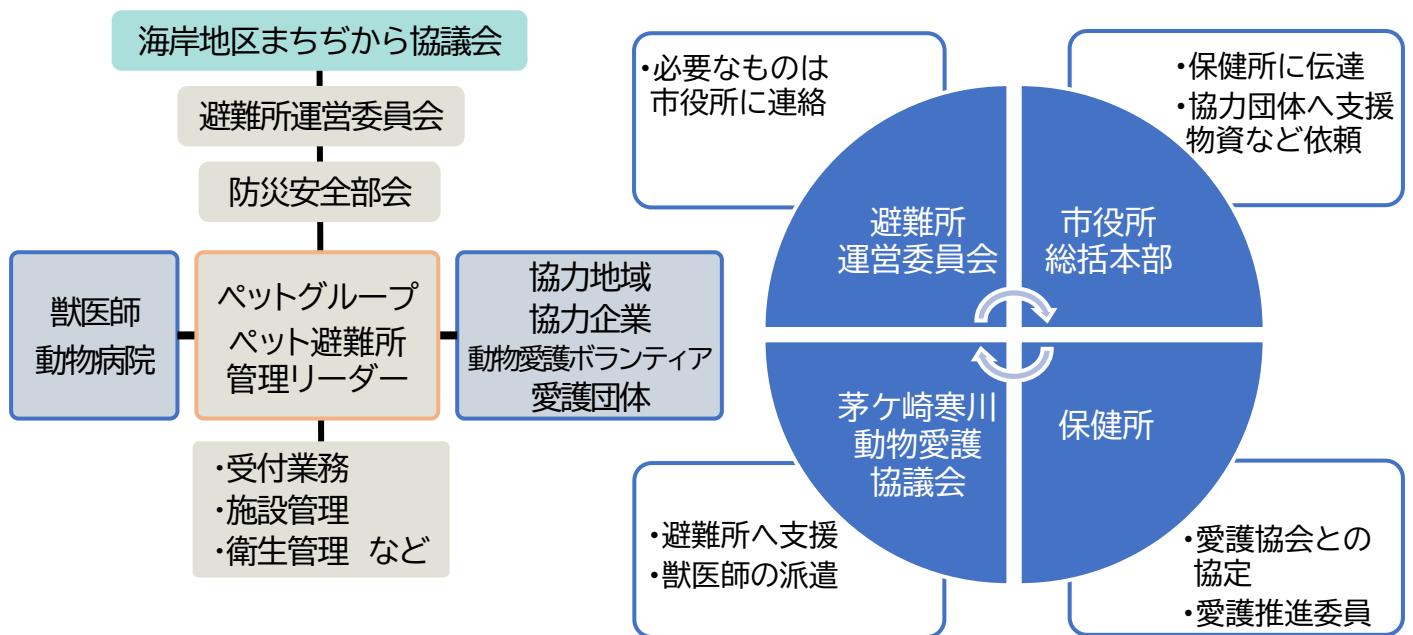
1 災害時のペット避難・救助の組織体制

海岸地区では、ペット避難を円滑に行うため、地域・行政・獣医師会・ボランティアが連携して対応する体制を整備している。

また、人とペットが共存出来る避難所運営を、安全かつ円滑に行うため、「ペット避難所管理リーダー（PSA：Pet Shelter Administrator）」を配置する。

「ペット避難所管理リーダー」（PSA）

- 居住地域特有の災害特性を理解し、ペットとの同行・同伴避難に必要な知識を有する。
- 地域住民の目線を基本とし、ペット同行避難に関する人材の育成を行う。
- 内閣府防災担当承認のテキスト講習/訓練を受け、海岸地区まちぢから協議会が承認した者。



(1) 神奈川県動物救護体制

神奈川県の『神奈川県災害時動物救護対策実施要綱（H31.3.29 施行）』では、救護活動について災害規模に応じ、次のとおり設置することとしています。

【神奈川県動物救護本部】

- ① 関係機関等との連絡調整
- ② 医薬品、物資等の調達
- ③ 災害対策ボランティアの派遣
- ④ その他動物救護活動に必要な事務

【動物救護センター】（神奈川県、茅ヶ崎市）

- ① 所有者不明の被災動物の保護、保管
- ② 所有者不明の被災動物の所有者への返還及び譲渡
- ③ 負傷した被災動物の保護、治療及び保管
- ④ 飼養することが困難な被災動物の一時保管
- ⑤ 飼養者が管理する被災動物に対する必要物資の支援
- ⑥ その他動物救護活動に必要な事務

【臨時救護施設】

（県獣医師会会員診療施設）
公益社団法人神奈川県獣医師会
動物救護活動対策ガイドライン
に基づいて活動

(2) 茅ヶ崎寒川獣医師会との協定

茅ヶ崎市および寒川町では、市内で大規模災害が発生した場合、被災した犬猫その他小動物の収容や治療等の救護活動を図るため、茅ヶ崎寒川獣医師会と『災害時における動物救護活動に関する協定』を締結し、次のとおり定めています。

対象とする動物	被災地域内で明らかに救護が必要と認められる犬、猫その他小動物
発災時の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・対象動物の収容、保管、治療、管理及び死亡の確認 ・被災による所有者不明動物に関する情報提供 ・災害時避難所における動物の健康相談並びにこれに対する指導及び助言 ・災害時避難所における動物に関する公衆衛生上の管理及び指導 ・その他、必要な動物救護活動
平常時の活動	・動物救護活動に必要な物資等の備蓄及び保管
期間	原則として、神奈川県による動物救護センターが設置されるまで

2 一般的な避難所入所の手順

(1) 受け入れ場所の開放

- 被害状況を踏まえ、ペットの受け入れ可否を判断する。
- 飼育場所が使用可能かを確認し、問題がなければ開放する。

(2) 受付、身元表示

① 飼い主は個別記入票を記入

- ペット同行避難者専用の受付を設ける。
- ペット情報を把握する。

② 名札の装着、ペット防災手帳（個体識別票）の貼り付け

- 名札は布などを使い首輪に装着し、装着できない場合はケージ等に取り付ける。
- ペットは原則としてケージ等から出さない。
- 飼い主やペットの情報が記された「ペット防災手帳」をケージ等に貼り付ける。
- 「ペット防災手帳」がない場合は、個体識別票を配付する。

(3) ペットの健康状態の確認

- 獣医師または知識のあるスタッフがペットの健康状態を確認する。
- ◇ 体調不良や感染症が疑われる場合は別途対応する。

(4) 第二次受付（入所許可）

- 収容前に、身元表示が確実に行われているか再確認する。
- 管理番号を発行し、以後その番号でペットを管理する。


(5) 飼育スペースへの誘導

- ケージの貸し出しを行い、指定された飼育スペースへ誘導する。

(6) 飼い主の会発足

- 飼い主にボランティアを加えた「飼い主の会」を発足させる。
- ペットの飼育管理や役割分担を行う。
- 避難所本部（避難所運営委員会）との連絡窓口として、代表者を選出する。
- 避難所におけるペットの飼育・管理は飼い主の責任とする。



名前	ラッキー	飼い主名	えぼし 麻呂
種類	ミックス	性別	メス
毛色	レッド	年齢	3才
病歴	なし		
性格特徴	明るく活発		

3 海岸地区のペット避難所管理・運営

(1) 飼育ルールの作成

- 他の避難者への配慮および衛生管理の確保を目的に、飼育ルールを定める。
- 「飼い主の会」が中心となり、一部の人に負担が偏らない運営を目指す。
- ルールは、避難所本部（避難所運営委員会）と調整のうえ決定する。

1) 飼育ルール作成方法

飼育内容に応じて班分けを行い、班ごとに具体的なルールを検討する。

班名	検討内容
① 給餌班	エサの調達・管理、食事管理、健康管理等
② 清掃班	飼育場所の清掃・消毒、排泄物の処理、抜け毛の対策等
③ 運動班	運動（散歩）の代行、適切な運動量の決定等
④ 管理情報班	避難所運営の本部（避難所運営委員会）との連絡、保護・失踪情報の掲示、避難所内のトラブル対応等

2) 飼育ルール作成時留意点

共同生活	① 飼い主は「人優先の原則」を守り、動物が苦手な人への配慮を行う。 ② 飼い主は責任をもってペットを管理する。 ③ ペットは、避難所本部が指定した場所以外では飼育しない。 ④ ペットによる苦情や事故の防止に努める。
衛生管理	⑤ 飼育場所や使用する施設は常に清潔を保ち、必要に応じて消毒を行う。 ⑥ 抜け毛対策を行い、周囲を汚さないよう配慮する。 ⑦ 排泄は指定の場所で行い、フンは袋に入れ、燃えるゴミとして処分する。 ⑧ 食べ残しの餌は速やかに片付ける。
安全・健康管理	⑨ 犬・猫等は適度に運動させ、その際、必ずリードを装着し、放し飼いは行わない。 ⑩ 逸走防止のため、ケージの開閉は戸締めされた場所で行う。 ⑪ リード装着時は、逸走防止のため首輪とリードを二重に着けることが望ましい。 ⑫ 予防接種を受けていない動物はケージで飼育し、人との接触を避ける。 ⑬ ペットの体調変化に注意し、ストレスを軽減する工夫を行う。

(2) ペットの飼育管理（当番）

- 避難生活では飼い主自身の負担やストレスも大きくなるため、自分のペットだけでなく、全体で協力して管理する。
- 「当番表」を作成し、清掃や見回り等を飼い主全員で分担する。

(3) 情報の掲示

- 避難所でのペット飼育状況について、飼い主だけでなく避難者全員に情報提供を行う。
- ペットの飼育場所や管理方法を周知し、トラブル防止のため「避難所周知用チラシ」を作成し、掲示板や回覧等で啓発する。
- ペットの失踪・保護・飼い主不明等の情報は、「ペットの失踪・保護・死亡情報」として整理し、避難所本部への連絡および掲示板等で共有する。
- 所有者不明のペットについては、避難所本部（避難所運営委員会）および県の仮設動物救護センターへ連絡する。

4 海岸地区ペット避難所入所の流れ

避難所到着

※ PSA が交代しても、同一の手順・同一判断基準で対応する。

① PSA による案内・初期確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 人優先の原則説明 ● ペット同行避難のルール共有
② 第一次受付 (ペット同行避難者)	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別記入票の確認 ● ペット防災手帳の有無確認 ● 海岸地区で配付する「ペット防災手帳」を推奨 (HPよりダウンロードが可能) ● 手帳を活用することで入所手続きが短縮 ● 平常時から、ビニールケースに入れ、ケージ内に保管 ● 「個別記入票」記入と第一次受付内容の確認を徹底 ● 提出された書類はケージに装着し、リーダーがファイル管理する
③ 健康状態確認 ・ 獣医師または知識のある者	<ul style="list-style-type: none"> ● 体温検査 ● ペットのケガ/体調不良の申告 ※ケガ/体調不良の状態が緊急を要する子は預かれない ● ペットの既往症・咬み癖・泣き癖などの申告 ※スペース割り当てに必要 ● 状況を把握管理リーダーが獣医師へ連絡
④ 第二次受付	<ul style="list-style-type: none"> ● ペット入所許可および管理番号の発行 ※以後、この番号で全ての情報を管理 ● 入所スペースは、「共通基準」に基づき振り分ける
⑤ 飼育場所へ誘導	<ul style="list-style-type: none"> ● スペースの確定 ● ケージの貸し出し ● 全ケージに番号を付与し、ビニールバックに情報を収納
⑥ 飼い主の会へ参加	<ul style="list-style-type: none"> ● 当番表・ルールの説明

● スペース振り分け基準 (共通基準)

種類	・ 犬・猫・ウサギ・小鳥・エキゾチックアニマルなど
大きさ	・ 体重など
癖	・ 吠える・咬む・怯える・威嚇するなど
性格	・ 明るさに敏感、音に敏感
特性	・ 自分を動物とっていないため、精神的に落ち込みやすいタイプ など

- 状況の変化に応じて基準に反映する。
- 対応に差が出ないように、PSA間で振り分け基準を共有する。

13. 津波に対する避難先

1 指定緊急避難場所（津波）

避難対象地域の外にある、緊急に避難するための施設です。



下記の8か所の公立小中学校が指定されています。

① 茅ヶ崎小学校	⑤ 今宿小学校
② 鶴嶺小学校	⑥ 松浪中学校
③ 松浪小学校	⑦ 梅田小学校
④ 梅田中学校	⑧ 浜須賀中学校

2 津波一時退避場所

（津波避難ビル・津波避難地）

避難対象地域外へ出ることができない場合に、避難対象地域内で一時的または緊急に避難する建物や場所です。

（1）津波避難ビル

大津波警報が発表された場合、避難対象地域の外へ出られない場合に緊急に避難する建物です。協定マンションおよび公立小中学校が該当します。



大津波警報発表時の一時避難ビル対応

各自治会の自主防災メンバーは、市配備職員、建物管理者・居住者と連携し、可能な限り施設内へ避難者を受け入れる。

① 受入れ

- ・ 入口に鍵がない場合：そのまま受け入れる
- ・ 管理人等がいる場合：管理人等が鍵を解除
- ・ 管理人等が不在の場合：居住者等が鍵を解除
- ・ 入口・扉は後続避難者のため開放状態とする
- ・ 受入れ開始後、市へ受入れ開始を報告

② 施設内誘導

- ・ 協定書に基づき、指定された退避場所へ誘導
- ・ 災害用物資がある場合は、必要に応じて配付

③ 避難解除

- ・ 大津波警報解除後、退避終了を伝え、施設外への移動を促す

④ 施設破損対応

- ・ 避難のためやむを得ず、または誤って生じた破損は市が費用負担
- ・ 破損箇所は写真等で記録を残す

（2）津波避難地

津波発生時、避難対象地域の外へ出られない場合に緊急に避難する敷地です。避難対象地域内にある高台など、基準水位より高い場所を指定しています。



現在、下記の4か所が指定されています。

① 茅ヶ崎ゆかりの人物館
② 恵泉幼稚園
③ 茅ヶ崎館
④ 柳島しおさい公園

【海岸地区周辺の津波一時退避場所】

（2025年11月現在）

区域	名称
東海岸北一丁目	スリーウッド湘南
東海岸南一丁目	ザ・パークハウス茅ヶ崎東海岸南 ライツ茅ヶ崎東海岸
東海岸南二丁目	クレール東海岸 ヴェルビル東海岸 キイハイツ東海岸 シティ茅ヶ崎東海岸
東海岸南三丁目	パークハイム茅ヶ崎東海岸南 東急ドエル・シーサイドコート 茅ヶ崎東海岸南
東海岸南四丁目	ネオ・サミット茅ヶ崎 ヴェレーナグラン茅ヶ崎東海岸 第一中学校 東海岸小学校
東海岸南六丁目	パシフィックガーデン茅ヶ崎 茅ヶ崎ゆかりの人物館
中海岸三丁目	うみかぜテラス 茅ヶ崎公園野球場 恵泉幼稚園

※最新情報は市HPでご確認ください。

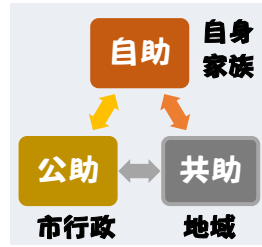
茅ヶ崎市では、津波災害警戒区域の指定を受け、避難対策の見直しを進めています。

その一環として、令和8年度に、津波浸水想定区域内の小中学校6校・中学校3校の校門付近に「地震感知自動解錠ボックス」を順次設置する予定です。

震度5弱程度以上の揺れを感知するとボックスの扉のロックが自動で開き、収納された鍵を使用することにより、夜間や休日など学校が施錠されている場合でも、校内へ速やかに避難することができるようになります。

● 災害を乗り越える基本

自助・共助・公助



自助のポイント

1 ケガをしない（耐震化・家具の固定など）

大きな地震では、転倒した家具や家電によるケガが多く、特に夜間は危険です。日ごろから、家具の固定や耐震化、壁・カーテンなどの耐火・防火対策を行いましょう。

2 家族の安否確認方法を決めておく

災害時は電話やネットが繋がりにくくなるため、安否確認手段を家族で共有しておくことが大切。

● 災害用伝言板（web171）

災害発生時に家族知人などの安否を確認するためのインターネットを利用した災害用の伝言板です。利用する全員で登録番号を共有しておきましょう。詳細はNTTのホームページをご確認ください。

● 災害用伝言ダイヤル（171）

災害発生時に家族や知人の安否を確認する声の伝言板です。利用する全員で固定電話または携帯電話の番号を決めておきます。

毎月1日・15日に無料体験ができます。

※携帯電話ではweb171と171が連携しています。

3 避難場所と避難経路の確認

自宅から避難する避難場所や避難経路を家族で確認しておくことが重要です。また外出先で被災する可能性もあるため、学校や職場など外出先での避難場所、避難経路も確認しておくことも大切。

4 災害用備蓄（ローリングストックを活用）

災害時に備える備蓄方法として「ローリングストック」があります。大災害では救援物資がすぐ届かず、東日本大震災ではコンビニやスーパーなどに人が殺到し、すぐに商品がなくなりました。

これまで備蓄は3日分と言われてきましたが、都市部の直下地震などでは流通が止まり、1週間以上が望ましいという専門家の意見もあります。

1週間分と言われると、大量の備蓄と感じますが、非常食だけに頼らず、普段の食品や台所のストックを活用すれば意外と確保できます。



災害時にまず守るべきは、自分と家族の命です。日ごろから行政が発信する情報などを確認し、家族で共有しておくことで、有事の際に落ち着いて行動することができます。

共助のポイント

自助で命を守り、ケガをしなければ「助けを待つ人」ではなく「助ける人」になります。

1 平時の訓練を活かし安否確認を行う

必要なら避難者への声掛けをする

2 地域の被災状況を手順に従い一早く本部に通知

速やかな救命・救助につながり、地域の被災情報は地域の人にしか発信できません。

情報受伝達（LINE・SNS・トランシーバー等）が確立されている地域は2次災害のリスクを減らす。海岸地区にお住いの全ての人が、スマホでの情報受伝達が可能になるようになることが重要です。

公助のポイント

災害が大きくなればなるほど、公助の手が届く時間が遅くなります

● 命最優先の72時間

被災現場からの情報が早ければ早いほど救急・消防の選択肢は増えます、地域からの情報は必須。

● その後の7日程度

支援物資配給の道路の確保・インフラ停止による対応業務などの災害時対応業務と通常業務の両立という問題で、公助の人員は足りません。

● 私たちの「自助・共助」が機能してこそ

自助・共助・公助の連携こそが、行政は公助にしか出来ないことに集中でき、「地域防災力の差」を生みます。大きな組織を動かすには時間を要することを理解し「7日間を自助・共助」で乗り切りましょう。災害は地域住民と公助の協力なくして乗り越えられません。

● 津波に対する避難の考え方

1 津波避難の原則

避難対象地域の外へ避難することが原則です。浸水想定区域にとどまると孤立状態となり、長時間取り残されるなどのおそれがあります。

しかし、津波は洪水や高潮などとは異なり、到達までの猶予が短いため、避難対象地域の外へ出られない場合は、最寄りの津波一時退避場所などの高い場所へ避難します。

どこまで避難すればより安全かを示す目安が、避難目標ラインです。このラインは津波ハザードマップには掲載されていませんが、市では避難の目安となる目標ラインを設定しました。

●避難目標ライン（ハザードマップに記載なし）



西から東に向かって、
国道1号～南湖通り～鉄砲道～学園通り～松浪コミセン前

2 津波の到達時間について

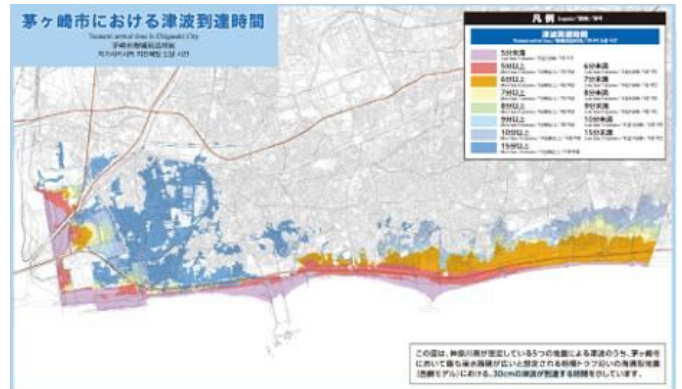
「30cmの津波到達時間」をもとに、自らの避難行動を平時のうちに考えておくことが大切です。国の指針による避難可能距離は、避難時の歩行速度を秒速1m（分速60m）で、地震発生2分後に避難開始した場合に、どの位の距離を避難できるかを示したものです。例えば、津波の到達時間が7分なら約300m、10分なら約480mが避難可能距離の目安です。

この分速60mという速度は、老人自由歩行速度や群衆歩行速度、地理不案内者歩行速度等の平均の速度とされています。身体障がい者などの歩行困難な方はその半分の距離が目安となります。

自宅の30cmの津波の到達時間を確認し、どのくらいの距離を避難できるか確認してください。

津波が早く到達する地域では、地震発生後に確認しては間に合わないおそれがあります。事前に津波ハザードマップを確認し、避難対象地域の外へ避難するのか、最寄りの津波一時退避場所に避難するのかを検討しておくことが重要です。

海岸地区では、国道134号線付近から鉄砲道まで約700mあります。自身のお体の状態などを考慮して、平時から避難行動を考えておいてください。



3 避難行動について

津波発生時には避難先を考えることとなりますが、実際に容易に避難できるとは限りません。

大きな地震の直後は、家具の転倒やガラスの飛散などにより、すぐに避難行動を開始できない状況が多く発生します。

このため、避難先を考える際には、こうした事態を想定した「津波避難の心得」を理解しておくことが重要です。

● 避難を考える際に重要な「津波避難の心得」

逃げるための備え 【平時からの対策】	家具の転倒防止や窓ガラスの飛散防止など
逃げる時の備え 【日頃から準備】	非常持出品や懐中電灯を玄関に用意など

いずれも「自助」が重要となります。

4 津波避難訓練の実施（毎年実施予定）

● 訓練内容

① 情報受伝達訓練	大津波警報発表（訓練）等の情報を確認
② シェイクアウト訓練	地震から身を守る安全行動
③ 津波避難訓練	予め考えた避難先へ避難

訓練前に、30cm津波の到達時間をもとに、自身の避難行動や避難経路を確認してください。

訓練時には、避難経路に危険な箇所がないか、避難に要した時間、別の避難先・避難経路などについても確認してください。また、避難時に持参が必要なものについても、夜間であれば懐中電灯の必要性など様々な状況を想定して確認してください。

2026 年度

海岸地区 避難所開設・運営マニュアル

発行日 2026 年(令和 8 年)3 月

編集発行 海岸地区まちぢから協議会 防災安全部会

〒253-0053

茅ヶ崎市東海岸北五丁目16番20号

海岸地区コミュニティセンター 内

<https://chigasaki-machiren.org/kaigan/>

参考資料 茅ヶ崎市 作成発行

「避難所運営マニュアルの解説」(令和 5 年 7 月)

「第一中学校 避難所運営マニュアル」(令和 7 年 7 月改訂)

「東海岸小学校 避難所運営マニュアル」(令和 7 年 7 月改訂)

茅ヶ崎市市政情報紙「火災から命を守る大切な心得」

茅ヶ崎市津波ハザードマップ(令和 7 年 8 月作成)

本マニュアルは平時の想定に基づくものであり、
発災時は現場の状況を最優先とします。